

四 月 號

大正 24

四月十日發行

雜 五十五

神奈川縣教育

第貳百七拾四號

四一〇	吉川	
三三三	湯野	
三三四	山崎	
三五五	山口	
三六六	宮本	
三七八	河野	
三九九	八幡	
四〇〇	尾原	
四〇一	山崎	
四〇二	桐原	
四〇三	石川	
四〇四	中倉	
四〇五	石川	
四〇六	沢村	
四〇七	山中	

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



◇ 眞價を物語りつゝある大歓迎 ◇

神奈川縣著述

縣民讀本

壹部四拾錢
菊版高尚堅牢
四百二十二頁

寫眞・繪畫・圖表・地圖類七十二葉入

神奈川縣民が相互に理解を更張するために、縣といふ團體の歴史・地理・宗教・人物等精神生活の過去と現在とを明かにし、又縣民相互の利害の相通じてゐる所以を悟るために、財政・經濟・産業等の物質的生活の現状を知解し、自治行政・教育・警察を理解することは、縣民たるの意識を明確ならしめるに大切であり、將來斯くあるべしといふ指標を認めることが必要である——縣民讀本の使命は茲に存し、著述の意圖も茲に在ります。

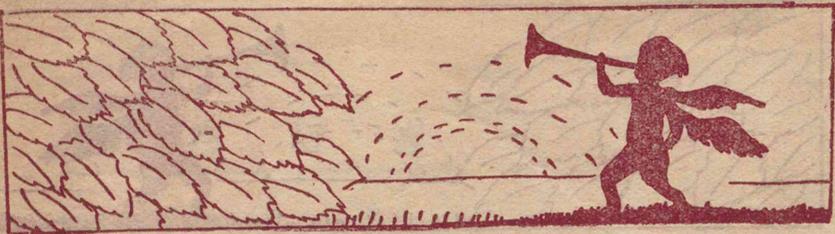
内容といひ、一部四十錢であること、いひ、果して縣下各方面に歓迎せられ、十一月三日發行以來約二ヶ月間に壹萬部も賣り盡されるといふ盛況を呈して居ります。

神奈川縣廳教育課内 電話本局一三五番

發行 神奈川縣教育會

神奈川縣教育 目次 第二七四號

吉田 松陰——フィヒテの言葉	飯田恒作	一
綴り方教育研究會の感想と希望	谷川半次	二
神奈川縣小學校算術教育に就て	山崎篤敬	七
帝國大都市の人口	山崎篤敬	一四
體育設備に就て	山崎篤敬	一五
所感	並木常藏	一七
教育勅語に對する教育者の用意	星谷光雄	一九
學校齒科診察所解説	横溝葦風	二六
編輯惜離	中村佐登壽	三一
四月の數量生活	大谷武雄	三二
生ける奉仕	興風會同人	三三
漢詩		三五
俳句		三五





大老政治の一考察	萩田稔	三七
地名雜觀	中丸壽郎	四〇
長野縣の教育	二宮完造	四三
指導上の諸問題と教材遊戲化の實際	岩本岩次郎	四九
日暹親善		五二
郷土横濱の三千年	龍山親祇	五三
數學史の教授とその系統案	内海健兄	六〇
歐洲ゆき電報と無線の利用	名古屋無線電信局	七〇
國語讀本 二 題材の俳的觀察	八田友雪	七四
全國聯合教育會の總會		七五
二宮先生の研究と景慕		七六
大日本聯合婦人會要旨抄		七八
縣教育會代議員會		八〇
教員互助會評議員		八八
教員互助會總會		九〇

陰 松 田 吉

彼が門弟に對する態度は、飽くまで身を以て自ら率ゐ、各人の自然達發的に留意し、其の個性の伸張を計るに力めたと同時に、常に適切直截な訓戒を與へ、其の獎勵すべきは大に獎勵し、其の責むべく戒むべきは、懇切熱心に、これを責め、且つ戒め、至誠をして感應せしめずんば措からざるの風があつた。

而して、世の常の教師の如く、子弟と離隔した態度なく、起居飲食を共にし、學問作業を共にし、飽くまでも隔てなく、常に學友としての間柄を保たんに努めた。衆生が彼に對して絶大の信服と敬慕の情を傾倒し、渾然として一つの心に合體したのは、何等異とするに足らぬことである。

葉言のテヒイフ

打ち碎かれたる人々の間に勇氣と希望とをもたらし、深き悲みの中に喜びを喧傳して大なる窮迫の時機を通過せしめようとするのである。

新しき世界の曙光は既に始まつた。山々の尖頂は黄金色に染められて、將に來るべき準備をしてゐる。予は出來る限り、この曙光の光線を束ね、これを濃厚にして一つの鏡となし、鏡の中に彼の核心の力を映し出して、彼をして之を認めしめ、この力の開展と形象とを豫言的幻となし、彼の眼の前を通過せしめたいと思ふ。



綴り方教育研究會の

感想と希望

飯田恒作

私はこれまで綴り方教育の講演會や實際指導の批評會などにかなり多く出席してゐるが、今回のやうに縣全體にわたつて行はれた研究會に責任を帯びて出席したのははじめてである。しかも一場の講演や、ある選ばれた研究者の實際指導を參觀するやうな不徹底な方法でなく、全校の職員を並べての出陣は、單に神奈川縣教育界の誇ではなく我が國に於ける綴り方教育の劃時代的の壯舉と見てよいと思ふ。私も不肖ながら非常な感激を有つてこの任に當つた積りである。

率直にいへばあらゆる教科の中で、綴り方教育ほど議論が多くて実績の擧らないものはない。何れの地方にも特殊

な研究者はある。が、多くの實際家はこれに無關心である尖端と後端の差が餘りに大である。それでも教科書のある教科であると指導が横道に入ることも防げるが、綴り方教育には殆んど實際指導を暗示する何物も提供されてゐないから、その場限りの間に合せの仕事に終つてゐるのである。私はこの意味からつぎのやうな事項の吟味から、選ばれた各學校の實際指導を眺めたのである。

- 1 綴り方教育の理解を一般化し、且つこれを深めること
- 2 實際的な研究に目覺めて、兒童の成績を良好ならしめること。
- 3 常に兒童の綴らんとする心を培養し、特に本質的な興

味と、綴るまでの用意に注意して指導すること。

4 指導者と兒童の内面的な交流によつて、本科獨自な教育的價値を發揮すること。

5 綴り方指導の組織を整へること。

各學年指導要項

指導細目

學習帳、兒童文集

ところが短時日の用意であつたが、私のこれ等の要求は何れの學校でも満たされてゐた。最も危まれた綴り方教育の一般化は、最後まで徹底的に行はれ、私は心から感激してしまつた。これは實際家諸君の研究態度が眞摯であつたからで、道の爲に何物も隠す所なく、根本的に建設しようとする祈念の現れであると思ふ。教育の研究は何れの方面でもこの態度に誕生しなければ、眞實を把握することが出来ない。私はこの研究態度に純眞な敬意を表する。

綴り方指導の組織を整へるのは一朝一夕に出来ることではない。その基礎的な研究が困難であるからである。が、何れの學校でも先輩の研究をよく消化し、更にその地方化と獨自な研究によつて、各學年の指導を横と縦から整理してゐる。これは綴り方研究のあらゆる方面の整理を意味

するのであるから、非常なお骨折であつたと思ふ。もし時日を急いだ爲に無理な組織があつたら、今後の研究が進むにつれて徐々に改良して貰ひたいと思ふ。綴り方指導の組織は他教科のそれと違つて、暗示を中心とするから非常に困難である。兒童の創作力の發達など、かなり重要な研究問題が残つてゐる。かうした方面の研究に興味を有たれる實際家も出てほしいと思ふ。

兒童の本質的な興味や綴らんとする心もかなり養はれてゐたと思ふ。この傾向は、實際家のあらゆる努力の總決算でなければならぬ。綴り方教育で、この傾向を齎らす方法は如何なるものも實際家の尊い暗示である。今回私の關係した學校は六校であつて、縣當局の考慮もあつたらうと思ふが、田園生活を主とするもの、都會生活を主とするものの組合せが極めて適當であつた。それで過去に論議されてゐた都會と田舎の綴り方教育、また現代に論議されてゐる都會と田舎の綴り方教育の諸問題が、實證的に解決されたわけである。如何なる郷土に育つ兒童でも、綴り方の本質に魅れば、綴らんとする心も豊かに醸されるし、その成績も非常によくなることを何人も信ぜざるを得なくなつたのである。

兒童の本質的な綴らんとする心が、自然にしかも豊かに湧いて来た主なる原因は、これまで綴つてからの處理に努力してゐた方法が、綴るまでの用意の方面に展開して来たことにあると思ふ。その具體的な指導は學習帳の利用によつて、題材の蒐集を行つたのがそれである。ある研究者は學習帳を利用するやうになつてから、綴ることが非常に豊かになつたといはれたし、ある研究者は生活を粗末にしない美しい態度が現れたといはれたし、ある研究者は指導者に話しかける心持が養はれたといはれたし、またある研究者は綴ることに異常な興味を有つやうになつたともいはれた。綴り方の指導者としてこのくらゐ嬉しいことが他にあらうか。私は綴り方教育研究の受難者としての體驗から、此處まで兒童を育て上げられた實際家諸賢に深甚の敬意を表する次第である。

更に見落してならないことは、この努力によつて教育の眞諦が、兒童と指導者の心の交流、人格の結合であることを内面的にしかも事實の上で悟り得たであらうことである。言葉を換へていへば、綴り方教育の総合的な人生科としての價値を、理屈の上でなく事實によつて理解することが出来たことである。此處まで達しなれば、綴り方教育

の價値を論ずることが出来ない。ある研究者は兒童の文を讀むのが楽しみになつたといはれたし、ある研究者はこれによつて本當の教育が出来るといはれたし、ある研究者は兒童が心から信するやうになつたといはれたし、またある研究者は眞の兒童の姿が見えるやうになつたといはれた。此處から出發しない教育は皆嘘である。今回の諸賢の努力が、この理解に到達したことを教育の爲に喜ばざるを得ないのである。

つぎに今後の指導について簡単に注意すべき事項を舉げて見る。その一つは、今回の諸賢の努力を兒童の爲に、また教育界の爲に健に育てて貰ひたいといふことである。私は諸賢の眞摯な態度を信するから、かうした注意を舉げるのさへ心苦しく感ずるが、厄介な仕事が濟んだといふ態度で、あの學校一致な純眞な研究態度、教育の爲に寢食を忘れた尊い努力さうした研究を持続し整理して、斯道に何物かを貢献しようとする態度に出られんことを切に希望する次第である。これまでの研究は餘りに名利を急ぐ爲に、多くは一時的な線香花火のやうなものになつてしまつたのは残念である。その爲に研究は何等の前進も見せないで、同じ道を往復してゐるだけであつた。一步でもよい、綴り方教育の爲に前進して貰ひたいのである。

一般にこれまでの實際家は、餘りに自己を輕んじてゐた

と思ふ。自分の見てゐる世界を輕んじて、徒に高遠な學術議論に尊さを感じてゐた。實際家の學問は目の前に限りなく横つてゐる。高遠な學問もよい。が、毎日目の前に横つてゐる事實の中に學問があることを悟らない實際家は、如何に高遠な學問を口にしてゐても眞の理解を有つてゐるのではない。實際家は事實を握つて理屈をいはなければならぬ。私は實際家がつと自己の體驗を重んじて、實際家独自の研究に目覺められんことを現代の綴り方教育界に切望する。この意味から今回の綴り方研究の後始末に多大な期待を私は有つてゐるのである。

兎に角何か一仕事をやらうと思ふ時は、結果を重んじて心が焦るものである。容易に兒童が解からない。綴り方教育の本義もよく把握出来ない。それで指導者が先に立つて兒童が無理に引上げられる傾向がある。創作が模倣に、暗示が説明になるのもこれが爲めである。私にもさうした體驗があるし、諸賢にもさうした指導がなかつたとはいはれない。私は決して諸賢の努力に水をさす者ではない。その努力を正しく生かしたいと思ふ者である。今後の研究は、諸賢に極めてよい内省を興へてくれると思ふ。私が學校長及び縣當局に特に願ひたいと思ふのは、研究者に特に便宜を興へていただきたいことである。

綴り方の研究は——他教科の研究も同様であるはずであ

るが（本質的研究は）、一箇年や二箇年の努力では駄目である。ある研究法を吟味して發達的に眺める方面などは、一區切をつけるまでに少くとも數年間の努力を要する。學校の經營上かなり困難な事情があるはずであるが、研究の爲に出来るだけの便宜を興へてほしいと思ふ。これからの教育界には、地方々々によつて權威ある研究が出てよい頃だと思ふ。また時代がさうした研究を試みる程度にも進んでゐると思ふし、さうした憧れを有つた實際家も少くないと思ふ。貧しい經驗によつて頑な主張を敢てしたり、成心によつて眞摯な態度を傷けたりする時代は過ぎてしまつた。廣い立場、深い洞察、公正な批判の齎らす妥當な指導法を把握しなければならぬ。これが實際家の生きる道でもあり、また兒童を生かす道でもある。

終におわびしなければならぬのは、十二月二十日平塚で行はれた研究會に、私は健康を害してゐたので非常に諸賢に御迷惑をかけたことである。殊に平塚の研究會は最終のものであり、最終を飾るに相應しい諸賢の研究振であつたにも拘らず、その期待に副ふことが出来なかつたのは私も遺憾であつたし、諸賢にも誠に申譯ない次第である。幸に私の病氣は一時的のものであつて健康を回復しましたから御放念下さい。謹んで縣當局、當該學校職員諸賢及び熱心に御來會下さつた諸賢に心から敬意を表します。



神奈川縣小學校算術教育に就て

谷川半次

一、序

今般縣教育會から教科指導員としての所感を述べるやう依頼されましたから、以下參觀した縣下小學校についての感想並びに希望を述べます。

一般に各校とも授業そのものは勿論、教授案も研究物も教具設備も、皆新教育思潮を加味し、且つ自校独自の個性を發揮し、何れも全力を傾注された跡が歴然と見え、余はむしろこれ程までにせずともと感じた程で、この點縣下教育のため邦家發展のため感激措く能はないのである。總じて新教授法に關心を有するもの（學校と個人を問はず）の教授は發生期の酸素の如く生氣溢れ、これを受ける兒童の顔には喜悅と活氣が満ちてゐたのである。新しく生きんと

する、或は新舊を止揚せんとする教師にこそ生命の躍動激しけれ。生命の躍動あるところにこそ生命を培ふ力があるのである。けれども新教授法によるものはやゝもすれば新奇に流れ、甚しきは新方法にとらわれて目的を忘れ、國家の要求する算術の知識技能を所與の期間に教授し得ぬことがある。小學校教育は國民教育の基礎的陶冶を目的とすべきものであるから、教授者は新教授法に對しては常にその起因を明かにし、舊教授法と比較検討し、小學校令を基調として新教授法の長短を併せ考へ、且つ自己の學校、兒童を顧みて然る後採り入れられたいものである。正宗の名刀も持手と物によつて正しくも切れ、切れ過ぎもし、切れな

いこともある。而して新教授法は過去の教授法を根底としてそれを反省

することにより、その缺點を補つた理想的產物なれど、それを説く人は自説の世に出でんことを希ふため、舊説や舊方法の缺點とその矯正のみを誇張し、過去を含める即ち舊方法を含める統合法たる點を力説しないのが一般である。

故に教授者は理想的產物たる新教授法を追はねばならぬ然しそれには常に批判を興へてその弊を出さないやうに一步一步新鮮味を加へられたい。必づ一兵卒より一躍大將たることを希ふが如きことがないやうにしたいものである

二、算術教授の直接目標

算術教授の毎時の目標についての縣下各教授者の見解を抽象して分てば大略次の五通りとなる。（各目標の下の括弧内の歩合は參觀した教授總數に對するものである）

(一) 國定算術書の理解 (五割)

これは國定算術書の順序に従ひ、その中にある問題を單に解かしめば可とする教授で大過なき考である。然し尋一二の算術書の如く兒童の心理を顧慮せざる問題並びに排列があるから今少しく方法に於て工夫されたいものである。

(二) 算術問題の構成 (一割五分)

兒童に算術問題をつくらせ、それを作者自身又は同級兒

童が解くことを目標とせるもので、所謂兒童をして算術せしめるも、長短ある故に (一) に加味する程度がよいと思ふ。終始問題をつくるのみで解決を興へないのは餘弊と思はれる。

(三) 生活の指導 (二割)

これは兒童の現在並びに將來の數量生活に役立たせるため、統一ある知識を興へることを目標とせる教授法で、小學校令の主旨に歸つて考へた堅實なる目標觀である。されど算術科要旨に於ける生活とは何人も必づ遭遇し、又遭遇させねばならぬ數量に關係ある生活であるから他科まで脱線せぬやうにし、又數量生活とは經濟生活のみではないことに留意されたいものである。

(四) 數理の擴充 (一割)

目的とする數理を含む生活を興へて數理を體認させ、更にそれを發展させることを目標とするもので、科學的價値を創造し人格の一部を構成するものであるから、算術全般の目標としても妥當である。されど毎時の目標としては大に過ぎるとも考へられ、亦實用を重んぜない弊に陥り易いから注意を要する。

(五) 作業 (五分)

作業そのものに價値を認め、作業せしめることを直接目標とするものである。但しこの作業とは數量又は圖形に関する作業でなければ算術教授の目標となすことは出来ないこの點留意を望む。

以上の分類は便宜上のもので各校とも各教授者とも二つ乃至五つの目標を合せ考へ、余亦それを至當と信するものである。次にこの融和具合につき一言述べよう。

國定算術書は國民全般が必ず當面し、亦當面せしむべしと思はれる數量生活を想定し、それを正しく處理せしめる統一的算法を示し、それを體得せしめるための練習問題を載せ、且つそれ等に關係ある知識を併記してある。随つてこの算術書の内容を了解せしめることは國民教育の一目的を果すものであり、兒童にその數量生活を正しく處理する能を與ふるものである。

而して算術書の内容了解とは何ぞと反省するところに前記(一)(三)(四)(五)の目標生ずるのである。即ち内容の了解とは編纂者の要求以前より出發してその要求に應ずるは勿論、その發展性を感じて發展させることである。従つて内容の眞の了解は人類がその内容を生み出すまでに得た體驗を追體驗させて理想を構成せしめることである。故に

又内容が直覺的に了解されたにもかゝらず尙も作業に訴へるは愚なることである。

(二) 題目研究法

おぼろげ

工場の労働時間に關する問題を理解せしめようとするならば「工場」なる題目を示すが如く、數學的でない事實題目を先づ提示し、その題目が包含する數量方面を考究し、問題を起してそれを解決する方法で時々これによる教授者を見受けた。これは發生的實用的で且つ生活を數理化する力を養ふに極めて有効なれば、機に臨みて採用されたいものである。されど算法としての系統を亂す憂ひもあるから初心者は餘り用ひない方がよい。若し用ひるとせば中心算法を豫定し置かれたい。一般に題目を附し難いとき無理に附すれば不自然となるから雜題としてよい。又必しも毎時一題目と限る必要はない。

(三) 問題構成による方法

前節(二)の目標に伴つて生じたものと、算術書問題の類題作製並びに理解を深めるため生じたものとあるが、その過程は類似點が多い。題目研究法と似た利害を伴ふ。尙この方法では問題を記述するに多くの時間を費すことあれば尋二、三位は口述のみでもよい。若し筆述させるならば一

測定實驗、製作、作圖、算術の問題の構成等の目標の生れるは當然である。而して思惟は體驗内容を統一して數學的理想即ち數理算法、又はそれに關する知識を構成する。而して數理は理想なるが故に生々發展し、他の數量生活を處理し、更に高次の數理を生む。生活指導、數理擴充の目標はここに起因する。即ち算術書の理想を根底より兒童に培んとするところに(一)(三)(四)、(五)の目標を生ずる。されば教授者は算術書の内容を含む具體者を兒童に與へて現實生活に於て全我的活動をなさしめ、それから前記の數理内容を生ましめ、それにより算術書の練習問題(或は類似問題)並びに兒童當面(或は當面せしむべき)の數量生活を處理させることを目標とするを推奨するものである。

三、算術教授方法

縣下に行はれた算術の教授方法を大別して次に述べよう
(一) 作業による方法

作業そのものを目標とするものは勿論、然らざるものも過半は作業に訴へて教授を進行してゐる。實驗、實測及び其の他の作業も共に全我的活動をなすが故に理解は徹底し望ましい方法なるも、凡ての教授に筋肉作業を採るの要なく

二題位を可とし、且つそれは必ず解決せしめられたいものである。

(四) 歸納的構成法

各學校とも定理、法則、算法等の教授にはこの歸納法を用ひた。今後ともますます利用されたく、定義も時には現實生活より構成せしめられたい。例へば「扇形」「等分除」の如きものは兒童自ら構成せしめられたいものである。(勿論定義は純歸納をなさしむるに非ず。)

(五) 體認過程を要する方法

體認による認識法の過程に則るもので、先づ全人的活動をなさしめ、次いで數量事實を捉へしめ、中心問題に目覺めしめ、その解決をなし且つその解決法を發展せしめて、教材のもつ中心生命を兒童に把握させる方法である。されば前述の(一)(二)(三)、(四)はこれに包含されるものと信する。随つて毎時の過程としては盛り切れないことがある。されど各場面の伸縮を適當にして大略この過程によるを推奨するものである。

(六) 兒童心理を重んずる方法

兒童の個性又は兒童心意の發達程度に應じ、低、中、高學年等によりその教授過程を異にする方法である。即ち低

學年では合科的に、或は遊戯、童話を通じて教授を進め、中學年では競争、作業等を通し、高學年は學究的に、強制的に學習せしめる如きである。一面甚だ至當なれば推奨するも極端に流れてはならぬ。中、低學年に於て殊更にこの方法によつたためか却つて不自然なるものがあつた。今少しく兒童と算術そのものに密着させる工夫が必要である。

(七) 分團的取扱

兒童の個性能力に應じて分團せられた教授者を可なり見受けた。個性教育の立場に於て可と信するも、教授能力を分割するが故に三組位に止められたい。分團取扱に反し一齊に易より難なる材料を多分に與へて適宜吸収せしめ、且つ優等兒には別解研究等の習慣付けをなし置くときは、各個性に應じたる體驗を積み、その程度に應じて了解を深める故に教授の能率を高める點、前者に劣らざるものやうに思はれる。

(八) 兒童中心主義

兒童の意志を尊重し、兒童の意見に隨つて學習を進行する方法である。問題構成方法もこの主義から出たものが多い。主義として賛意を表するも實際方法としては注意を要する。例へば尋一、二の兒童に各問とも板書せしめ一々説

明なさしめるはこの兒童中心主義の表れと思ふも、一般兒童の活躍少きときは時間の浪費である。さればとて各問とも一齊に口答せしめるも亦必しも能率の上ることでもない。

以上は何れも夫々の長所を有するが、偏重すべきものではないことは前述のやうである。(五)(六)の方法を經として其の他を次々に糾として日々の授業をして變化あらしめることが肝要である。兒童は興味を追ふ、興味は變化に伴ふ單調を破るところに多く興味を生ずる。而して興味は教授の能率を高める一要素である、隨つて千遍一律の授業は避けるがよい。

教授の能率を高める一要素として今一つ提唱したいのは兒童をして目的自覺をなさしめることである。目的を有せない状態を盲滅法といふは何人も知る所であるが、多くの授業は兒童をして唯教師の命のまゝ動かさしめるのみである。兒童に研究熱の起らないのは當然である。兒童が問題解決の曙光を得ないのも亦當然である。

四、教材觀

教材は各校各教授者とも皆日常生活に表れる數量方面か

ら撰ぶに専念し、兒童の生活環境、郷土より採ることに腐心せられたるは敬服の至りである。殊に自己の教室の窓、窓ガラス、机、面積、學校縮圖、其の他壁間に掲げられた印刷物、兒童所有の本、帳面等を巧に且つ自然的に利用され、現實生活の數理化、並びにその態度を養成されたるは喜ばしいことである。されど往々その撰擇された材料に對して兒童はさして興味を有せないものあつたのは、未だ充分兒童化されないためか、或は兒童に遠ざかれるものと考えらる。

又、教授者の中に生活事實を重視するの餘り、國定算術書の應用問題中の實際生活に遠いものを無價値と斷定する者があつた。例へば尋四、二十八、九頁の(2)(4)(9)の如く尋六、二十九頁(7)のやうである。前記(2)(9)は不名數なるが故に排斥し、(4)(7)は求むるものが事實上先に知れるなりとして排するのである。これは目先に眩めるためで、前者は基礎問題たるを忘れ、後者は事實に反する問題もそれを理解することがやがて眞の事實問題の理解を助け深めるものなるを忘れたものである。即ち正反合せ考ふるところに眞の了解が生れるの知らないものである。即ち白は黒と對照してその白さをよく了解されるを忘れたのである。尙又

教授者中に純數學的問題を甚しくするものもあるも、これも程度を考へねばならぬ。數學者の世界を少しく覗くことも見解を弘める所以である。序だがこの大海は川流を撰ばずといふ境地並びに人格養成、學習興味喚起のため、教材に關する歴史を知らしめることもよいことである。次に教案に書かれた教材觀には、當日の教材は如何なる教材を受け如何に發展するか、又、何學年の教材と聯絡を有するか記述されあるを往々見受けたが、實際の授業に表れることが少いのは惜いことである。例へば「三角形の内角の和は二直角に等し」を、尋五にでも尋六にでも高一にでも同様な取扱をなすがやうである。尙教材觀につき如何かと思ふ點を二、三列舉しよう。

(一) 式 化

些細なことにも一々式を要求し、眞に了解して答數を得たる兒童にも式を強要する風あるも、式は解法略記の手段であるから無理強ひしないのがよい。

(二) グラフ化

グラフは數量關係を明瞭ならしめるが故に、問題を作るにも解くにも必要なるは勿論であるも、明瞭極ることまでもグラフ化し、化さんとして却つて兒童に厄介視されたるも

のがある。時間の不経済にもなれば、その程度を考ふべきである。而して方程式解法に用ふるものもあるも、この程度の児童には無理と感じた。

(三) 式 題

尋三以上の算術書に式題で示されたものを態々運算式に印刷するは、式題を運算形式に移す手續の計算の一部なるを忘れたものである。教師の徒勞ならずや。

五、教材内容の誤解

教材内容の誤解は比較的少いが、高學年には多少見受けられた。左に教授者並びに児童の比較的多く誤れる點を擧げる。勿論誤解は參觀者あるため幾分上れるためと信するも、氣付いたときは訂正するに吝ならざらんことを望む。

- 一、數字は一般に美に正に書いてゐたが、數と數字の區別が明瞭でないものがある。特に尋一の教授に於て注意せられたいものである。
- 二、尋二に於て乘法九々を適用する際、被乘數より先に呼ぶものがあり、算術書の示すやうに乘數より先に呼ぶのが穩であらう。
- 三、デカメートル、ヘクトメートル、デングラム等は改正

度量衡になきもこれを使用するものがあり、又體積の單位は一立方メートルなるにかゝらず、一リットルを用ふるものあつた。リットルは液體、瓦斯體、粒狀物又は粉狀物の計量に用ふるものであるから注意せられたい。

四、尋五並びに高學年に於て、「仕事全體を1と見て」なる語は「仕事全體は1なり」の意ではない。割合が1である、或は一倍なりとの意に解釋することが至當である。

五、児童中に三角形、平行四邊形、平行六面體の高さの觀念の不明瞭なるものがあつたやうである。

六、尋六に於ける相似形は相似多角形の意ではない。また「對應する長さ」は「對應する邊」と異なることに注意されたい。

七、尋六以上の學年に於て、事實問題より比例式又は複比例式をつくる際、算術書の如く先づ對應要素を縦に並べて二種の量を比べるが、その時「正比する」「反比する」なる語を用ひるものもあるも、正しく「正比例する」「反比例する」と稱するか、又は「正比に等し」「反比に等し」と稱するがよい。

尙亦比較しない量はよく一定なりと稱するも、具體的に前の數値を復誦する方が能率が高まるであらう。例へば尋六、十五頁(4)

5 ^時	に於て時間がやはり9時ならば日數の比
9 ^時	に於て時間がやはり9時ならば日數の比
10 ^時	に於て時間がやはり9時ならば日數の比
6 ^人	に於て時間がやはり9時ならば日數の比
8 ^人	に於て時間がやはり9時ならば日數の比

よ、勿論日數の比たる $\frac{5}{9}$ の X は、人數と日數を比べるときと、時數と日數を比べるときとはその内容を異にする。

八、方程式を立てる際に、未知數に相應の單位名を附せないものを見つけた。これは正しく附するがよい。例へば高一、四十二頁に(8)於て上一冊の價を X とするは誤りである。 X 或は X となさしむべきである。

九、高一に於て同位角、錯角は相等しいものと考へ居る児童がある、平行ならざる二直線の各々に、他の一直線が交りたるとき生ずる錯角、同位角は相等しからざることを知らしめ置くを可とする。

十、分數式或は分數方程式に次數ある如く判斷せるものがある。次數は整式又は整方程式に限つて用ひられる語である。

十一、 $X=25$ $X=5$ とし、 $X=5$ を何の斷りもなく捨てたるものがあつた。正方形の面積より一邊の長さを算出する際に多い。幾何代數を問はずこれは誤りである。

十二、「 A を「ルート A 」と呼ぶものあり、正しく平方根 A 」或は「スクエアルート A 」と呼ばれたい。
十三、地圖と實際とは一般に相似ならざるに、これを相似形の例にとるものがあつた。但し地圖の縮圖と原圖を相似の例にとるはまことに好ましいことである。

六、雜 感

(一) 各校競つて研究の結果を印刷されて配布されることは費用と勞力を要すれども、縣下算術教育刷新の上に可なり効果がある。されどこのためにそれまでに到る平素の各科の授業に支障を來さないやう注意ありたいものである。心血を注がれた研究物に妄評を試みるは心苦しいも戴きたる禮儀上一言述べよう。

一般に研究内容は目的論及び概論多くして統計的研究並びに各教材教授の研究が少い。(この後者の研究は學者のなし得ないところで、實際教授に當る人へのみ附與された特權であるからこれを捨つるは惜いことである。毎日の授業

に於て得た豊かな體驗より出づる理想論こそ神奈川縣教育に必要なもの、又傾聴すべきものである。されど縣下に於て數校だけは研究物として郷土資料を集蒐され、或は事實問題集を作製されたるを見た。これはまことに結構なることで、今後ともこれを活用あらんことを祈る。

(二) 教具は教授者自ら作られ、又児童をして作らしめ、且つ利用されつつあるは喜ばしき傾向である。

(三) 環境には數圖、統計表等を張られ、或は測定具、幾何模型等を並べた學校數校あつた。教授能率を高むる上に効果がある。但し殊更に算術教室化又は不自然である。尙環境整理は高學年に到つてその度を減じ、児童自らが環境を數理によつて統整するやう導かれたい。

(四) 板書は一般に美なれども説明の際一部生徒に見えないことがある、見えないときは常に児童より注意せしめるやう習慣付けられたいものである。尙黑板に縦書する人もある、算術に於ては横書を使とする。

(五) 机間巡視は大略計畫を立ててなされたいものである

(六) 児童に教師用算術書を用ひしめる學校あるも出来るだけ避けられたい。

(昭六・二・二八)

帝國大都市の人口

帝國に於ける人口十萬以上を有する都市は、昭和五年國勢調査に依ると二十八(大正十四年調査に依ると二十四)あり、其の第一位を占むるは大阪の二百四十五萬で、東京の二百七萬、名古屋の九十一萬、神戸の七十九萬、京都の七十七萬、横濱の六十二萬等に次いでゐる。

昭和五年に十萬以上の大都市となつたのは、静岡、佐世保、和歌山、横須賀、濱松、門司、川崎の七市である。

大東	2,453,569	金澤	157,309
名古屋	2,070,529	小樽	144,884
東京	907,402	岡山	139,221
神戶	787,596	鹿兒島	137,232
横濱	765,142	靜岡	136,481
廣島	620,296	佐世保	133,172
福岡	270,365	新潟	125,106
長崎	228,290	堺	120,347
函館	204,179	和歌山	117,437
吳	197,252	横須賀	110,304
仙臺	190,265	濱松	109,475
札幌	190,177	門司	108,127
八幡	168,575	川崎	104,346
熊	168,218		
	164,449		



體育設備に就て

山崎篤敬

體育を尊重する國は榮え、體育を等閑にする國は滅ぶ。とは、永き史實の教ふる所であります。

アメリカの學校生活の中心をなすものは體育館であり、訓育はこれによりて起り、校風はこゝより生るのであります。獨逸は夙に體育に意を用ひ、之が施設には戦後の經濟國難に直面して、尙且つ巨額の國帑を費して惜まないで、訓育の効果を向上せしめつゝある事は周知のことであります。

翻つて我が國の現時の状態を見ますと、實に寒心に堪へないものがあります。國家の將來最も心血を注ぎ建設せなければならぬ小學校兒童體育に對して、從來設備の不完全なる事であります。世間多くの親は其の愛兒に對する理解が足りないのではないでせうか、即ち自分の子は誰より

も其の智力に於て十人並以上のものであるかの如く考へ、若し多少でも成績が劣るようであれば盲目的に鞭撻する。而して其の兒の體力、即ち健康状態に關しては毫も顧慮される所がないと云つた様に感ずる所がないでもありません。此の誤つた愛が斯くしたいではないでせうか。適當なる方法を講究せられんことを切望いたす次第であります。

以上は私等の指導講習中の所感の一つであります。猶左に具體的に一、二を掲げ、後日を期して一般的の愚見を述べたいと思つて居りますから、今回はこれだけで御賢察を願ふ事にいたします。

一、器具は一般に不足勝である、大體の標準は先年縣より示されてある。

二、兒童を兒童として取扱ふためには、不適當の肋木あり、

跳箱あり横木あり、腰掛がある。(これ等はよく究究の上設備されたい)

三、古くて使用上危険な物がある。改善の必要があります。四、標本的の設備は絶対に不可、購入には充分の考慮を必要とします。

五、現在設備されあるものは必ず充分活用されたい。然らざれば今後の設備は望まれない。

六、使用の方法にも工夫があらたい。例へば、一臺の腰掛も四人一時に使用し得るがやうに。

七、設備の出来るも出来ぬも教授者否職員諸氏の熱と愛が必要である。讀者の中には御存じと思ふ。或一有力者曰く『先生方があの炎天の下で子供の爲とは云へ、かくまで熱心にいろ／＼工夫して教へて居られるのを見ては本當に涙が出ます。私等は何は置いて道具を備へてあげなければなりません』

と、此の美はしい情には私も感泣いたしました。

一、児童生活即活動である。各校に五六のボールは至急購入されたい。出来得れば尙多くしたい。これが児童の精神身體に及ぼす効果の大なることは周知のことである。善用せられよ。

最後に附加したいことは、昭和五年度の縣の主權になつた縣下各小學校の體操科指導講習會の精神は、讀者諸君は充分御了解になつたと思ひます。之れは今後も繼續されるものと思ひますが(方法は五年度と同じでないとしても)、吾人はそれを待つて初めて事をなすのでは、我々としての務の價値はない、否零ではないでせうか。進んで本當の人間を造ると云ふ熱愛があつて初めて効果は擧ると思ひます。かくして児童の父兄の斯道に對する注意を喚起することとは、やがて前述の器具も早く出来る様になりはしないであらうか。

其の方法はいくらもありません、とにかく私の希望は、各學校が年一度は運動會や競技會を開かるゝと同様に、全學級に亘る體操の公開教授と云ひますか——體操會を開いて貰ひたいのであります。去る二月に女師附屬で開催されたと同様であります。其の他方々で開いて居られます。

或は、中にはそれは大變だ、多くの仕事の上に公開教授は加重だと申される人が萬一あるとしたら、私は反問したい。『あなたは毎週三時間の正科の體操の時間は何をして居られますか』と。

讀者諸君、縣の體育向上の爲めに精進いたしませう。

所 感

山 崎 篤 敬

(一)

獨逸の哲學者ヘツケル曰く『アリストテレス及びプラト、スピノーザ及びカントも曾ては小兒であつた』と。將來の父母であるべき兒童に對して最も必要とするものは其の健康であらねばならぬ、否強健であらねばならぬ。我が日本の現在世界文明國に比を見ざる死亡率の高率を示して居る。生れ出た兒童七人につき、一人は一才未滿で夭死し、其の數約三十萬に上るとのこと。茲に至つて老ふるに、恐らく合理的な兒童保健が行はれて居ないではないであらうと推想するのである。

(三)

人も同じ一人前の人間であり、しかも吾が兒は他に優れたものだ、否少なくともそうなくてはならぬとの斷定の下に、體力、即ち健康状態に關しては毫も顧慮しないのではないか。吾が兒を入學せしむべき學校の選擇に惑はされ、しかも學校にさへ托して置けば吾が兒の成長發達には最早や心配なしとしてゐるが如き、子女は一人前に教育してやらねばならぬと云ふものはあるが、果して其の健康につきて、親や教授者が其の責任をそれほど切實に感じて居るであらうか。

世の親否僕は兒童と云ふものに對して、眞に理解に乏しく、それが發育上の未成品の小兒であることを忘れ、我も

(二)

兒童は知識慾が盛んな平面には解放されたる遊戯慾が旺盛である。而して其の遊戯慾こそ兒童の身心發育の爲めには之を充分満足させることが必要である。然るにも拘はらず、學校では所定の課業を終へて後も更に家庭に歸るに際しては復習と宿題とを多過ぎるまで負課し、學校外の生活までも兒童を拘束し過ぎるのは合理的であらうか。教育研究に熱心な然かも優秀な頭腦の所有者である教育者が、自己の智能の全部を傾けた理想を、受持兒童の上に實現せんと努むるのではないかと思はせることも聞く。

学校の課業に疲れて歸つて来た兒童は、猶宿題の爲めに又復習の爲めに、夕方までも夜晩くまでも頭をかゝへ、疲れた顔色をして机によりかゝつて居る時、親は何と見るであらう。

元氣の恢復するまで遊ばせてやりたい。夜は早く寝かしてやりたい。早くお寝みとの言葉に、此の宿題をせぬと明日學校で先生に叱られると泣く。側で聞いた親は本當に教師の親切を謝するであらうか。

間食でも興へて運動により心機一轉をはかり、身體精神的疲勞の轉廻を謀らねばならない。之は兒童衛生と云ふより寧ろ兒童の生理的要求ではあるまいか。

(四)

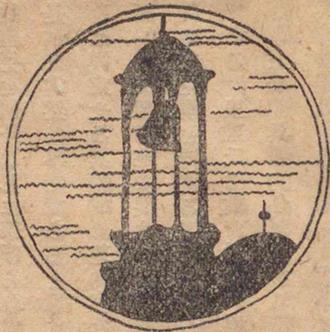
或先輩曰く

『教育者は、父兄よりまだ焼きを入れない陶器の素地の軟かい壺を托されたものである。之を堅く、完全にヒビの入るゝことなく焼き上げるのは教育者の任務である。其の軟かい壺とはまだ發育しない兒童の身體と健康である。若し誤つて其の立派な型を曲げ、焼きを入れるに際し過まつてヒビを入れさすようなことがあつてはならぬ。身體さへ強

健であれば將來本人が欲するなら、其の知識の水は要求に應じて注入され之に充たされるであらう』と。
よく味へば千鳥賊の味がある。

◆婦人の身長

精神勞働型が平均身長百五十センチで第一位にあり、次に身體勞働型が百四十八センチ以上、農婦、製糸、紡績煙草女工を成員とする身體勞働型が、最下位で平均百四十八センチである。伸びるなら誰も同一率でありたい。同じ伸びるにしても、女學生と、農村子女及び工女の成長率に、いちじるしい落差があることは、これまでの他の調査でも報告されてゐる。肉體勞働専門の婦人が、脊筋力はどうであらうとも、身長率がどの型よりも逆に劣つてをり、積極的な健康度においても、第一型はもちろん、第二型にも追つかないのは何故かもし體育や衛生の知識とその實踐が、婦人の身長その他の發展を約束するものだとすれば、生活においてそれらの條件が十分に恵まれない結果が、これ等の缺陷を持ち來すものではないか。一般には日本女性の肉體が、飛躍的に改善されて來た現狀を好ましく見ながら全部として喜んでのみゐられない理由はそこにある。しかし、それはもう竹内氏の範圍を超えて、政府及び民衆全體の關心として採り上げられねばならぬ問題である。(東京日日新聞)



教育勅語に對する
教育者の用意

其の三

横濱市岡野小學校長 並 木 常 藏

- 一、緒 言
- 二、最近に於ける吾等の關心事
- 三、我が國體と教育勅語
- 四、教育勅語と國民道德の大綱(本號掲載)
- 五、教育勅語と道德の時代的變遷(本號掲載)
- 六、教育勅語と道德の特殊性並に普遍性
- 七、結 論

四、教育勅語と國民道德の大綱

(一)

教育勅語は前々號に述べたる某氏の所説の如く、果して四十年前の道德の規準で、今日に於ては「物足らぬ感」があるか。此の點は最も慎重に研究せねばならぬ最重要な問

(二)

教育勅語は我が國民道德の大本を御示し遊ばされたものである事は勿論であるが、然しさればといつて、それが細大洩さず全部の徳目を網羅して居ると結論するは、稍々早

題である。

私は本問題を討究するに當り、次の二方面より考究して見やう。即ち、

- 1 教育勅語は我が國民道德の具體的徳目を、例外なしに叙述せられたものであるか。
- 2 全徳目を網羅してゐないとすれば、時勢に即する解釋はこれを如何にすべきか。

計に失する考へ方だと思ふ。寧ろ私は、教育勅語其ものの性質上よりして、道概念の目をお論しになり、凡ての徳概念の目をお擧げにならない處に、明治天皇の御軫念の存する次第とさへ拜察する。

大正天皇は國民精神作興詔書に於て「是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ、國體ニ基ツキ、淵深ニ遡リ、皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ、其ノ大綱ヲ明示シタマヒ」と仰せられた處から考へても、教育勅語は我が國民道德の細節に亘つての、精叙でないと言はねばならぬ。されば田中文相（前掲ペンフレット二頁）は「第二段に於ては、我が國民の遵守すべき道德の大綱をお示しになり」と述べられてゐる。

即ち大綱なるが故に、特殊な各時代に應ずべき、具體的の道德を例外なしに擧げられてはゐないのである。而して是が又當然の事柄であると思はれる。然るに世には、勅語をば固定せる具體的思想内容を網羅せるものと觀念し、表面的な文理解釋に捉はれて、其の根源の意義を探究せず、皮想な見解を持する誤謬に陥つてゐるもののあるのは残念である。里見氏は教育勅語の根本原理として「國民生活の實際上に、具體的の必要性ある諸軌範を、天皇中心の人格的共存共榮社會といふ一大體系にまで融合統一する」と説明

してゐるが、妥當な見解と思ふ。又見方によれば、勅語は道德の形式的の表現であるとも言はれやう。斯様に考ふる事によつて、教育勅語に表れざる諸徳目、即ち自治、共同公正、責任等の勅語との關聯的取扱に就いて、前々號に掲載したる諸名士の解答は、期せずして略々一致した事は寧ろ當然すぎる程當然の事柄である。即ち教育勅語は道德の大綱を御昭示遊ばされたものなるが故に、細目については勿論之を擧げてないのである。其の根本精神より考察して不足な徳目は之を附加するも差支なく、自治、責任は政治的の道德に共同公正は社會的の道德に極めて自然的に説明し得らるゝ譯である、等々の解釋を興へられてゐるのである。

(三)

吾人は以上に於て、教育勅語は道德の大綱をお示しなられたものである事は説明し得たと信するが、しかし尙幾多の疑念の存するものがあるやにも考へられるから、更に進んで其の一二を討究して見やう。

教育勅語には父母に對する子女の務を擧げられてゐるが親が子に對する道を御教示になつてゐない。これは片務的ではないか、又は封建的思想の弊ではないか、或は親は子に對しては無軌範で宜しいといふ事であるか、等々と。勅語の「父母ニ孝ニ」は、家庭親和の六眼目から眺めた道德で、たま／＼煥發當時に於ては、親が子に對する軌範を掲揚せねばならぬ社會的の事情が存在しなかつた迄の事である。明治天皇が親は子に對して無軌範で宜しいなどは、お考になられる道理がない。現に明治天皇の御製

いづくしとめづるあまりに撫子の庭の教をおろそかにすな

を拜讀しても理解される。

又里見氏は教育勅語一篇の究極目的は、既にも言へる通り、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スル」一事に存するのだから、「父母ニ孝ニ」だけでその目的を達成する事が出来ず、父母の子に對する軌範を特に掲揚せねばならぬ、特殊事情又は社會的の事情が存し、又は現れれば、親の子に對する軌範も亦當然この勅語の一項目として取扱得るのである。即ち文は無くても、この義、意は看取し得るのである。「子は親に孝行をつくさねばならぬ、然し親は子に對し如何に冷酷であつても、無悲であつても差支無く、猶その上に、子に孝行を強制し得る」などといふ親の權利は存在しない。親は親の本能を人格的に止揚して、子を愛護し育生し、教導

して、子を一人前の人格にすべき軌範を持つのである。それが事實に於て行はれてゐれば、必ずしも軌範化する必要はないが、特に概念的に軌範化する必要が生ずれば、いつでも「親は子に對してかくあるべし」といふ道德命令も成立し得るわけである云々と。思想的嵐を突破して一一八（一九）尙田中文相は（前掲六頁）「勅語には子が父母に事ふる道として孝を、兄弟姉妹間の道として友を、夫婦間の道として和を、御示しになつてあります。而して是等は皆家族相親しみ、相助くる精神に出づるものであつて、父母たる者が子女を慈しむ事は當然の理として、其の中に含まれてゐる事と考へます。共に味ふべき言である。

(四)

教育勅語は我が國民道德の大綱で、しかもまた我が國民道德の體系をお示しになつたものである事は注意すべきである。彼の煥發當時論議されたといふ「忠」を「父母ニ孝ニ」等と對立的の關係に於て、御示しにならない事は如何かといふ様な對立觀的な疑義は、一切の個人的、家庭的、社會的、國家的の道德軌範は、悉く天皇に對する忠に歸注され統一される關係にある。綜合的、統一觀とは非常な相

違を示す。

吾人は皇運扶翼は絶對的重要性を帯ぶる、國民道德の理想であると観るのである。而して此の忠は我が優絶せる國體と皇宗皇祖の遺訓により、且臣民の君國に對する純情の發露で、孝と一致する所に特殊性があるのである。

即ち此の大綱は單に徳目なり、道概念なりの羅列ではなく、忠に融合統一する一大體系を形成せる聖典其のものである。

皇運扶翼を國民道德の理想——究極目的とする觀方は、此の理想に對立する諸他の道德をば、自然目的實現の方法と觀る。されどそれは單なる目的、手段の關係ではない。他の言葉を以つてすれば、前者は普遍で後者は特殊であるとも言へる。特殊を離れて普遍なく、普遍を外にして特殊なき意味に於てある。即ち特殊を自身目的でありながら、普遍の目的に、綜合されるといふ關係的の立場にあるのである。

尙世には教育勅語を日清、日露等の大捷に關聯させて、「以ッテ」單に「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ」のみを受くるものと解し、勅語は護國の義勇を強調させたものとなす向もある。しかしこの「以ッテ」は「父母ニ孝ニ」以下「義

より考慮して、樞要なものが大綱的に擧げられてあると述べたのである。

實に然り。時代の進歩推移に従つて、其の道德事實は前代には想到し得ざりし幾多の問題が、吾人の眼前に新に展開されつゝある現狀である。例へば、勞資の關係其の他幾多の社會問題の如きそれである。而かも斯かる新しき問題の倫理的軌範は、我が勅語の根本原理、即ち皇運扶翼の體系中に融合統一し得るのである。

余は茲に里見氏の(七十二頁—七十四頁)説を引用する事にする。「吾等が近來、最も感激をあつくして拜見したものは、今上陛下朝見式の勅語である。……明治天皇の聖訓をいかに把握し奉るべきかの原則を、最も明確に御教示下さつた點である。即ち勅語には、

輓近世態漸ク以テ推移シ、思想ハ動モスレバ趣舍異ナルアリ、經濟ハ時ニ利害同シカラザルアリ、此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ着ケ、舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ、國本ヲ不拔ニ培ヒ、民族ヲ無疆ニ蕃クシ、以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚セムコトヲ懋ムベシ……

これ明かに、今日の資本主義社會に於ける勞資鬭争の問題を中心として起りつゝある新しき社會道德の軌範をあげた

勇公ニ奉シ」までを受けたものと解すべく、斯くして一旦緩急主義の道德を鼓吹するものでない事は自ら明瞭となる。

(五)

最後に勅語と戊申詔書、精神作興詔書等の關係である。教育勅語が國民道德の大綱を御昭示遊ばされたのだといふ事は、やがて是等詔書との關係を極めて明瞭な理解に導くものと思ふ。即ち詔書は其時代々々の社會的特殊の事情、乃至必要觀より、特に或る方面を力強く國民に警告遊ばされたもので、其の御軫念はもとより、勅語の大綱に基づくものである。

五、教育勅語と道德の時代的變遷

(一)

私は前項に於て、教育勅語は我が國民道德の大綱の御昭示で、具體的固定的の徳目を全部御諭しになつたものではない。即ち日本臣民の經驗し得べき可能なあらゆる徳目を個條的に列ねられたものでは勿論ない。當時の社會的事情

まへるものである。然かもこの勅語の末段には、

汎ク一視同仁ノ化ヲ宜ヘ、永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト、是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ、承顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ、承承ナル皇考ノ遺志ヲ繼承スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス

と仰せになつてある。皇祖考の遺訓、又、皇考の遺志と仰せになつてある位だから、此の勅語の一文一句は決して教育勅語と矛盾しないといふ御精神である。事實教育勅語御發布の時代に於て、未だ社會生活の軌範として、重大視されるに到つてゐなかつた問題でも、それが具體的必要性の軌範として顯著になつて來た。今上陛下の御代なればこそ御登極の最初に、かくも堂々たる御教訓を垂れさせられたのである。この原理は、今後といへども同じだ。新しき軌範が成立する様な社會事情があれば、それは悉く、みな皇運扶翼の體系に歸注せしめられるのである。かくてこそ、はじめて教育勅語は、國民の指導原理として幾萬世にでも力強く生動するのである」と。

(二)

以上は前項四の補遺的の意味も含めて述べたものである

が、吾人は、更に進んで、同一徳目に就いて時代を異にする場合の考察をせやう。同じ忠孝友愛等にしても、其の實踐的方面—現象的方面は、封建時代のそれと今日のそれとは自ら非常なる差異を認めねばならぬ。例へば、君の馬前に討死する昔の忠と、職業人たる個人が、其の職業を適して、其の職務に精勵する事によつて忠を盡す現代の事情と道德的事實の姿態に於ては、將に大なる距りを感じずには居られない。此に着目して、道德は時代と共に變化すべきものなりとせば、果して如何。茲に考究すべきは道德の本質的洞察である。眞の道德は現象的事實的方面のみであり得るか。吾人は道德的現象の蔭に或は其の根本に、不變なる本質があつて、これこそ道德其のもの正真正銘の姿であると信ずる。即ち徒らに舊法死格に捉はれ、千篇一律の解釋をとるが如きは所謂道學者流の、偏見淺慮の結果で、却つて道德の尊嚴を害するものと言はねばならぬ。

(三)

余は次に私自身に例をとつて、道德は時代的變遷をなすものでない事を説く事にする。私自身は一日一刻と雖も同様ではあり得ない。即ち身體の組織、精神の活動、其の他

の點に於ても常に變化して居る。否實は瞬間々々に變化があるといふ事が事實に相違ない。左様に變動極りない生活の中に、私の中に不變の己ある事を實感するは、之も何を物語るか、數年前に約束したる事も、此の不變の我あるが爲めに、これを履行せざるべからざる責務に任じ、或は又幾年後の本務を感じ、道德社會の現出を信するのである。此の事實は私一個人だけの特殊的現象にあらずして、人類に普遍的な事實であるのである。茲に於てか、吾人は須らく道德の現象的方面の變化と、本質的方面の不變化のそれを峻別し、前者は時代的變遷をするが、後者は古今を通じて變らざるものたるを牢記すべきである。勅語の御教は古今に通じて謬らざる、超時間的のものであるといふ、御聖旨が眞に有難く感ぜざるを得ない次第である。

(四)

互理教授は「教育勅語の御下賜と其の四十周年記念」なるパンフレット二五—二六に於て、次の如く論ぜられて居る。「勅語の御教が古いなどと考へるのは、其の様な事を考へる頭が古いのである。自分が古いことを反省しないで、勅語が古いなど言ふのは以つての外のことである。そ

んな誤りに陥いるのは、現象的道德としての過去の舊解釋を以つて、勅語の徳目のすべてであるとし、斯の道の本質的生命に萬古猶新なるものがあつて、現象としては斷えず新開展を爲しつゝあり、又爲すべきものである事を知らないのである。其等の人々の忠孝の解釋にしても、多くは江戸時代の最も窮屈な殆んど機械の如くに硬化せる封建制度に適應せしめた解釋に捉へられて、それが忠孝の總てであるやうに思つて居る。故に私はそんな頭が古いのだといふのである。江戸時代にしても識者はもつと濶達自在な忠孝を説いてゐた……本質的な忠孝は斷えず現象として新たな開展を爲しつゝあるのであるから、今日には今日の忠孝がある。此の新なる忠孝を知らないで、舊時代の忠孝の陳述に捉はれ、之を古るといふなどは、其の様な頭が古いのである。……よく反省し思念しても明かなことで、勅語の斯の道を以つて現代の新たな要求を解決し得ないものが何處に存するか、今日の社會問題にしても、又公民教育の問題にしても、勅語に依つて解決されないものが一として存することはなからぬ。

日本人は梅干を食べるが、これが日本人を日露戦争に勝たしめたのではないかと盛に研究したが、梅干の内に勝つべき理由も見當らない。梅干は伊太利等にもある。又豆腐が強きに非ずやと豆腐を罐詰にして持ち歸つて分析などして研究した。しかしそれにも別にそれらしいものが見當らず、豆腐は何か出来たかを研究して豆を持ち歸り、植えてみたが温度の異なる爲か二葉で枯死したので、之は地味の異なる爲だらうと日本の土地と同じ地味となる様施肥したがこれ亦不成功に終りました。普通ならばこの邊で閉口するのだが外國人の熱心は更に研究を続け遂に成功したそうである。而もそれは豆の生育は土地より養分を取るのではなくては空中より養分を取るもので、それは豆の根瘤につくバクテリアの媒介なることを知り、そのバクテリアを輸入して成功したのである。(中村進午氏の言葉)

(日本大學第四普通部編—公民教育講演集より)



學校齒科診療所解説

東京 齒科醫學士 星 谷 光 雄
茅ヶ崎町

序

晩近に於ける齒科衛生の進展とそれに伴ふ運動に就いては、既に學校に於ける衛生教育が國家の重要政策の一として認識され、近く勅令による學校齒科醫令發布せられんとするの今日、今更ら喋々を要せざる問題であります。乍然「學童の齒牙に對する強制的處置」の問題に就いては、尙、全日本二萬六千の小學校と、四千の中等學校とに齒科嘱託醫が置かれる迄の普及は致して居らない様であります。其の學校齒科醫設置に關する一般に就いて聊か言及し度いと存じます。

口腔衛生運動

齒牙の價値を認識して身體の重要な機關として保護す

する齒牙抵抗力強弱を左右する事を明瞭ならしめました。ミラーの化學細菌説公表以來、多年研究の焦點となつてゐた齶蝕罹病性と、免疫性の相岐る理由も自ら解決されたのであります。他方所謂中心感染説の勃興に依つて、齶蝕並に齒槽膿漏を初め其の他の齒齦疾患に於ける連鋒狀球菌に基く口腔腐敗は屢々重篤なる全身的疾患の原因となる事も明白になりました。

斯の如くにして廿世紀に入るや、僅に四十年の歲月を出ずして他の一般衛生學に倍加し、齒科衛生は國民保健上一日も忽せにすべからざるものとして、日進月歩現今の盛況まで進展したのであります。

近世の口腔衛生運動が、偶々國際的に對議され、各國の學者並に齒科醫が協力して、齒牙破壊の救濟策を攻究するに至つたのは、一八九四年八月、コーペンハーゲンに於ける第二回萬國齒科醫學會の時でありました。コーペンハーゲンの會議では「齶蝕はすべての文明國民國に一種の流行性をびて漫延してゐる。随つて是が豫防策は現下の急務であるが、特に兒童に對して痛切に其の必要を感じるのであるが故に適當なる手段として先づ第一には國民の全般に合理的口腔衛生方法を宣傳普及すると同時に、貧民兒童に

べき事は、既に太古の民族から行はれて居ました。紀元前二千年、バビロニアのハムラビ王法典中に於ける罰則の如き、或は又、エジプト文化の燎亂たる時代に於ける齒牙に關する記録並に其の裝置の如き、醫聖ヒポクラテスの著述に於ける記載の如き、即ち齒牙の形成、發音の關係、萌生、清掃方法に關する散見等であります。

一八八二年、W、D、ミラーは伯林に於て化學細菌説なるものを發表して、從來のムシ齒はムシクヒ説に依つて觸釋されてゐたものを全然抹殺致しました。是は丁度、ロートベルト、コツホの病原微生物純粹養法染色法に成功した時でありまして、之より廿世紀醫學の燎爛たる花が開かれることになつたのであります。廿世紀に入つては、一方には晩近營養學説の進歩に依つて、石灰化の良否がムシ齒に對

は無報酬的齒科治療を加へるが宜しい』といふ決議を致しました。此の決議の結果は可成り偉大でありました。即ち此の會議以後、急速の進歩を遂ぐるに至つたのであります。

近世口腔衛生運動の開拓者としての名譽は、獨逸のエルンスト、エツセン、並に英國のマックハーソン及びフィツシャー諸氏に捧げねばなりません。此の先覺者等はコーペンハーゲン會議以前に、口腔衛生が兒童の保健上忽にすべからざる事を認めて運動を起しました。エツセンは世界最古の學童齒科治療所を創設し、フィツシャーは兒童齒牙強制的保護を提唱し、劍橋に學校齒科醫協會を創設いたしました。

是に次で大なる衝動を與へたのは萬國齒科聯盟の創立でありました。即ち一九〇〇年に巴里に開かれた第三回萬國齒科醫會議に際して、佛國齒科界の長老たるシャルゴードンは、齒科衛生及び齒科的社會奉仕を各國提携して實行しやうといふ事を提議して、滿場の賛成を得ました。爾來萬國齒科醫聯盟は、萬國齒科醫會議が毎五年に一回開かれて、其の中間期に於て大會議の準備機關として毎年一回歐米各地に開催されることになつて居ります。そして、齒科

醫學上の問題、教育、衛生、出版物、醫制等に就て夫々對議されますが、その中の一分科たる齒科衛生運動は毎年最も興味を注がれる問題の一つであります。

日本に於ける口腔衛生運動

大正二年頃から勃然として擡頭して來た日本の口腔衛生運動は、今や勅令による學校齒科醫令發布にまで進展して來ました。陸海軍に於ては、民間から幾度となく政府當局に迫つて發達を促すもので、歐米に先じて齒科醫の囑託を置きました。明治卅五年には東京麹町區では、四名の齒科醫を囑託として小學兒童の口腔診査を行ひ斯界に先鞭をつけました。四十二年には大日本齒科衛生研究會なるものが成立して、口腔衛生運動の第一聲が擧げられました。それより齒科展覽會、講演會等が日本聯合齒科醫師會の斡旋で長崎、松江、秋田、新潟の各地で開催されました。

大正三年には通俗衛生博覽會が上野不忍池畔に開かれて齒科の出品もしました。同年四月には東京府立第三高女で學校齒科治療所を開設いたしました。同所は漸次盛大に治療しつつあつて、東京市内最古の學校齒科治療所の名譽を維持してゐます。大正三年四年に至つて各地の齒科衛生運

動は、極めて白熱化して來ました。六年に廣島では齒科醫六名を市の囑託と致しました。八年三月には『小學兒童口腔衛生に關する建議案』が議會に提出され、兩院を通過いたしました。

大正九年にはムシ齒豫防デーが舉行されて成功を収めることが出來ました。十年には口腔衛生童話雜誌『口中の眞珠』創刊、八月には本郷區齒科校醫會が設立され、九月には兒童齒科醫院が小林氏の手で創立されました。

大正十一年一月鐵道省囑託齒科醫任命、四月千葉市學校齒科醫囑託、六月東京市學務課は川上下クトルを齒科囑託に任命しました。十月大阪市民館に兒童齒科診療所開設。十二年五月、牛込區内小學校十校に一名宛の齒科醫囑託、十三年五月番町小學校に中央學校齒科治療所開設。各古屋では市費による齒科醫を囑託。

大正十四年三月、青森では全國に率先して縣の訓令を以て學校齒科醫の囑託規定を公布。次で四月に埼玉縣、七月に岐阜縣で公布。大正十五年三月に秋田縣、七月佐賀縣、八月山梨縣、十二月福岡縣、昭和三年二月に鳥取縣、五月宮崎及び愛知縣、八月に徳島、靜岡兩縣。十二月に島根縣、三年には一月熊本縣、四月長野縣、五月宮城縣、六月山口、三重、群馬縣、七月福島縣、九月山形縣、十一月千葉縣。昭和四年には一月香川縣、五月京都、兵庫縣、六月鹿兒島縣、十二月には東京府で訓令を出したから四年度末にはともかく

も府縣の規定に従つて組織的な齒科衛生運動が營まれることになりました。尙右の外市の規定に基くものは金澤、高知、札幌、小樽、旭川、函館等校舉に違がありません。

昭和三年以來、日本齒科醫師會は内務省並に文部省の後援を得て「ムシ齒豫防デー」を六月四日と定め大宣傳を實施してゐるが、斯くの如き學國的の齒科衛生運動を定期にするには殆んど世界に類例を見ませぬ。

學校齒科治療所の發達は以上の如くであります。大體學校治療所は兒童の保健問題、殊に學校衛生上の施設として現今最も主要である所以が明瞭であることがうかがはれると思ふのであります。

更に若干生齒、齲蝕、第一大臼齒の保護、齒列不正の問題の一般を暫らく叙述させて頂きませう。

生 齒

生齒即ち齒牙萌生は、第一生齒(乳齒萌生)と第二生齒(永久齒萌生)とであります。乳齒萌生は生後六ヶ月より二年乃至二年半を以て完了するものであります。第二生齒は第一生齒完了後三年内外に開始されて、十二歳乃至十三歳に於て第二大臼齒までの萌生を完了するのであります。依之

觀之、小學校時代は、時あたかも第二生齒期に該當して、此の間の衛生如何は、まことに終生に影響を及すものと申さねばなりません。

齲 蝕

日本人の齲蝕罹病率は歐米人と等しく極めて高率であり學校齒科専門家の精密なる調査を遂げたものは何れの地方の報告を見ても、九〇%以上を示してゐます。新入學期の小學兒童に於ける齲蝕罹病率は、東京地方、九八・三% (男九七・三%、女九八・八%)で、永久齒罹病率は二二・九% (此の際兒童一人の永久齒萌生數は四本二分で一本弱にあたります)で、その永久齒齲蝕の全部が第一大臼齒即ち六歳臼齒なのであります。

齲蝕罹病率は、川上下クトルの九千九百六十八人の檢査成績によれば、六歳に於て男四五・六%、女五四・二%、十三歳に於て男八五・八%、女九一・五%であります。此の事實より見て、齲蝕の保護的治療は小學校時代に徹底的に行はねばその効果が望まれないのであります。尙更に第一大臼齒齲蝕統計を見ると、六歳に於て二〇%以上に達し、九歳では五〇%以上にまで及びます。第一大臼齒は、既に

早期萌生のもは四歳で開始されるから、幼年期に於ける保護対策は絶對的に必要であります。

第一大臼齒の保護

第一大臼齒の齲蝕は、早期萌生のもは萌生後間もなく罹患し、小學校新入學兒童は罹痛齒率、三六・四%で、此の保護は入學後直ちに着手せねばなりません。低學年兒童は幸に第一度若くは第二度齲蝕に屬するものが多いから、充填には極はめて適當した時機であります。此の罹痛齒率、三六・四%を程度別に觀察すれば、約九割五分の齲蝕は、第一、第二度程度のものであります。之を二年生又は三年生まで放置すれば、第三度、第四度に進行して處置は困難の度を倍加するのであります。

第一大臼齒の根端形成が完了するのは九歳乃至十歳で、若しそれ迄に齒髓（齒の神經と呼ばれるもの）の生活機轉が破壊されれば、根端形成は未了で完全に根管充填なる操作を行ふ事が出来なくなるのであります。實際上、十歳未満兒童の第一大臼齒が、第三度又は第四度の齲蝕に達すれば早晚抜齒の運命にあるのであります。第一大臼齒の齲蝕はカントローウィッツの小窩原則による充填が理想的であ

ります。ハイアードは豫防的齒牙切開を唱導して居ります。第一度齲蝕の中、極めて初期と見做すべきものは、硝酸銀塗布に依て一時は進行制止の應急處置を行ふことが得策であります。

齒列不正

學童を、一見して直ちに不正咬合を鑑識し得るものは三〇%内外であります。アングル氏分類による精密なる検査によれば、もつと餘程高率を示すに相違ありません。齒列不正の原因は甚だ複雑であります。其の主なるものは先天的原因と共に乳齒の早期喪失、乳齒の晚期存在、永久齒の喪失永、久齒の遲退萌生、惡習慣等であります。即ち齲蝕による原因がその大分を占めてゐるので、是等の原因は速かに注意されねばなりません。

終 結

學校齒科治療所の發達狀況は既に述べた通りで、學校治療所は兒童の保健問題、殊に學校衛生上の施設として現今最も主要なるものとなつたのであります。學童をして百%の口腔健全者たる理想を達し得るために、健康の増進と智題であつた。次には印刷體裁をどうすればよいかの自己問題となり、更に如何なる内容を持つた原稿を集成して各號を發行して行くかが重大な編輯の申核であることに心を痛め、同時に寄稿せられる原稿の書振りに頭を悩ました。

私としては、本誌編輯の心に斯様な過程を有して参りました。まだ、充分に編輯上の研究が出来ませんが、最近以上を綜合した行き方で編輯して居りましたが、最も難點とする所は、斯くの如き内容を持つた材料が斯くの如き書振りで出来てゐるといふ原稿を、本誌上に滿載横溢せしめることでありました。今一つは經費の關係上原稿料が出ないことは、何としても心苦しいことでした。

寄稿者各位、讀者諸君、編輯を鞭して下さつた方々に對して心からの深謝を捧げ、本誌將來の發展を祈ります。

編 輯 惜 離

風 章 溝 横

能の啓發と教育的經濟の利益との目的を同時に享受し得られるのであります。口腔健康と教育能率との向上の關係は、米のマリオン小學校の實驗學級の成績としてオーネル女史が報告して居ます。是は豫想以上の効果を擧げて米國口腔衛生協會は非常な發達を遂げる緒にいたのであります。オーネル女史とはマリオン小學校の校長であります。御閱讀を深謝しつつ、淺學にして貴重の頁を汚した事を汗顔に存じます。

貴重な頁を汚しますが、今回本誌の編輯からも離れることになりましたので、丁度茲に餘白が出来たから、編輯の立場から一言を許して戴くことにした。

指を折れば足かけ四年、本誌の編輯をも覺束ない足取で遣つて來ました。

最初は、寄せられた澤山な原稿をどう配列するかが研究問

四月の數生活

高座・旭校 中村左登壽

四月の兒童數生活の一つとしての身

體検査を、學校の統計をつくる爲や、

文部省への報告の爲にのみ終らせてし

まふことは、あまりにも惜しい事であ

る。又當然さうあつてはならない性質

のものである。その利用の一つとして

昨年五月五年生で取扱ひました方法と

その結果とを簡記したいと思ひます。

一、身體検査の結果を謄寫刷にした

ものを配布す。(全級兒童の身長、胸圍

體重を生年月日順に記したもの、又全

國の五年生の前三者の平均をも附記

す。)

二、兒童自らの要求により一年より

五年に至る發育状態の記しある身體檢

査表の配布。

三、方眼紙の配布

四、結果

A 各兒童自作問題の構成、

解題と相互批判

構成された問題は次の様なものであ

つた。各類別に一例を附記して見やう。

一、差を求むるもの「この組で一番

丈の高い者は原君で××糶である、又

一番ひくいのは井上君で××糶である

いく糶違ふか。」

二、和を求むるもの「僕達の身長を

全部加へたものと、運動場の端から端

までとどちらがいくら長いか。」

三、平均を求むるもの「五年生の體

重の平均はいくらか。」

四、其の他「一年から五年までで一

番身長のみえた人はだれで、一番ふえ

ない人は誰ですか。又その二人はいく

糶違ひますか。」この間城山へ遠足に

行つた時に金子君原君……皆で二

十三人一つの船に乗りました。その時

の全部の目方はいくらでせうか。」

B グラフの作製

一、棒グラフ

(イ)身長を生年月日の順にならべた

もの。

(ロ)體重・胸圍をイの様にしたもの

(ハ)一年の時の身長を基準にして各

一年間(一年より五年に至る五

ヶ年間)に伸びたものを色別に

して明らかにしたもの。

(ニ)體重・胸圍も之に準ず。

二、切線グラフ

(イ)身長・體重・胸圍を夫々生年月日

と、校門をは入つて来る五六人、面

白さうに聲高に笑つてゐる。

× × × × ×

暫くして、學區別の郵便物の宛名調

が始まる。昭和五年も今日限り永遠に

逝かんとする十二月三十一日のPM四

時頃――。

幸か不幸か、僕は二年越の當直勤務

に當つてゐた。教員生活をしてゐる以

上、一度は除夜の鐘を當直室に聞くこ

とが名譽かも知れないが。此の日は日

直で、元旦にかけての宿直なのだ。子

供達は元旦に配達すべき年賀郵便を取

りに來たのだ。

本校では、毎年正月の一日から六日

まで約一週間、橋本郵便局長よりの依

頼で、高等科の男生に、數十年來正月

休みには、いつも年賀狀を配達して貰

ふことになつてゐる。

順にしたもの。

(ロ)五ヶ年間のものを色別にしたもの。

(ハ)身長・體重・胸圍を色別にしたもの。

三、其の他

(イ)身長を人の繪を書いて表したもの。

(ロ)胸圍・身長・體重を繪畫化したもの。

以上記して見ると非常に簡單粗略な

ものであるが、兒童の收穫は可成に多

かつたことと確信する。又兒童の手に

成つたグラフは、種類に於ても量に於

ても随分多いものでありました。以上

愚案ではあります。本年度に於て兒

童身體検査の結果を取扱れる諸賢の御

参考ともなれば幸甚の至りです。

□ 想 隨 □

仕奉るけ生

校澤大・座高

雄武谷大

遠慮がちに、ドアをノックするも

『おは入り、どなた?』

『先生、郵便物はどこに來てゐるん

ですか。』

見れば、高等科の男生S.Kの二人

『住宅に來てゐるんだがね――先生

も一緒に行かう――』

三人で話ながら出かける。『他の者はど

うしたらう。』……

その結果、一局としても普通郵便と違つて数の多い年賀状を、一人の集配人に配達せしめることは常に悩む所、之を二十五六人の児童の手に委ねるならば、各自の部落だけで済むから、一人の集配人が一日を費すところ僅々一時間で終る。

児童としても、讀書力——常識としての讀書力は驚く許り進んでくる。「新聞博士」の熟語があるが「宛名博士」が誕れるわけ。尙、變態假名、行書、草書の文字を初めとし、部落の人、村の人の姓名を覚える等、一週間に習得する社會的常識は莫大なものである。

一面児童の骨折りは諒とせねばなるまい。翌日の郵便を前日準備することや、冷い霜柱を踏んで戸毎の配達や容易な業でない。けれども正月休みこそ児童の身心共に緩みがちで不規則な生活になり易い時であるから、斯のやう

な作業に依つて、運動・衛生・精神方面に益することのあるなら大へん結構な事だ。そして此の仕事が學習室で得た知識の社會的進出であり、特に本校修養項目の「多勢のためにつくしませう。」に於て社會奉仕の第一條、その精神の具體的表現である。

修身教材の道徳的知識は、その實行によつて初めて價值を生ずと云はれてゐる。此の見地に立つて斯の仕事を眺めた時。

甲、身體的精神的にだれ易い子供の生活を緊張せしめ
乙、社會的常識的知識を涵養習得せしめ得ることに依つて効果百パーセントの價值あるを信ずる。

この村の兒童通學區域が九つの學區に分れてゐる關係上、各學區から二三

名宛交替に配達する。其の最初の組が今、一心に宛名調に餘念ない子供である。

あたり一杯に撒かれた葉書。
『これは誰々さんの家だ』
『これはあそこの宅だ』
『それは何々さんの家だよ』
等々一しきり騒ぎあつた後、全部調べ終つた。

『元旦が雪でも、登校前に配つてしまふんだよ』と云へば
『僕が一ばん早く配つてやらう。』と當る可らざる元氣、笑ひ興じて校門を去り逝く後影——その消へるまで、これが「眞の生ける奉仕」と念頭に浮べつつ見送つてゐた。時しも灰色の空の一隅は破れ、チラホラ、白い雪片が空を覆ふて來た。

—(五・二二・三二)—

漢 詩

興 風 抄

神奈川縣立商工實習學校

興風會同人

六川町新居 煙洲 鈴木 達治
卜居丘上近都門 早起悠悠步後園 萬籟寂然天既白 炊烟一抹自江村
題 畫 竹翠 大野 安次郎
千里長江接碧江 一帆影白掛春風 何人採藥相來往 家住白雲蒼樹中
早 梅 蘇泉 長坂 潤二郎
雪後山村春已回 幽人引杖小溪隈 那邊脈々清香動 料得南枝一朵開
贈卒業生 遠洋 木下 俊一
螢雪業成同此歡 笑中猶帶別離酸 弘陵子弟多英俊 勿嘆崎嶇世路難
題 畫 晶江 座間 美都治
清流隔竹對崢嶸 遶屋梅花囀早鶯 日午南軒閑睡叟 夢中騎鶴到蓬瀛

俳 句

雜 詠

いつしかに眠りし吾子や春の風呂
梅咲いて吾子歩みそむ日和かな
ほし茶汁啜る草家の二月かな
嫁ぎ行く妹に幸あれ梅香る
着ぶくれて風邪の翁や梅の縁
春雨に凍て道とけて沈みけり
いも床の枕打つ音や露のとう
暮さはぎて小沼濁しけり
水仙の花倒れけり初雷雨

都筑、山内第一校
石原日の出

春季雜詠

商工實習學校校會

飯島茅景

月のほりける松山の朧かな
宵の湯殿の冴えてゐる春の雷
春風の吹きくる海は夕明り

佐野俊夫

道端の石のこまかく葦草
春光や海の朝風よてきて
夕ぐれの光あつまりぬ山櫻

近藤一鴻

夕雲雀郵便夫歸へりゆくなり
入學の子は光るなり風をゆく
花御堂ゆる／＼うごき蝶の舞ひ

小泉鼠子

夕ぐれや崖のくぼみの春の風

土筆二三本に明るき節窓（野澤屋）
霞うごめく甘茶煮る大釜に

西村順佐久

馬屋より首出す馬に花のちる
縁にある鉢をめぐりて蛇なりぬ
あしの角すぐるの中に春さます

佐藤笹舟

雲一つほの明るくて春の月
兄の部屋しほれ水仙のたれて居り
朝東風や焚火に人のまばらにて

水谷大牛

梅の木のもとに雪少しのこり居り
干物に蛇とまり居り日がさして
二月晴れ川口に汽船ふかれりて

大老政治への一考察（續）

萩田稔

この三説中當時の真相を傳ふるものは第三説である。それはともかく、綱吉迎立は忠清の好まざる所、それ故綱吉の立つに及び忠清は斥けられたのであるが、他面又忠清の政治それ自身が既に世人より倦れたことは、たとへ綱吉の迎立なくとも地位よりの顛落は必然であつた。かくて忠清の排斥と共に堀田正俊の立つに及んで、政治の局面が一變するに至つた。

五、綱吉正俊の政治改革

五代將軍綱吉は少時より聰明の聞えがあり、漢籍の素養あつたが、三十五

歳の働き盛りに將軍となつたのである。茲に於て將軍親政の世となり殊に正俊と君臣相和して前代の政治を改革するに至つた。その主なるものは

(一) 役人の交迭 延寶八年十二月忠清の職を免じ、翌元和元年二月隱居させ、又當時の老中稻葉正則もその年十二月に職を辭し、之に代つたのは勿論前述の如く堀田正盛の弟上州安中の城主堀田正俊である。

(二) 紀綱の振興 延寶八年潤八月諸大名等の傳手を求めて老中等に請託する事を嚴禁した。之は當時諸大名が賄賂を以て大老老中等と結託した證左である。又代官等に對し、百姓は國の

基なる故彼等に飢寒の憂なき様に取計らひ、又常々の辛苦を察し、下役人任せを禁止したのである。それ故越後騒動に對しても、この見地より御直裁判により全く事件を快刀亂麻的に落着かせたのである。

(三) 財政の整理 一例としては太平の時代に費用のかゝる軍船は不必要であるといふ正俊の意見により、安宅丸（天下丸）を取り壊した事である。又貨幣の原料として備へてあつた分銅十個を天和元年に改鑄し、その金高七萬六千六百六十兩に上つてゐる。以上はほんの一例に過ぎない。

(四) 小普請金制度の設定 徳川時代旗本御家人中三千石以下を小普請と云ひ、幕府に小普請のあつた場合自分の家臣や人足代りに、綱吉の元祿二年に二十石より五十石迄は金二分、五十

石より百石迄金一兩、百石より五百石迄は百石につき一兩二分、更に五百石以上は百石につき二兩の割合で徴收した。之は幕府の財政と密接な關係がある。即ち旗本御家人等の領地約四百萬石程あり、之を非役の者と役人とに等分しても二百萬石より小普請金を取立て得る。假に百石一兩としても約二萬兩は取立て得るのである。

(五) 名教の維持 天和二年に立てた所謂高札中に『忠孝を勵まし、夫婦兄弟、親類の親睦、使用人への憐み』を嚴重に諭示し、又その翌年の武家諸法度中にも『文武忠孝を勵まし禮儀を正すべき事』を示した。之は綱吉の人となりを表すものであり、本庄氏(桂昌院)の手によつて育てられた彼の親孝行の天性を最もよく見られる所である。加之、正俊も亦忠孝を念とした者

であり、其の友人への勸忠書又は惑疑論中にもこの思想を見出し得るのである。即ち前記の法度中の條文もこの君臣の思想を法文化したものである。一例は、駿州富士郡今泉村の百姓五郎衛門を表彰した如き、其の他多數の實例が存する。

(六) 教育の振興 之は湯島の聖堂林大學頭等の事柄によつて餘りにも有名な政策である。

(七) 學術技藝の保護 天和二年七月順庵を儒者とし、同二年十二月吉川惟足は吉田流の神道をもつて神道方となり、安井算哲は天文方となり、繪畫方面にても狩野派以外住吉具慶或は土佐派が召出さるゝに至つた。その他の事についてもそれぞれ保護されたものが多く、例へば針治の名人杉山和一、回運業の河村瑞賢、和學者北村季吟、

その他醫者の召出を見たのである。

(八) 風俗の匡正 當時の土風の刷新と風俗の匡正を凡ての階級に亘つて行つたのであるが、之は天和年間より元祿初年にかけてである。

(九) 大名に對する除封 徳川初期の除封は外様大名の勢力を削るための除封であつたが、綱吉の親政とともに幕府の制度にふるゝものは嚴に處罰除封せられたのである。

なつたのである。然らば何故に遭難したか、何が大老をしてそうさせたかを少しく考察してこの小論を終りたいと思ふ。

六、大老政治の缺點

正俊遭難の原因に就ては分明でない併し公憤に發したとの意見は今日の定説である。(室鳩巢の可觀小説を参考に

して戴きたい)今それ等の書により當時の事情を考察するに、正俊が世人の同情を失ひ過酷なりとの評判を受けた事は確實であると思はれる。凡そ朝に立つて政策を行ふ者は多くは世人より喜ばれぬのである。例へば水野忠邦、松平定信の如きその適例である。此の如き世人の反對派の代表が稻葉正休であると見られるのである。又正俊と綱

吉との關係を見るに、正俊が拔擢されて大老職に就任した事は綱吉の信任するためであり、隨つて前述の如き大改革を君臣合體して行ひ得たのであるが、綱吉その人は政治的に關心をもち、政治の一切を正俊に委任する事は出来なかつた所であり、正俊の政策に盲従するに餘りに政治的手腕がありすぎた。之は前將軍家綱と大いに趣きを異にする。

乍併、綱吉も當初の間は正俊の意見を尊重し、越後騒動に對しても斷乎たる處分に出たのも正俊の意見採用の結果であるが、この關係は終始續く性質のものではなく、將軍が政治に關心をもち親政を欲する限りに於て大老との意見の衝突は必然的なものである。こゝに大老政治の弱點があり、更に云ふならば大老制度そのものが矛盾性を含

むものである。事實正俊も後に漸く綱吉から忌憚される傾向を悟つて終日懊惱したと傳へられてゐる。この見地に立つならば、若年寄の稻葉正休がこの消息を知悉して居た事は確であり、被害の發意も亦自ら分明となりはせぬか。が、それは何れにせよ正俊は正休の殺害なくとも早晚政治界よりの失脚は必然であり、前述の如く大老政治の結局到達すべき運命にすぎない。

楮てこの小論を結ぶに當り更に繰返すならば、大老なるものは幕府が元勳を優待して政治の顧問に具へたのがその起原である事は前に述べた通りであるが、後漸く制度化して幕府の政治を運用する上に於て、老中の將軍に上申する政治上の大事件は、先づ大老の耳に入れてその指圖を仰ぐのである。この場合大老一箇の考へから之を決斷す

る事もあり、更に將軍に上申して裁決を願ふ事もあつた。併し大老の下した是非の判断に對しては、將軍も容易に變更する事は不可能な程の權力を有して居たのである。この權力の強大は將軍と大老との衝突の動因となり得るが家綱の如くその體質上親政不能の場合には衝突の發生はあり得ない、反つて大老弄權の結果となる。が一度相當の人物が將軍に立つた場合は大老の意見のみが容易には行はれ難いし、又將軍自身の意見に大老を絶対服従させる事も無能の大老でない限り不可能の事である。この矛盾性は君臣の争となり、將軍が大老の任を解くか大老自身の自決によつて解決する以外に方法はな

い時に於てのみ必要な政治的機關であり、將軍の親政の場合にはむしろ有害無益なものである事は、綱吉時代の正俊に於て悉く曝露せられたのである。正俊の遭難は彼自身の罪といふよりも大老制度そのものゝ罪である。

地名雑観

— 中郡西北に於て —

平塚第一校

中村壽郎

參謀本部五萬分一地形圖伊勢原の圖幅で、愛甲郡愛甲より中郡旭村根坂間に至る西南に引ける一線以西が、以東に對して地形が著しく複雑性を示してゐる。

例へば成瀬の丘陵が相模川の氾濫原 (Tzsoos Plain) に臨み、伊勢原丘陵が澁田川・鈴川の水田地帯に島狀にのり出し、金目川に接して綯綾の傾動地塊 (Tilted block) があり、その外大根村附近の小突出、小入所があつて、水田地帯を海と假定せば、これ等小突出、小入所に依つてリヤス式海岸を想像せしめらる。

この小入所は何れも小川、小谷の源となつてゐることが又面白く、澁田川矢川、大山川(鈴川)、善波川、大根川金目川の各支流がそれであつて、大東京の背面の府中、東京天文臺、吉祥寺

石神井口走る五十米コントロール下にある小澤沼地が、山手臺地を刻む小谷の發水地になつてゐる事はよく似てゐる。この小澤沼地附近に對して、石神井、荻窪、下高井、上高井、世田谷、池袋少し離れて千駄谷、大久保、澁谷の地を見得る事が出来る。何れも小谷の水原地に對して名稱されてゐるものである。この状態と何等異なる事のない景相が又この附近に現れてゐる。

成瀬丘陵より前述の小突出、小入所に添つて見れば、四谷、寮谷戸、後谷、觀音谷、谷戸、杉戸、久保、栗久保、窪田、田中、寺久保、池端、沼目、柿久保、千津、八幡谷戸、西海地、入山瀬、木津根橋、上谷戸、下谷戸、板戸尾崎谷戸、御所谷、貝ヶ窪、笠窪、雨沼、蛇久保、太夫久保、平内久保、北

久保、谷津、吉澤千津谷、飛谷戸、貉久保、栗久保、岩井戸等の現れを見る事が出来る。これ等の所は地形的に聚落の發達型式共に何等差異はみとめられぬ同意、異音、異字のところであるに過ぎぬ。この中同音同意の久保は窪の事で別に意味は無いらしい。何れにしてもその地名附近は一體の低地で、各々小高臺下或は山陵の間に在つて谷頭をなしてゐる。以上の地名を分類すると、久保・窪谷戸・谷津、其の他の四つになるが、前述の如く内容上からは一連であるが表面上の分類は如上である。この地附近を私は踏査した時に、地形圖と餘りに附合してゐることに驚いた。下谷戸八幡谷戸等の附近ではジク／＼水が湧いて谷頭たる意味を充分に知らせてゐた。特に物置小屋と主屋との間に小さな溝を作つて、裏岡から流出する透水を前の田に流してゐるのさへ見た。これ等が集つて小谷を作り、前述の谷、川になつて水田幕をうるほしてゐるのである。以上によつて地名に谷戸、谷津窪の發生がうなづけるが、更に之を要約せば、その邊は土地が低く常にジク／＼水が湧く處と言ふ意味で、水に係して起つたものであらう。春秋の雨量の多い時、又は長雨の續いた時に野水が滲み出る處には、(窪)(久保)を用ひて貝ヶ窪、蛇窪となり、又終始水の出てゐる處は低濕であるので、谷戸、谷津と言つたやうな谷の言葉が用ひてあり、自然的景相が地名を決定してゐる事實も亦面白い。然して

これ等附近に建設されたる部落は、何れも主家は南向に建られ日光の採入れに意を用ひてゐる。

人類の生活に種々必要條件はあるが第一に思はなければならぬのは水を得る事であるが、それは飲料水としてのみで無く、吾等の如き米食人は水田を營むと言ふ點に於いて、特に又深い關係を持つのである。かく自然的に人文的に發達した部落は、又して地名に深い意味を存してゐる。

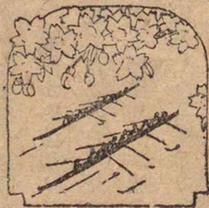
大山川が大山山塊を難れるところに見事なファンを構成して南端伊勢原附近に至つてゐる。このファン上に山王原、原田、野道、上庭、下庭、原ノ宿伊勢原等の地名が見へる。この地名が又このファン地形の消息を語つてゐる。大山川の出口子易に立つて南方を望む時、半徑三軒の三分の一圓の廣大な

原を見とめることが出来る。これが大山川ファンで、大山川が子易を起點として建設したもので、ファン建設當時は大山川は三つの荒川(Nurthe Viseu)をなしてウエストの河原を作つてゐたことが、澁田川及び今は澁田川の一支流となつて水は枯れてゐるが、舊河道を残してゐる川(今これを山王原川)今最も旺盛なる大山川とであつた事が明にうかがう事が出来る。

然して後大山川が勢力を得、ファン西方によつて現在の流路をとりつゝ舌狀に進化したファンを形成したため前二川は大山川にパイラシーされた形になつて衰退してしまひ、舊河道底は肥沃な小水田となり、この原唯一の水田帯をなしてゐる。他は一體の原となつてゐる。この平坦面に名づけられたのが原で、山王原、原田、伊勢原等と

なり、又上庭、下庭となつてゐるのであるが、庭は同様平坦面を意味してゐるのであり、上・下の區別は土地の垂直距離の別から發してゐるらしい。何れにしても、中郡西北部に於ける地名に關する興味深き問題である。

陸測五萬分一伊勢原を参照せられんことを希望す。
(終り)



長野縣の教育

二 宮 完 造

信濃は山國である、我が國の最高山は多くは此の國に屹立し、大河も亦此の國を中心として四方に流れてゐる、然り臺灣を除いて一萬尺以上の高さを有するものを數へるならば、其の大部分が信濃にあるといふことができる。

是等は我が國の大山脈の複雑に交又したる所であつて、日本アルプスの連峯御嶽山、淺間山、戸隠山、輕井澤、高原等、一種獨特なる形貌である。そして其の多くは火山であり、其の山上や山麓には風光明眉なる潮水を湛え居る所に温泉がある。随つて、夏は登

山に、避暑に、冬はスキー、スケートに、又は保養に、各地より毎年何萬人となく信濃へ、信濃へと人々が集る。殊に佛都としての善光寺の長野は、全國の篤信の善男善女を吸収して居る。斯く觀れば信濃は全國的であり、全國老弱男女の憧憬的であると言ふも過言ではあるまい。

信濃は古來蠶業國として知られ、けだし我が國養蠶業の發祥地であらう。其の高燥にして火山灰を含める土壤は最も斯業に適し、繭の産額は我が國第一位で、製糸業に於ても、昨今群馬の

富岡を凌ぎ、諏訪湖畔の岡谷の如きはこれまた日本第一と稱せらる。

彼の本曾方面の林業は、これ亦全國有數のもので、北海道及び東北地方に次ぐ有様である。而して此の國を繞らす山岳は、何れも峻嶺にして連互し、此の間盆地をつくりたるもの、即ち善光寺平、佐久平、松本平、伊那平等は千曲川、犀川、天龍川等の流域でよく耕され、殊に水田は裏作ができて、麥野菜等の栽培に適し、佐久平を中心として養魚鯉の育生に利用されて居るなどは決して他に見ざる所である。

信濃では月と佛とおらがそば

と、信州の俳人一茶によりてうたはれたる名物のそば、或は善光寺に参詣して、附近の店頭に、林檎・杏・葡萄等の果物、或はバスケット・眞綿細工等の獨特の商品が並べてあるのを見ることを得るは、信州の如何なる地であるかを暗示するものである。

◇

信濃は天然に恵まれたる國といふべしである。此の自然がある如くに物がありとすれば、自然と物とに恵まれたる信州が、人は地に化せらるるの理を以てすれば、長野縣は教育縣であると稱せらるることの妥當なるを理解することができる。其の如何なる點に於て世人が斯く評するかは詳かにせないが殊に近代に於て世にあらはれたる、かつて活躍せる、或は現に活動せる人物に、信州人が多いといふことは、教育縣たる信州が全國に向つて誇るべき事

實の一つである。カーライルがかつて「英國の誇るべきは其の領土印度にあらずして沙翁全集だ」と云つた如く、信州の誇るべきは其産せし幾多の人物であるともいへよう。

今其の概略について挙げて見るならば、大宰春臺を始めとし、俳人一茶で一家をなしてゐる小林一茶、學者であり先覺者といふべき佐久間象山、古典學者飯田武郷、信仰家にして矯風慈善事業の婦人先驅者潮田千勢子、教育にして帝國教育會長たりし辻新次、同じく澤柳政太郎、其の他伊澤修二、湯本武比古、中川元、或は同縣の産でないかも知れぬが、かつて本縣に居つた能勢榮、其の他教育方面には特に其の人物が多い。軍人にしてシベリヤを單騎旅行した當時の福島中佐の陸軍大將は松本の人であり、美術家兒玉果亭、政治家渡邊國武、學者高橋作衛、官吏渡

邊千秋、最近故人となつた歌人島本赤彦等挙げ来れば際限がない。以上は既に故人になつた人々であらう。更に現代に活動せる人々を一括して並べて見るならば

◇ 文士として

久米正雄、正木不如丘、藤森成吉、今井國子、島崎藤村、若山喜志子、大田瑞穂、中澤臨川

◇ 畫家美術家として

中村不折、池上秀畝、小室翠雲、菊地獎月、中川紀元、山本鼎、河野通勢、矢澤弦月、川船水棹

◇ 學者として

金子筑水、中川久四郎博士、吉田靜致博士、加藤正治博士、高橋辰之博士、原嘉道博士、横田秀雄博士、大工原博士、藤原咲平博士

以上の外、軍人として神尾大將を始めとし、堀内中將、宇川鹽澤等の將官が

あり、實業家藤原銀次郎も信州の人である。尙確實ではないかも知れないがとにかく、井上通泰、稻垣乙丙、山川健次郎、波多野精一、小松謙次郎、西郷吉義、久保天髓、松下軍治、柳田國男、窪田空穂、河竹默阿彌、鳩山春子安藤大將、伊東中將、坂本中將（順序不同）等も信州人であらう。此の外學士とか中等學校専門程度の學校長教授教諭に相當名の知れた人も多い。

其の地位は低くとも所謂篤學者が多い。例へば信州に於てはかなり知名の尊王思想研究の下伊那の高等女學校長市村氏の如き、松本師範の矢澤教諭の自然科学の研究の如き、けだし一流の學者ならんと云はれてゐる。

以上學者を輩出せる點より考察すると薩の海軍、長の陸軍と並べて長野の學者と云ひたい程である。

三宅雪嶺博士が「信州の山河雄大な

り。人亦雄大ならんも果して正大なりや」と云はれたことに答ふるに充分であらう。抑々斯かる事實は如何なる原因によるものか、よく小學校時代に、長野縣地方は冬季降雪多く、爲めに人々炬燵に入つて讀書する期間が長いから、教育が進歩すると覺えたことがあ

る。今日斯かる解釋に満足するものはあるまいが、然らば信濃の善光寺が如何なる感化を及したるか、川中島の戰爭が如何なる影響を信州人に残したるか。或は信州人の天與の特性によるか。學者にもあらず信州人にもあざざるもの詳かにせざる所であるが、とにかくに信濃は古來尊王思想の發達した國であつて、殊に伊那地方に於て盛であ

り全國に及んでゐた。そのために明治以後になつて贈位されたものが五名にも及んで居る（此の事實については、伊那の市村校長は二十年來の研究者で

あつて著書もある）とのことであり、又封建時代より藩學校が盛んであり、其の藩學間に人材の養成の競争が行はれて、是等が廢藩まで存続したものが十九校にも達し、其の地方の寺子屋教育に影響を及ぼして、これが普及と發達とに預つて力があり、學制頒布前に於ける本縣内寺子屋の數は千三百四十二ヶ所で、其の寺子數男五萬五千餘人女七千二百餘人と稱せられ、其の數他國に比して遙かに多く、加之、維新の變革に際し、各藩士は學藝を以て身を立つるの必要に迫られ、藩學に於ける子弟は一層學問に精進するものが多く、廢藩後出でて縣吏となり、或は小學校に入り、相俟つて當時の教育振興に貢獻するに至つたのである。

◇

信州人は一般によく讀書すると稱せられてゐる。先年中央線により長野市

までの小學校七校を視察したことがあ
るが、其の何れの學校に於ても職員室
の黒板に、大抵二十種位の新聞書到
着の掲示があり、これ等は職員が共同
購讀するのであるときいたことがあ
る。全縣下圖書館の發達は其の設置數
に於て、或ほ私立文庫の多きことに於
て、全國中優位にあつて、其の設備制
度等の形式に於ては他の都市に於ける
それには劣るとも、讀書好學の風に至
つては他府縣に優つてゐると云はれて
ゐる。縣下圖書館網の中樞をなす縣立
の圖書館は最近に長野市に建設せられ
尙縣教育會よりは、縣下圖書館圖書購
入費年額三百圓以上のもの、及び其の
建設に對しては六千圓も奨勵金を支出
してゐる。

◆ 斯く新刊の圖書を閲讀し、講演會、
講習會等には専門の學科の權威者を招

き根本的に研究し、學術上の新説なり
教育上の斬新なる主義主張等には殊に
緊張味を感じるを以て、思想的傾向は
知性に長じ理想主義的に傾いて、理論
に過ぎ、長野縣人には理論家が多く、
ために批評に厳しく現實を輕視するの
風があると評せられ、又一面には獨尊
的に陥り、やゝもすれば反抗心を有し
高遠なる理想家となつて時には極端に
走り、日常の鎖事を疎かにするといふ
非難を免れないが、然しそれがために
よく新しい方面もよく開拓する。

◆ かの自由畫の主張であるとか、一町
村一校主義だとか、師範二部本體とか
信濃大學創設などもそれである。又今
日教育費國庫全額負擔問題が、殆んど
全國的に、輿論として叫ばれて居るの
に、信濃教育會が獨りこれに反對して
居るなど一寸變つた所もある。

◆ 研究心も亦盛んである。其の研究は

やうになり、高僧に就て修養の道をき
き、或は基督教の研究のために、相互
休日を利用して集會を開いてゐる同志
も相當あるときいてゐる。是等は啓蒙
的精神の批判を受けた後、目醒むべき
眞の宗教心發生の過程を示すものと見
ることが出来る。

◆ 尙茲に特記すべきは、先年出版され
た「本邦殉職教員家傳」に列記せられ
てある此の縣出身者の數が、其の半に
達して居るといふことは、此の縣教育
者が如何に其の職に對して責任の念慮
の強いかを例證するものとして誇り得
ある。

◆ 長野縣には古來法燈國師、關山國師
正受老人等の有徳の高僧の輩出したこ
とがあり、殊に佛都として全國的なる
善光寺の如きを有してゐるが、これが
爲めにどの位長野縣人に信仰心が普及
してゐるかは疑問であるが、最近教育
者其の他の智識階級に於て、信仰生活
を求むるもの漸く其の數多きを加へる

常に根本的であるのが特色であると謂
はれてゐる。以前に師範の淺岡校長が
生徒の才能發揮を奨勵し、正木教頭之
に和し、「他人に認めらるべき自信ある
一長所を作れ」と鼓吹されたることな
ど、其の批判はともかくとして其の一
般を想像することが出来る。

◆ 由來長野縣の教育者には前述の市村
校長の如く、或は一小學校訓導にして
相當に認めらるる専門的學者が多く、
本縣各地方教育者の研究の結果たる郷
土研究等に於て、學界の權威者たるも
のも少くない。實際長野市で書店など
をのぞいて見ると、長野縣人によつて
編纂された郷土に關する出版物が多く
又教育會館に陳列されてゐる同縣教育
者の研究による教育資料を見て驚かさ
るを得ない。かつて島崎藤村が『信州
の男子の中には其の青年期に於ては理

◆ 一體此の縣では社會の指導機關たる
縣下發行の新聞紙が教育問題をよく記
載するのは、さすがに教育縣たるを思
はしむる程であるのに、縣教育會即ち
信濃教育會が相當有力視されてゐて、
縣下現在に於ける教育上の施設は多く
は信濃教育會の首唱したものであつて
育英費の制度、縣立圖書館の設置、
男女師範各一校制の維持の如き、其の
主なるものである。又講習會の開催、
郷土の研究及び編纂事業の如きは其の
特色である。御大典記念事業として長
野市に教育會館を建設し、之に對して

五ヶ年間に一萬五千圓を補助すること
になつてゐる。又他府縣の教育會にあ
つては、多くは總裁とか會長とか、其
の主腦部が其の府縣の當局とか、地方
の有力者等を推戴してゐる所が多いが
信濃教育會に於ては、本會といはず支
會とを問はず、何れも教育者自身が其
の衝に當つてゐて、現に信濃教育會長
佐藤寅太郎氏は私立の中等學校長で、
多年本縣教育の爲めに盡粹されてゐる
人である。そして縣教育の重要な諸
問題は、縣の指導を俟たず自治的に教
育者自ら進んで攻究し、且つ相互に討
議して一定の方針を樹て、それに向つ
て着々と歩武を進めて行くのである。

◆ 一般に今日まで長野縣が教育縣であ
ると稱せられたのは、主として初等教
育の方面である。とにかく、外見上片
田舎の方はよく知らないが、校舍とか
設備の完全して居るのにはおどろく程

である。單に此の點だけでも教育尊重の縣であるといふことを想はせられる。そして一市町村一校主義のもとに、各市町村の小學校は全部尋常高等併置であるから、尋常科卒業者の殆んど全部が中等學校又は高等小學校に就學するが故に、小學校八ヶ年は事實國民義務教育たるの觀がある。信濃教育に於ける過去は、初等教育を重視してこれに力を集めた形跡は充分あるが、今日に於ては中等以上の教育方面に色々の問題があるやうである。

斯縣の中學校の數は全國平均數に達して居り、入學志願者の半數以上を收容する狀況であるが、高等女學校は人口に比して少い。其の他實業學校に至つては設置數他に比して遙かに多く、其の上中市町村及組合又は私立のものが相當にあるのは、長野縣に於ては那岐後縣に移管されたる中等學校が多いからである。

高等小學校卒業者の男子八七%、女子

八三%は家庭にあつて職業に従事する割合であるが、更に教育の機會均等を期するの目的を以てこれ等高等小學校卒業者のために、地方小學校の高等二學年卒業者にして通學上の不便並に入學の困難、其の他卒業後の志望等の事情よりして、各地方に三年制の農學校と中學校との中間に位する農村中學校と

か、或は同じ意味の高等女學校などの主張があつて、既に縣下に實施されてゐる所もある。實業學校中には志願者の募集人員に充たずして生徒の勧誘に腐心するの有様であつて、校數並に學級の改廢増減を斷行するの要があると云はれ、又今日の農業學校が尋常小學校に連絡するは、兒童の職業選擇上尙早きを以て、高等小學校卒業者を收容して、尙地方生産改良の先驅者となり自治體指導の中堅人物たるものを教育する爲には、別に中學校、農學校、又は實業補習學校等の卒業者にして、實務生活の體驗あるものを收容する二ヶ年程度の實業專修學校を設置するの意

見もある。

工業學校は縣立一校であるが、尙一校増設の議があり、工業學校の方針は全國工業界に貢獻すべき人材を主とすべきも、今や世の趨勢は斯縣に於ける工藝品の發展、並に農村副業の開拓を要求する關係上、其の地方生産業の開拓發展に奉仕すべき人物養成にありとなしてゐる。

尙師範學校に就ては、縣内各一校主義が傳統的主張であつて、先年南信に一校増設の議があつたが、教育會輿論によりて不成功に終らしめたことがある、二部二年制を以て師範教育の本體とする主張も以前よりの叫びであつた

以上は昨年長野市に於て開催された關東聯合教育會で配布を受けた書類を参考とし、實地見聞したことを附加して、順序もなく書き列ねたるに過ぎない。ことに本縣出身者の氏名は正確なる記録に據つたものでないから、誤りもあらう、又現在生存せる先輩に對して敬稱を用ひなかつたことをも詫びて茲に擲筆する。

低學年體操科

指導上の諸問題と

教材遊戯化の實際 (續)

足柄下・吉濱校 岩本岩次郎

7 比較作用は大分に進んで來る比較する力は總ての知識の根本で、人が物を知るのには比較に依る。若し比較的作用が行はれねば、物の關係を認めることが出來ず、物の關係を認めることが出來ねば、其の物をとることは出來ない。此の時期の兒童はこんな比較作用が餘程進んで來る。

例へば、物を與へても、こちらが大きいとか、あちらが小さいとか、又誰々さんの多いが自分の少ないとか、といふ様なことを直ぐ氣が付いて述べ

狡猾になつたといふ様に思はれるが、

其の中には確かに比較して物の區別をするといふ智的分子を含んでゐるのである。然しこの時代の比較作用は未だ甚だ幼稚である故、僅かの違ひは殆んど之を認めることは出來ぬ。而して類似の方を認める作用が盛んに現はれて差異を認める作用は後れて發達するのである。この爲め當期の兒童は少しの違ひのあるものは皆一にして仕舞ふ傾がある。

8 習慣性に富む

この期の兒童は、殊に習慣が付き易

いものである。一度したことを二度、二度したことを三度といふ様に重ねると、次には少しの刺戟を與へても直ちにそれが習慣となり易い傾向がある。兒童はこの習慣に背くことによつて不愉快を感じ、又習慣に従へば非常に愉快を感じるものである。

例へば兒童が朝一定の時に起きて居たのが、其の起きる時が遅くなつた、或は一定の時に學校に行くのが遅くなつた時には、兒童は非常に泣き又拗強るのである。この爲めに、道徳方面に於ても其の總てに於ても習慣付けることが大切な時期である。

(三) 外界上の障害

1 就學の身心に及ぼす影響

兒童は今迄家庭にあつて、父母や兄弟姉妹の膝下にあつて、只其の愛のものに育つて來たものである。然し入學

するや、今迄曾つて経験のない學校に來て、顔も知らぬ名も知らぬ多くの兒童との間に交際をしなければならぬ。又一方には、今まで家庭にあつて起居動作總べて自由であつた兒童が定まつた間束縛されて教授を受けるのである。この如く從來の生活と異つた種々の生活を始めることによつて、發育の幼稚な兒童の健康は低下し、又發育が制限され、時には種々の疾病を起すのである。シュミツト氏の調査によると、兒童の出世から十四才に至る迄に於て、體重増加率の最少な年は七才、即ち就學の年であつて、就學をしなければ同年齡の兒童は體重も身長も前者に比べて大なる増加率を示したといふことである。體重と健康とは密接な關係を有するものである故、これによつて障害ある事が知られるものである。

岡田博士が、東京市の兒童について調査した例によつても、これと類似した情況を知り得ることが出来るのである。

年 齡	男 子		女 子	
	平均	増加量	平均	増加量
四歳—五歳	四六〇匁		四〇〇匁	
五歳—六歳	五二〇匁		五二〇匁	
六歳—七歳	五九〇匁		五二〇匁	
六歳—七歳 (就學)	四一〇匁		一八〇匁	

即ち四才から七才に至るまでの間に於ける、體重増加の情況に於て、就學した者の状態は、就學しなかつた者に比して甚だ劣つてゐることが知られるので、女子に於ては一層甚だしいのである。これについての原因は前述の如く、精神の緊張、自由活動の束縛、又長い時間一處に同一姿勢をとつて居なければならぬ爲めに疲労を感じ、ため

に不良姿勢となり、呼吸、循環器が制限されて益々疲労を増すによるのである。

2 荷物の携帯と服装。

兒童は不用のものでも澤山携帯し、又携帯時に同一肩にのみ荷物を掛けたり、同一小脇にかゝへたりするため知らず知らず脊柱が屈つたり、胸廓が狭められたりするのである。又服装についても、昨今は大分に改良されては來たが未だ着物の紐で體を縛り帯でしめつけ、袴で壓へつけてゐるところが多い。ために骨は早く化骨して充分の發育を遂げなくなり、筋肉は血液の循環が悪いため、發育を阻害される等發育上注意しなければならぬことが多いのである。

二、實際的指導の方面

(一) 指導の着眼點

1 良姿勢の保持に努める。吾々は身體を保持するに當つて、正しく保持するといふことが大切で、姿勢の良否と健否とは、非常に關係深いものである。然し身體の構成上吾々は自然に前屈姿勢を取り易く、又生活上から種々の不良姿勢を取るものである。殊に本學年の兒童は筋の發達が充實されてゐないので、不知不識の間に不良姿勢をとるようになる。體操指導其他に於ても誤つた姿勢から腰椎前屈症に陥ることがある。この期の兒童が呼吸血行の旺盛を臨む時期であり、腹部内臓器の發達を促す時であり、又骨が軟弱で不良姿勢によつて其のまゝこれが發達して行き易い時期等を考へる時に特にこの良姿勢の保持といふことは、特別の注意を拂はなければならぬと感ずるのである。

2 呼吸器、循環器の發達を圖ると共に障害を除去する。

この期の兒童は、常に走り廻り跳び歩いて寸時も活動を廢することはないのである。これは前述の如く、心臓と大動脈との關係、血量の大なること等によるのであるが、一方心、肺は未だ發育不十分で大なる活動、永い間の活動には堪へ得ないのである。それ故に一方にはこれらは障害を及ぼす不良姿勢とか、過強な取扱ひを避けると共に一方には、適當な指導を與へてこれ等の發育を促進することに努力すべきである。

3 消化作用の旺盛を圖る。

活動が寸暇もなく行はれる一方に、又消化作用が非常に旺盛な時である故に、この器官の發達を促すことに注意すべきである。

4 運動に對する趣味の養成。

兒童はそれ自身に於て、己に快活で何事も試みたいといふ本能を持つてゐる。この欲求的本能に基づいて運動に對する趣味を養成することに努めなくてはならない。兒童の生活、兒童の心理をよく辨へないで、無暗に嚴格に又理窟的に取扱つたりすると大切な天真爛漫、快活の徳が萎縮してしまふものである。この爲め運動に對する興味も失はれるものであるから、この習慣性の強い時期に於ける取扱ひには慎重の注意を要するのである。

5 遊戯的より順次規律的へと進ましめる。

この時代の兒童に對しては、教材も遊戯的に取扱ひ、取扱法も成るべく兒童の心情に立脚して、これに近寄つた取扱法を本體として進められるが故

に、個人的、自由的といふ取扱ひに多くなるが、ここから順次團體的、規律的に導いて行くことが大切である。

6 消極的體育に意を注ぐこと。

幼ければ幼い程環境の支配を受け易い。本學年の兒童も亦この境遇の變化により支配され易いのである。このため積極的の運動を行はしめると共に、環境をよくする衛生養護の消極的體育には特に注意を要するのである。運動指導に當つて、この立場から、運動量運動と時間、運動の前後、營養の如何疲労の程度、季節天候、氣温等にも充分の注意を要する。

(二) 取扱法の考察

指導法又は取扱法の根本をなすものは兒童の心理、兒童の本能であると思ふ。然してこれ等に立脚して行ふにあり、これらを利用することの如何に

よりに、愉快な取扱ひ、無理でない指導、薬になる體操が行はれ、勞少くして効多い。の結果が得られるのであらうと思ふ。

日暹親善

シヤム國皇帝、皇后兩陛下には、途中御つゝがなく七日東京に御着到遊ばされましたが、我等は日暹相互の關係に鑑み兩陛下の御來訪を光榮とすると共に、兩國の關係がこれを機會にいよ／＼敦厚に赴かんことを衷心から切望せざるを得ない。思ふに兩國間に顯著な交渉關係の開けたのは遠く山田長政の活躍時代にまで溯る。その後も兩國の關係は連綿として續いて來たのであるが、歐洲大戰當時に至つて俄然親密の度を加へ、殊にこゝ數年來シヤム國の交通諸機關の完成に對し、我國が一

びの貢獻をなし得たことは我等の心ひそかに誇りとするとところである。かゝる際シヤム國兩陛下が親しく日本を御訪問されることは極めて意義深きものがあるといはなければならぬ。こゝに我等をして憚るところなくいはしむるに、とかく東亞諸民族は我が對外政策に帝國主義的な野心でもあるかのやうに邪推し、我國との接近を回避せんとする氣配あるが、これは列國との共存共榮を助長せんとする以外何等の念願ない我國にとつて、甚だ迷惑なことがある。しかるにその間ひとりシヤム國が卒先我國との經濟的接觸をはからうとするだけでも多とせねばならぬところである。今度兩陛下が親しく我國を御來訪せられ兩國の交歡を進められるについては、我等日本國民として欣快これに越したことはない。(報知新聞)

郷土横濱の三千年〔續〕

龍山親祇

- 既掲要目 横濱の地形 石器時代の横濱 金石時代の横濱 有史初期の横濱
- 平安朝時代の横濱 鎌倉時代の横濱 吉野時代の横濱 室町時代の横濱
- 濱 江戸時代の横濱
- 本號掲載要目 江戸時代の横濱(續) 開港以後の横濱

九 江戸時代の横濱

- ◇横濱に於ける會見 水兵の葬式 日米和親條約記
- 念の扇面 米艦横濱沖を去る 條約改訂の輿論米
- 國に起る ハリスの來朝 修好通商條約草案
- ハリス神奈川に調印を迫る 安政五箇國條約 開
- 港準備 横濱開港の主眼 諸般の施設經營 横
- 濱鎖港談判使節

かくて幕吏と米使とは、左右に列して談判を開始したの

である。此の時の幕府の委員は、林大學頭健、井戸對馬守覺弘、伊澤美作守政義、鶴殿民部少輔長銳、及び松崎滿太郎等であつた。種々挨拶の後此の頃(二月八日)ミンシツビーの乗組の水兵ロバト・ウイリヤムスが死亡したので、ベリーは小區域の墓地を供給されたい旨を請ふた。幕吏はこれをして長崎を唱へたが、米使の懇請により、十一日之れを横濱村の増徳院の近くに葬つた。談判は其の後數回の會見により、三月三日を以て結了し、十二箇條の約束が出

来た。これ即ち日米和親條約で、後に神奈川條約と稱するものである。前年の浦賀の會見は、僅かに三十分位であつたが、今回は二十日計りの間に、數度の會見を交へ、或は日米兩國間の贈答品の授受があり、又米使が幕吏七十餘名を招待するあり、幕吏が米使を饗應するあり、米國の船員が上陸し、日本人が米船に行くといふ具合で、離れれば疎となり、會へば密となるのは人情の常で、兩者の間、次第に融和を見るに至つた。横濱村の石川半右衛門が密かに米艦を訪ふて、葡萄酒や麵麩などの饗應を受けた後、ペリーの寫眞や、羅紗地を貰ひ、携帶して居た櫻を描いた扇子にペリーの書記官や支那人羅森から記念の文字を書いて貰つたのも、この時のことであつた。

かくて條約の議定を了し、ペリーは豫て用意の米國星條旗を林大學頭に渡して、永く兩國の交際の深厚を希ひ、五日にサラトガ號を先發させて、この結果を本國政府に報告せしめ、他は尙數日間滯留して幕吏の案内により、横濱神奈川附近を遊歩したり、來訪の日本人に應接したりしたが、十三日には神奈川沖を引揚げて、同月二十一日までに悉く下田港に入つたものであつた。彼等が此の上の希望は是非一度でも江戸に入りたかつたのであるが、幕吏に拒ま

れたので、愈々十三日に艦隊の大部分が神奈川沖を去らうとする時、灣口の方へは向はずに、江戸の方へ向つたので、幕吏を始め沿岸の民衆は又もや驚いたのであつた。つまり彼等としては、せめて雲烟模糊の中にも、江戸を眺めてそれで満足しようといふ心持であつたのであるが、羽田沖あたりで、池上、大森附近を瞥見して、船首を灣口に回したのであつた。

さてペリーの結んだ神奈川條約は、日米兩國間の和親條約であつて、之れだけでは、眞個の満足を與へるものではなかつたのである。即ちペリーが去つて間もなく、下田に來たレデー・ビーヤス號も、同年十二月に來たりドヤデイテイ等も、次で渡來したウイルミントン號も折角來ても商賣が出来なかつたり、居住を許されなかつたりして、何れも失望して歸國したので、條約改訂の輿論は、米國に於て漸く高くなつて來たのである。そこで米國政府は條約を改訂して、眞の開港をさせる目的の下に神奈川條約の第十一條によりて、タウンセツト、ハリスを日本駐割の米國總領事に任命し、彼は安政三年七月廿一日に下田に着いたのであつた。九月彼は江戸參府を請ひ、翌年八月許されて、十月二十一日將軍に謁し、また同月二十六日に堀田閣老を

其の邸を訪ふて、世界の形勢を述べ、遂に幕府の全權委員井上信濃守清直、岩瀬肥後守忠震と其の年の十二月十一日から翌五年正月十三日まで、十三回の會見にて、修好通商條約草案を議し、三月五日を以て調印を約したのであつたが、京都堂上方の反對の爲めに、勅許を得ることが出來ず、調印の期を七月二十八日に延期したのである。

ところが其の間六月十三日に、偶々米艦ミシヅビー、尋でポーハタンの二隻が下田に來り、次で露艦も入港して英佛二國は清國と戦ひ、戦勝の餘威に乗じて日本に來り、通商貿易を請ふといふ計畫があるといふ報導を齎したので、ハリスは此の好機を捉へ、直に其の軍艦に搭じて、小柴沖に來り、更に十六日に神奈川港に進航して、幕府に調印を迫つたのであつた。幕府では、これより先き四月二十三日に、井伊直弼が大老に任命されて居たが、直に井上清直、岩瀬忠震を應接係となし、二人は鞍馬に鞭つて、江戸神奈川の地を往復して、之れを報じた。井伊直弼等、幕府の人々は勅許を待つて、條約に調印しようといふ考へであつたが、直弼は當時の事態を洞察し、大政を關東に御委任になつて居るのであるから、かゝる場合に於て、臨機の處置を執るは、爲政者の己むを得ざるもの、寧ろ一身を擲し

て約を締せんと決意し、二人に命じて條約に調印せしめたのである。これ實に安政五年六月十九日のことであつた。次で和蘭は七月十日、露西亞は其の翌日、英國は同月十八日、佛國は九月三日にそれぞれ調印を了したのであつた。總稱して安政の五箇國條約といふのである。

さて此の通商條約の結果、愈々安政六年六月二日を以て横濱を開くこととなり、下田は神奈川開港後六箇月を限つて、閉鎖することとなつた。幕府は先づ安政五年七月八日に水野筑後守忠徳、永井支蕃頭尙志、井上信濃守清直、岩瀬肥後守忠震、堀織部正利廬の五名を外國奉行となし、越えて十月二十三日、外國奉行水野筑後守、永井支蕃頭、下田奉行外國奉行兼帶井上信濃守、函館奉行外國奉行兼帶堀織部正、村垣淡路守の五名は、神奈川奉行兼帶の心得を以て、開港に關する諸般の準備に着手したのであつた。ハリスも亦神奈川の實地踏査を望んだから、蟠龍丸を遣り、彼を神奈川に迎へ、本陣に投宿せしめ、外國奉行と會見し、種々の協定をした。そして安政六年正月を以て、神奈川、長崎、函館の開港が公にされ、同十三日幕府は「神奈川、長崎、函館三港、追々御開相成候に付ては、右場所所へ出稼、又は移住いたし、勝手に商賣可爲致候、望のものは

其港々の役人へ引合候様可致候」といふ布令を發した。かうして愈々神奈川の開港が發表されたのであるが、當時炯眼達識の士は早く既に横濱の開港を主張したのであつた。其の先驅をなした人は、曩に安政元年二月ペリーの横濱上陸の際に、警備を命ぜられた松代侯の武士に、軍師役として横濱に來た佐久間象山其の人であつた。次には羽後國飽海郡の人佐藤政養である。彼は其の透徹したる觀察を以て、地理上に考へ、世態を察して、横濱の開港を主張し其の師勝安芳と計つて、當時の幕議を動かし、遂に何等の形式を履まずして、事實上横濱が開港されるに至つたのであつた。「横濱近郊文化史」第七章第五節「當時京都堂上方にては、開國に對し、關東方の處置に激しい反對があり、外國人に對する國民的感情も、段々強くなり世間が騒々しくなつて來たので、東海道の道筋にあたる神奈川を開いて、此の上物議を起すことを憂へ、神奈川の開港を躊躇し、或は街道を改めて神奈川を通らぬ様にしようといふ様な議も起つたが、遂に佐藤政養等の説く如く、將來港及港市の發展上よりする地理上の説にも顧みて、結局横濱を開くことに決定したのであつた。

かくて愈々横濱を以て神奈川に代へることを、外人に交

渉することとなり、先づ幕吏は此の事に就いて、内意をハリスに傳へたが、彼はもとより之れに應じないので、安政六年二月十日に、幕府は神奈川奉行に「條約濟國々官吏其外居留の場、神奈川者難差許、横濱の方にて承伏致し候様、再應相談可申事云々」と嚴達して、ハリスと談判すべきことを命じたのである。かうした幕旨を受けて、横濱開港の爲めに生命をも賭して、遂行の任に當つたのは、水野筑後守忠徳等の神奈川奉行で、彼等は横濱開港に關する施設上の意見書を提出し、幕議はこれ採擇して、今日の横濱は、着々基礎づけられたのである。即ち保土ヶ谷よりの陸路も切廣げられ、また芝生村から、戸部村即ち今の淺間町から戸部、野毛に通ずる道を造り、其の間石崎橋、平沼橋（通稱大橋）新田間橋（通稱小橋）の三橋を架し野毛浦と、吉田新田堤へ野毛橋を架し、同新田より太田屋新田の西端堤塘へ假橋を架して（文久二年に本橋を架した）吉田橋といひ、又横濱村中央日本大通の一角に、運上所を建て、外交事務や關稅のことを扱ひ、戸部村宮ヶ崎には、戸部役所を置いて、内國の行政、司法を司り、今の本町通横濱會館の地に、町會所を設けて、町用を扱ひ、市在取締をなし、波止場を築設し、街衢を分ち、兩來山を削り海を填め河川を

浚渫開鑿し、各種の施設經營を急いだのである。しかし國內に於ては、尊王攘夷の論喧しく、外國人を嫌惡し、其の憤を洩らして、以て自ら報國の義を得たりとなし、其の暴底止するなき有様であつたので、幕府は文久元年十二月に、竹内下野守、外國奉行桑島左衛門尉、京極能登守、松平石見守を歐洲諸國に派して、兩都（江戸、大阪）兩港（兵庫、新潟）の開港延期を求め、海關稅に非常な不利を遺して、漸く承諾させたが、次で幕府は横濱の鎖港を以て、奉勅怠懈の罪を逃るべき手段として、文久三年十二月に横濱鎖港談判使節を歐洲に差遣した。しかし彼等は元治元年五月佛國に於て下の關砲撃の償金十四萬弗を要求され、下關通行の妨害除去、輸出品の減稅を承諾し、井土ヶ谷に於ける佛國士官殺害の謝罪に、使節の仕事は終始して、横濱鎖港の如きは、もとより行はるべくもなく、善美なる國港へと其の歩を進めたのであつた。

一〇 開港以後の横濱

◇ 管治の變遷 — 市政施行 — 條約改正 — 第一回市域擴張 — 第二回市域擴張 — 大正大震災 — 第三回市域擴張 — 大横濱建設記念式 — 區制施行、横濱行幸

元來横濱村の地は、天保年間に幕吏が調査編纂した「新篇武藏風土記稿」には「其の民戸八十七、東北は海岸に傍ひ、西は洲乾の湊にて、南は中村、北方の二村に隣り。東西十町又は七八町の處濶あり。南北も大抵十八町程なり」云々とあつて、幕府の直轄地として、徳川氏の代官が支配し、元祿十一年に荒川丹後守の知行する所となり、天保の頃には、其の子孫荒川三郎兵衛の知行所であつた。其の後安政の始め、一時肥後藩主細川越中守に屬し、同四年外國との條約が内定するに及んで、再び幕府の直轄地となつて、代官の管理する所となり、同五年七月八日初めて外國奉行を置き、翌六年六月から前述の様に水野筑後守忠徳等の五人が神奈川奉行を兼ねて、神奈川に關する内外の事務を司掌した。即ち戸部は宮ヶ崎村なる戸部役所にて内國關係の事務を取り、横濱村の中央駒形の地に運上所を置いて、關稅其の他の事務を扱ひ、又所謂關内の五條の街衢に、一町毎に名主を配し、其の上に惣年寄を置き、町會所にて町務を處辨したのであつた。然して運上所は、慶應三年三月に至つて、横濱役所と改め、明治元年三月に至り、横濱役所を横濱裁判所と、戸部役所を戸部裁判所と改め、之れを神奈川裁判所と總稱し、五月神奈川裁判所を神奈川府裁判所

と改め、同年六月戸部裁判所に合併して、内政局及び外政局と稱し、九月更に神奈川府を神奈川縣に改め、十二月に至り神奈川十里部内（小田原、浦六、萩野、山中四藩の領地を除く）の郷村を神奈川縣管轄とし、其の後數度の變革を経て、今日の縣制に達し、又自治制度も、明治元年五月に前記五町の官選惣年寄及び名主を廢して公選とし、これ亦數度の改正を経て、明治二十一年四月市町村制の發布に伴ひ、翌二十二年四月一日より市制を實施されたのであつた。

市制實施最初の市長は、元横濱區長増田知氏で、當時の面積は〇・三五方里、人口は十二萬一千餘であつたが、明治二十二年八月には、築港工事が着手せられ、同二十九年五月に工事を竣へ、其の間貿易は次第に好況を呈し、日清戦争を経て、同三十二年には條約改正が實施され、其の年第一期港灣擴張工事を起して、同三十八年に竣へ、又同三十四年四月一日には、第一回市域擴張を行ひ、戸太、中村本牧、根岸及び程ヶ谷の一部等を編入して、面積一・六〇八方里、人口二十九萬九千餘となり、日露戦役後、市勢は更に隆運の域に向ひ、戦後三十九年第二期港灣擴張を起し（大正六年竣工）諸般の施設漸く整備したので、明治四十二

年七月一日を以て、盛大なる開港五十年祭を舉行し、越えて明治四十四年四月一日、第二回の市域擴張を行ひ、保土ヶ谷町及び子安村の一部、屏風ヶ浦村及び大岡川村の一部を編入し、別に埋立てたるものを加へ、其の面積二、四四方里、人口四十四萬四千に達したのである。

大正三年に至り世界大戦が勃發し、同七八年の頃、貿易は最好況を呈したが、戦後經濟界が不振となり、沈靜の状態を續けて居るうち、同十二年九月一日、突如未曾有の大震災の厄に遭ひ、満目焦土と化したのであつた。然し乍ら皇室の御仁慈の下に、政府當局の援助と市民の發奮とに依つて、復興の事業は日を追ふて進捗した。市の生命たる港灣の如きも、大正十年四月第三期の擴張工事に着手し、爾來着々進捗中に、震災にて多大の損害を蒙つたが、同十四年九月復舊工事を竣工せしめ、更に同年第三期擴張工事を再興し、其の完璧に力めて居る。昭和五年度竣工の豫定）かくて大正十四年十月、第二回國勢調査には人口四十萬五千餘を算へ、越えて昭和二年四月一日に第三回の市域擴張が實施されて、橘樹郡の保土ヶ谷町、鶴見町、城郷村、大綱村、旭村、久良岐郡の屏風ヶ浦村、大岡村、日下村、都筑郡の西谷村の二町七ヶ村を併せ、面積八、六八方里、戸

數十一萬八千、人口五十二萬餘の大都市となり、昭和二年六月二日を以て、秩父宮殿下の臺臨を仰ぎ、大横濱建設記念式を舉行し、又此の日を下して、子安生麥地先六十四萬一千餘坪の大埋立に着手し、大防波堤築設計畫を實現することゝなつた。又縣營の埋立計畫もある。民間に於ても大

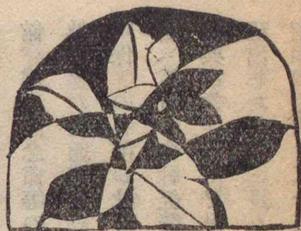
正三年三月鶴見埋築株式會社が創立され、鶴見海岸方面の埋立をなし、同九年一月東京灣埋立株式會社が創立され、同年三月前者を合併して、鶴見川崎地先五百十萬坪の埋築をなし、理想的工業地を建設せんとし、別に淺野造船所も埋立を計畫して居る。

昭和三年十月一日、大横濱の市域を、中區、磯子區、神奈川區、保土ヶ谷區、鶴見區の五區に分ち、轉禍爲福の意氣を以て精進した五年餘の努力は、官衙公署、學校、圖書館、震災記念館等の建築、港灣河川の修築、道路、橋梁、軌道等の交通施設、保護、供給、住居、救護、金融、投産、隣保等の各種の社會施設、上水下水等の衛生施設、瓦斯（市營）、電燈（會社經營）、公園、公會堂、地帯整理等の諸般の復興事業は殆んど大成して、災前にまさる大横濱の儀容を現出したので、畏くも、天皇陛下には横濱行幸を仰され、昭和四年四月二十三日を以て、親しく復興狀況を嚮はせら

れ、横濱公園グラウンドにて、市民は奉迎式を擧げ奉り、有吉忠一市長は奉迎文を奏上し、横濱はこゝに未曾有の光榮を荷つたのであつた。そしてその翌二十四日、朝野の人士、市民の有志數千名が野毛山公園に會合して、盛大なる復興完成式が舉行されたのであつた。

編 輯 卓 語

- △昭和五年度教科指導員諸氏の總評的感想を掲載し得ましたことは、學年末極繁中の御執筆を深謝すると共に縣當局の御配慮を深謝する次第であります。縣下の教授界の大勢が正視展望せらるゝ所以で精讀を借まされざらんことを切望します。
- △前號又は前々號以來の續掲は何れも期待を以て迎えられてゐますことは何としても嬉しいことです。
- △學校齒科診察所解説は科學的好材料であり謂ふまでもなく學校衛生上の好資料であります。
- △四月の數生活、生ける奉仕、地名雜觀等何れも教育的内容の價値充分。
- △長野縣の教育は教育縣として聞えた長野を概知するに好資料です。
- △教育會、互助會の決算及び豫算を出しました。



數學史の教授とその系統案

〔續〕

横濱市潮田小學校 内 海 健 兄

既掲要目……系統案について尋四——曆の起原——度量衡——小數記號の發見——筆算の起原——幾何學の起原
 アーリスのバビロンの話——體積倍加の問題——弧度・角度、尋五——貨幣の話——兀の値の歴史——分數——三角形
 内角の和——我が國度量衡の歴史、尋六——トレッドの話——比の記號——面白い印度の比例——ターレス
 本號掲載要目……高一——計算記號の發明——ヴィエタの話——エラトステネスの篩——代數學の起
 原——プラトーの話——ユークリッド、高二——冪—— $\sqrt{\quad}$ 號——三次方程式解法に關する争ひビ
 タゴラス——アルキメデス——關孝和の話

高

一、計算記號の發明

簡單に見える計算記號も、長年月に亘つて多くの學者が苦心研究した結果出来上つたのである。
 エジプト、バビロニア、印度、プラビヤ等の文明人でさえも、簡單な計算記號を發明する事はできなかった。彼等は
 その計算の方法を長々と文章で叙述したのであつた。稀には簡單な記號を發明して自分一人で使用した學者もあつたが

今日の記號よりは複雑なものであつた。ところが文藝復興時代になつて、始めて記號が發明され今日に及んだのであつ
 て、文藝復興時代の大きな發明の一つは實に今日の簡單な計算記號を發明した事である。

- 「+」の記號……最初の發明者はドイツのライピチヒのジョン、ウイットマン（一四八九年）これを一般に使用せし
 めた人は、フランスのヴィエタ（一五四〇——一六〇三）
- 「=」の記號……イギリスのロバート、レコルド（一五五七年）初めて用ふ。
- 「 \times 」の記號……スウイス人、ヨハン、ハインリツヒラン、（一六五九年）に發明。
- 「 Δ 」の記號……イギリス人、トーマス、ハリオットの發明、（一五六〇——一六二二）
- 「 \times 」の記號……イギリス人、ウイリヤム、オートレットの發明。
- 括弧 ……ギラード（又はジラルール）フランス人（一五九〇——一六二二）

二、ヴィエタの話

フランス人（一五四〇——一六〇三）ヴィエタは辯護士であつたが、年四十を過ぎてから勉強した。或時オランダの
 公使が、フランスのヘンリー四世に向つて、
 『私の國にアドリアン・ロマヌスといふ數學者がゐます。以前から天下の學者に向つて問題を一つ出して其の解答を求
 めてゐるのですが、フランスでは一人として答へて下れたものが御座いません、問題は一つですが、答は四十五出る
 のです』と

嘲笑的に言つた。ヘンリー四世は早速ヴィエタをお召しになり、その問題を解く様に命ぜられた。ヴィエタは王の前で
 二つの答を作り、後二十一の解答を得た。然し惜しい事に残りの二十二の答を求むる事はできなかった。

ヴィエタはそれを非常に残念に思つて、逆に或一つの問題を出して、ロマヌスに解答を求めた。ロマヌスは非常に面
 倒な方法で解答した。ヴィエタは直ちに、より簡單な解法を書いてロマヌスに送つた。

ロマヌスは非常に喜び且感心して、わざ／＼オランダからフランスに来てヴィエタに面會し、その親切を謝した。二人はこゝで義兄弟の誓を立て親しい交を結んだといふ事である。

三、エラトステネスの節

ギリシヤのエラトステネス(二七五——一九四B・C)は素数を見出す方法として、『三以上の總ての奇数を順次に書き連ね、三より三番目毎の数字、即ち三の倍数を消去し、次に五より五番目毎の数字即ち五の倍数を消去し、以下同様に此の方法を實行し、かくして節殘された数が素数である』といつた。これが彼の案出したといはれる有名な節である。以後これ以上の發展を見ずして十九世紀に及んだ。

四、代數學の起原

一、太古、エジプト、ギリシヤ、印度等の國々には算術と混合して代數學が研究されてゐた。然しそれは今日の様な獨立した學問ではなく、算術に附隨してゐた算術の一分科にすぎなかつた。

二、ギリシヤ 然るに西曆紀元第四世紀頃、アレキサンドリヤ市に住居してゐたディオファントスといふ人が、算術と代數とを分離し、代數學上の量や運算を表はすに略符號を使い、代數學を非常に進歩させた。

ディオファントスは後のアレキサンドリヤ大學校(始めのアレキサンドリヤ大學校は彼のトレミー一世の創立にかゝり圖書館、博物館、實驗室を備へ約三百年も續いた。當時此の學校で學んだ人に、ユークリッド、アルキメデス、アッポロニウス等がゐた。後のアレキサンドリヤ大學校はローマの經營したもので約六百年間續いた)の最後の然も最大な數學者の一人であつた。惜しい事に彼の故郷も彼の生死の時も不明である。

彼の著書の中で一番有名なのは「アリスメチカ」といふ代數學の大著十三卷である。此の書中、彼は略字を使つて數

や運算を表してゐる。故に彼の代數學を略字的代數學と言ひ、代數學に略字を使つた最初の人として尊敬されてゐるのである。

ディオファントスは、數に正數と負數とがある事を知つた最初の人である。「アリスメチカ」の中に「一つの負數と一つの負數とを掛け合はせると正の數になる」と書いてある。然し注意すべきは、負數は答として採用しなかつた事である。彼は「負數は無意味だ」といつて斥けたのである。

彼は又一方程式、二次方程式をも解いてゐる。(然し二次方程式の根は唯一つだけ)

三、印度 印度の代數學も略字を用ひてその運算方法を示してゐる、同一問題中、未知數が多數ある時は、此等を黒・青・黄・赤・綠等の言葉で表はした。數には正數の外に負數が必ずあると主張したのは印度人が最初であつて、その説明には貯金と、借金、或は直線上の反對の方向で示した。

なほ二次方程式を解けば必ず二つの根が出るといふ事も知つてゐた。此の外、不定方程式を解き、不定解析の問題も取扱つてゐる。

四、其の後十七世紀まで進歩しなかつた。其の後印度の代數學は算術と共にアラビヤに移入された。アラビヤ人は印度の代數學とディオファントスの代數學とを、二つ乍ら取り入れたのであつて、後それはそのまゝヨーロッパに傳へられたのである。

代數學が、眞に代數學としての面目を發揮したのは、正數・負數の意味がよく理解され、十分に應用され、且、數や量やを代表する簡単な文字を使ふ様になつてから後の事で、それは十八世紀に完成されたのである。

五、支 那 後漢時代に作られたと思はれる數學書「九章算術」の第八章は方程式であつて、

一次の聯立方程式に關するもので、正負といふ術語は此の章中に現はれ、式の前頭に負算を列する様な大膽な企さへ既に試みられてゐる。そしてその解法は十八世紀の中葉にフランスのベズーが考案したものと同様であつて極めて手際なものである。

聯立方程式はギリシャでも支那より稍々をくれてディオファントスの書中に見出されるが、支那の様に整頓したものではない、印度にも之に相當するものを見ない、方程の成立は支那の數學上の一つの大きな誇でなければならぬ。

五、プラトーの 話 (ギリシャ、四二九?—三三七? B, C)

アテネの森の中に學校を開き、一生を教授と著作とに送つた。

『幾何學を知らざる者は、此處に入るを禁ず』と、學校の玄關に大書した。彼が如何に幾何學を尊重したかは、此の一事を以つて判る。

プラトーの後繼者クセノクラテースは、數學の教養なき生徒に

『去れ、汝は哲學を會得する事ができないから』と、言つて入學を拒絶したといふ。

プラトーの友人、ネムクムスの弟子であつたアレクサンドル大帝が

『幾何にはもつと單純に學ぶ方法はないか』と質問した。彼は

『王様よ、田舎には裏道や公道や種々ありますが、幾何學には唯一本道しかありません』と答へた。

六、ユークリッド (ギリシャ三〇〇B, C)

材料を統合し系統づけた有名な人である。

『聖書を除いたら、ユークリッドの如く多くの人に愛讀され、種々の國語に翻譯された本はあるまい』といはれてゐる
トレミー王が

『お前の原本によらず幾何學を學ぶ方法はないか』と尋ねた時、彼は

『幾何學に王道なし』と答へたといふ。

高 一

一、冪

又、一青年がユークリッドに就いて學び初めた、最初の定理を學び終ると、青年は
『こんな事を學んで何を得るのですか』と尋ねた。彼は直ちに奴隸を呼んで
『此の方に三ペンスおやり、此の方は學ぶ事から何かを求めねばならぬのだから』と言つたといふ。

(1) 最初に冪といふ言葉を使つた人は九世紀頃、アラビヤの學者アルカリミス。

(2) 一五八三年、シモン、ステイブソンは

$$4x^3 + 3x^2$$

(3) 一六三二年、トーマス、ハリオット

$$aa\ aaaa$$

(4) 其の後、指數を右肩に書くことを

デカルト發明。

(5) x^m といふ文字で指數を代表させたのはイギリスのアイザック、ニュートン

二、V 號

十六世紀、クリストフ、ルドルフが始めて使用、Vは *radix* の最初の *r* を取つて變化させたもの、*radix* は草木の根の意。

三、三次方程式解法に關する争ひ

十六世紀頃、イタリヤにタルタリヤといふ人がゐた、郵便配達の子として生れた。郵便配達であつた彼の父は伊佛戰争の爲戰死を遂げ、タルタリヤは佛兵の爲に頸部を割かれて吃となつた。(タルタリヤとは吃する人の意で彼の本名はニコロ、フォンタナといつた)父の死後は家、益々貧しくして實に悲惨な生活を續けた。然し少年タルタリヤは數學を好んで、父の墓石をノートとし、小石を筆として勉學したといふ。その結果、年三十にしてベニスベニスの數學教授となり、一五三〇年、三次方程式の解法を發見した。彼はその成功を公表したが、方法は一切祕密にしてゐた。然るにこゝに、フロリツスなる男があつて、彼も三次方程式の解法を知つてをると公言した。

タルタリヤは驚いて、公の席上で問題を解く試合を實行しようと思込んだ。一五三五年二月二十二日はその試合實行の日であつた。双方から三十題づゝ提出して、五十日以内に解き得た問題の多い方が勝利者と約束された。タルタリヤは敵の問題を二時間以内に解き終つたに反し、フロリツスは全然解き得なかつた。タルタリヤの名聲はイタリヤ全土を通じて噴々たるものがあつた。

ところが、ミランに、ヒーロニモ、カルダン(一五〇一—一五七六)といふ學者があつた。彼カルダンはタルタリヤに懇望して、遂に祕密を嚴守するといふ儀式正しい誓約を以つてその解法の教授を得た。

然るに、カルダンは一五四五年、數學書を出版し、その中に此の祕密を守るべき解法をも編入した。約束を無視されたタルタリヤは驚きのあまり、殆んど氣も狂はんばかりになつた。彼はかくて一方に三次方程式解法發見の歴史を記述して己の名譽を保ち、他方、根本的にカルダンを糾弾してその仇をとらんとして、カルダンの門人フエラリに挑戦して美事に勝利を得た。然し彼は不公平に取扱はれて、三次方程式解法發見の名はカルダンに與へられてゐるのである。

以上の話を讀んで、單に祕密の風習の馬鹿馬鹿しさを笑ひ、不徳の行はれた醜さを責めるだけですまされるものでは

ない、此の方程式解法の試合だけから見ても、當時如何に知識欲が旺盛であり、如何に研究が熱烈であつたかを知る事が出来るのである、その生命までも打込んだ研究、それを見抜かねばならぬのである。此處に歴史の生命がある。一見馬鹿馬鹿しく思はれる數學試合の一齣も歴史の上に活躍するのである。近世ヨーロッパの數學が、四五百年間に如何に發展するかの原動力は全くそうした精神活動の中に藏せられてゐたのである。

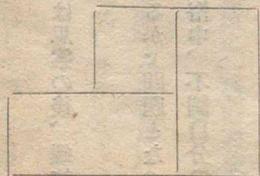
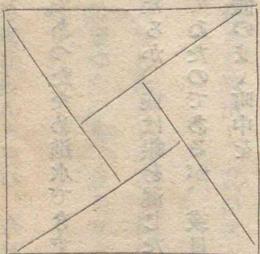
四、ピ タ ゴ ラ ス (五八〇?—五〇〇? B, C)

直角三角形の有名な定理を發見した時は、歡喜の餘り、彼を鼓舞激勵したミューズの神に、牛百頭を供物として奉納したといふ。

【備考】 印度のバスカラ(一一五〇頃)の直角三角形の定理の證明は面白いものである。

彼は直角三角形の斜邊を一邊とする正方形を畫いた。此の正方形は直角三角形の四倍と、中央に直角を夾む二邊の差を一邊とする正方形から成る。此の中央の小さな正方形と四つの三角形の並べ方を變へると、それ等から二邊の上の正方形の和を作ることが出来るのである。

バスカラは、説明のくだい言葉を附けず、單に「見よ」と云つてゐるが面白い事である。



五、アレキメデス (二八七?—二二二? B, C)

シシリ島の貧家に生る。エジプトに遊び數學を學んで後、故國に歸り、ヘロン王の厚遇をうけた。甚だ發明の才に富んでゐて、ヘロン王の爲に非凡な天才を發揮した。

一、ローマ軍來襲の際、大なる鏡を用ひて、敵軍が城壁下の射距離に進入した時、太陽光線の反射で敵艦を焼き拂つたと傳へられる。

二、ヘロン王が戦艦を造つたところ、餘りにも巨大であつたため進水できず、彼は思案の後、螺旋の齒車を使つて之に成功したといふ。(如何なる器械かは不明)

三、ヘロン王が新に造つた金冠が、果して純金の作なるか、或は銀を混じた作なるか、問題となつて誰一人これを決する事ができなかつた。アルキメデスもこれを攻究してゐたのであるが、或日、入浴中、不圖自分の身體の軽くなつた事を感じて、俄にその解決を思ひつき、喜びの餘り裸體のまま、町中を

「解つた、解つた」と絶叫して歩いたといふ。即ち金冠と同量の金塊と銀塊とをつくり、之を水中で秤量して、遂に銀の混入量を論定したといふ。

アルキメデスが重んぜられたのは、彼の發明能力の爲めではあるが、彼自らは純正數學を重んじたのである。

『日用の事に關する術は卑野にして、重んずるに足らず』とは、彼の言である。

彼は、その著述「測圓論」に於て、圓内に正六角形、十二邊形を内接して、圓周率として227の値を得たのは有名な事である。

彼の故國は遂に敵手に落ちたのであるが、ローマの將軍は彼れの才を惜みて、彼れに危害を加ふる事を禁じたけれども、此の時、彼は落城の憂目を他所に砂上に圖形を描いて研究に耽つてゐたのであつた。そこへ、ローマの一兵卒が近づいて來た。それを見て、彼は

『余の圓を掠奪するな』と叱つた。

兵卒は怒つて之を殺害したと傳へられる。ローマの大將マルセルスは彼れの天才を嘆美しその名譽のために、圓嚙に

内接する球の圖を以て墓碑を建てたといふ。

六、關孝和の話

通稱を新助といひ、寛永十九年三月上州藤岡に生る(一説に寛永十四年の産ともいはる)甲州公、即ち後の六代將軍に仕へ、數學及び機巧に長じてゐた爲に相當に尊敬されたらしい。寶永五年十月二十四日に歿した。

孝和が數學史上に頭角を現はしたのは、「發微算法」(延寶二年、西曆一六七四年)の刊行である。此の書中「演段術」と名づくる新算法を以て、未知數二つを含める二つの方程式を作つて、解題する方法を示してゐる。此の演段術は支那の天元術から一步を進めたものである。

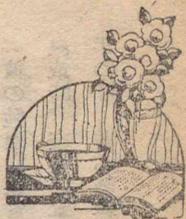
孝和は方程式の吟味等も之を試み、問題が成立する爲めの條件を明らかにし、極大極小に關する研究もこれを出發點として考究した、又、方程式は一根のみに限るものでなく、二根又はそれ以上の根があつてもよい事をも見出した。

「圓理」の創意は孝和の業績中最も重要なものと考へられてゐるのである。圓周率を求めるに、四角形を客れ、八角形とし、十六角形として、次第に邊數を倍して、其の周の長さを算出し、其の次々の諸値に一種の處理を施して修正を加へ、依つて圓周の値を得る事とした。

關孝和は實に和算の勃興に向へる機運を受けてこれを大聖した人である。世に「算聖」と稱せられ、關夫子と呼ばれ數字といへば、直ちに關流の獨占であるかの觀を呈するに至つたのも、故ありと謂ふべしである。

彼の勉學に忠實であつた事は次の一事でうかがはれるのである。

『或時、奈良の某寺に不可解の唐書ありと聞き、定めて算書ならんと思ひ、奈良に急行して寫しとり、江戸に歸つて三年の間、苦心勉學して、其學力は大いに増進したり』といふ。



歐洲ゆき電報と

無線の利用

名古屋無線電信局

所謂國際貸借改善の一助ともなりつつある。現在に於ける名古屋無線電信局はヨーロッパに於ける大無線電信局との間に、直通無線通信を行ふ本邦唯一の無線電信局である。

(イ) 所管と等級 遞信省所管、一等電信局

(ロ) 設 置 昭和三年五月十六日

(ハ) 位 置 名古屋市中區榮町
(ニ) 分 室 名古屋無線電信局
依佐美送信所(愛知縣碧海郡依佐美村)

名古屋無線電信局
四日市受信所
(三重縣四日市市西阿倉川)

村)

尙當局依佐美送信所及四日市受信所の設備維持は、特別法の規定によつて、日本無線電信株式會社之行ふことになつてゐるのであるが、右送受信所を電氣的に操縦運用して、對歐直通無線通信を實施し、官公私諸般の電報を取扱ふことは、當局が直接に之を司掌するのである。

(一) 對歐通信機關の變遷

從來本邦とヨーロッパ各地との間に往復する電報は、外國系の海底電信線などによるのほかに、その傳送の途がなかつたのである。この事は外交上、通商上其の他諸般の關係上、我國にとつて頗る不便とするところであつた。大正三年歐洲大戰勃發するや、此の時から戦後にかけて對外國關係最も繁忙を極むるに當り、外國電報の遅延は、本邦朝野關係者の頭痛の種であつた。

茲に於て當初、本邦系對海底電線敷設の議が起つたのであるが、幾多の迂餘曲折を経て、民間の資金により對米、對歐等の無線電信送信所を建設せしめ、之を政府に於て運用して、本邦外國間の電報を取扱ふこととなつたのである。

斯くて昭和三年五月當局の開設を見、爾來第三國の通信機關の伸介を要することなしに、ヨーロッパの主要國と直通無線通信を行ふこととなつたのである。右は外交上、通商上の便益は勿論、相互國民一般の福利を増進すること甚大であるばかりでなく、延て我國にとりては、外國電報料金の海外拂を節減する所以ともなるのである。

要するに本邦系直通無線電信の發達に伴ひ、一面に於て電報が益々速達するのみならず、他の一面に於て直通取扱のこととて電報の間違を防止することとなり、利用者の利益亦甚大であるばかりでなく、本邦國家經濟上の便益は勿論、相互國民一般の福利を増進すること甚大であるばかりでなく、延て我國にとりては、外國電報料金の海外拂を節減する所以ともなるのである。

(二) 現在に於ける對歐無線通信の方式

名古屋無線電信局の對歐無線電信通信方式は、専門的には『中央操縦式』と稱せられてゐる。即ち所謂中央通信所(通信室)を中心として、電波を送り出す送信所(送波所)と電波を受ける受信所(受波所)とを、夫々適當の位置に置き、中央通信所から送信所及受信所への連絡線によつて、之を自由に操縦運用できる装置になつてゐる。

(イ) 名古屋無線電信局の中央通信所……通信室は名古屋市中區案町に置かれてゐる。

室内に高速度自動送信機、テレフンケン式レコーダー等進歩せる機器を設備し、送信所及受信所を操縦運用して、歐洲と直通無線電信通信を實施してゐる。

全國からの ANTEN(無線)又は N.G. 名古屋無線電信局)經由指定の電報は、各地から順次電報取扱局の手を経て名古屋に集中せられ、當局から遠くヨーロッパへ直接に無線傳送せられるヨーロッパからの來着電報は、當局で直接受信し各地へ送達の手續をとるのである。

(ロ) 名古屋無線電信局依佐美送信所……は、愛知縣碧海郡依佐美村(東海道線の刈谷驛から約一里)といふところにある。

右送信所には七百キロワット高周波發電機式長波長送信装置一式のほか、四十キロワット短波長送信装置一組並に八キロワット短波長装置二組の設備がある。何れも名古屋に於ける當局通信室から電氣的に操縦運用せられて、電波(長波、短波)を歐洲方面へ送り出すのである。斯

(三) 電報取扱範圍及種類

名古屋無線電信局は本邦全版圖とヨーロッパ及以遠各地との間に往復する電報を取扱つてゐる。

(イ) 本邦側としては、内地は勿論、朝鮮、臺灣、關東州、樺太、南洋の各地より發する電報並に是等各地宛電報を取扱ふのである。

(ロ) ヨーロッパ側としては一面本邦よりヨ

く送り出された電波は、一秒間三十萬キロメートル(約七萬五千里)の速度で歐洲へ傳達する。

(ハ) 名古屋無線電信局四日市受信所……は、三重縣四日市市西阿倉川にある。受信所の主要設備としては、長波長受信機四組、短波長受信機五組とがあつて、ヨーロッパからの電波を受波調整して、その儘名古屋に移したる上、當局通信室に於て電報として受信し、國內電信系を経て全國の各名宛人へ送達されること既述の通りである。

ヨーロッパ各地への發送信を取扱ふと共に、他面ヨーロッパ及び其の以遠より本邦への來着信を中繼する。

電報の種類としては、官報、私報何れをも取扱ふことになつてゐる。

(イ) 畏き邊りの『御用電報』を始めとし、外交上其他各官廳の事務上發受する所謂『官報』は頗る多數當局經由取扱つて

ある。
(ロ) 私報殊に商業關係電報は、最も多きを占めてゐる。

(ハ) 新聞電報は、彼我の出來事を最も迅速に報導してゐる。尙新聞電報の中には、對外放送電報といつて、日本の國情を諸外國へ放送するものをも取扱つてゐる。そして是等の電報類信紙『Route』の欄に左記指定の一つを明記して、最寄の外國電報取扱局所へ差出されるときは、夫々國內電信系上の傳送を経て當局に集中せられ、日歐間直通無線電信によつて、敏速、正確に傳送されるのである。

- ANTEN 無線經由を欲する旨の表示
- N G 名古屋無線經由を欲する旨の表示
- N G B 名古屋ロンドン間無線經由を欲する旨の表示
- N G F 名古屋パリ間無線經由を欲する旨の表示
- N G G 名古屋ベルリン間無線經由を欲する旨の表示
- N G P 名古屋ワルソー間無線經由を欲する旨の表示

(四) 電報傳送到要する時間

當局のヨーロッパ直通無線通信では、中繼の手續が省略せられるので、電報は著しく速達するのであつて、當局の調査によれば之が所要時間は大體左記の通りである。

- (イ) 日歐間直通無線傳送上の所要時間
 - 名古屋ロンドン間 平均 十八分、最 短 二分
 - 名古屋パリ間 平均 二十七分、最 短 八分
 - 名古屋ベルリン間 平均 十八分、最 短 四分
 - 名古屋ワルソー間 平均 十一分、最

(五) 電報取扱の確實

當局のヨーロッパ直通無線電信は、今や既に學術的に確實を保障せられてゐるばかりでなく、之が取扱振に於ても、確實迅速を第一義として、實務に當りつゝある。然るに驚いたことに、或人が斯んなことを言つてゐるのを耳にした。

「直通無線もよいのだが、レベリヤの上空あたりで、時々電報が消へてなくなる」とがあるさうな」!

證」……(電報を受けたことを證明する確實なる符號)によつて、直ちに確められてゐるのである。要するに今日に於ける遠距離直通無線通信は、電報取扱の正確迅速を期する

點に於ても頗る進歩を見せてゐる。殊に直通無線通信の利益として、途中の所謂中繼が省略せられるので、此途中の間違は全然ないことも亦見易い道理であらう。

(六) 料 金

本邦各地とヨーロッパ各地間の一般電報料金は、一語につき、一圓三十八錢である。次に一定條件のもとに電報料金を低減せられる場合がある、今其の主なる例を掲げてみる。

- 後廻電報 一語につき 六十九錢
- 書信電報 同 四十六錢
- 新聞電報 同 (一通最低二十語分九圓二十錢) 三十四錢

(七) 將來に於ける無線利用の趨勢

本邦ヨーロッパ間の直通無線電信は今や實に長足の進歩を遂げ、驚くべき敏速と確實とをもつて、スピード時代の要求にピッタリと適合すべきものとなつてゐる。

加之、從來のやうに外國系海底線を利用する場合に、電報料金の大部分を外國へ支拂はなければならぬのに、此の直通無線の利用者が増加するときは、斯うした海外への支拂を節減し、進んでは海外から相當金額を流入

せしめ得ることとなる。此の意味に於て本邦系無線電信の利用は、所謂國際貸借の改善ともなり『國産品愛用』と同様の効果を有つてあらう。

實際の統計に徴するも、當局經由ヨーロッパ各地往復電報は、漸次増加の趨勢を示してゐるのである。聴く所によれば、獨逸人は獨逸製のパンを食ひ、獨逸製のビールを飲み、電報一本か

けるにも獨逸系の無線電信を指定することを忘れないさうである、眞に我國を愛せらるゝ各位の三省を請ふ所以である。

本誌の定價

本誌の定價は從來年額三圓の所を、昭和六年四月より即ち本誌二七四號より、年額二圓五十錢と致しました。頁數は八十頁を標準とし内容主義で行かうと致したのです。本誌に限り決算豫算等を掲ぐる關係上八十頁を越しました。

國語讀本卷二題材の併的觀察

都筑・高田校 八 城 友 雪

ウンドウクワイ 網は張り切るばかり動中の静
 オキヤクアツビ かあい、主客よ秋の日は短かから
 キクノハナ 菊に語る母子よ陽は朗かに
 ウシワカマル 月の五條に千人切りの終りかな
 カンガヘモノ 三羽腰に獵師去にげり木の葉鳴る
 犬ノヨクバリ 獲物落ち消えて水は只冷やかに
 ユフヤケ 夕曉唄ふ子どもに秋の陽が名残る
 月 三竿の月に語りて姉妹
 クリヒロヒ 山更へて栗中々に落ち居たり
 木ノハ 木の葉なればむなく蜘蛛の引きかへす
 浮ける葉に一度挑みて鯉沈む
 ミヨチヤン 小春障子明るくみよちやんをあやす聲
 ネズミノチエ 猫に鈴付けん夜長の會談まよまらず
 オ正月 九ツの正月が来る只嬉し
 モチノマト 驕長じておそなへを射るうたてきよ
 ユキ 六ツの花咲きつめて暮れゆとるかな

ユキダルマ 雪達磨人を見る心やありぬ
 ハナサカヂイ 灰も花と積善の手に變るかな
 カゲエ 影繪せがむ子等に春夜の灯が榮ゆる
 ナゾ 遊ぶ子等の影消して庭を離るゝ陽
 オクスリ 風邪の母に親しうよりて語る子よ
 目ト耳ト口 よく洗ふて明るき顔や讀み進む
 オヤ牛ト子牛 春日裕に紙積の愛まのあたり
 コレカラ 乾坤の和みに春の聲を聞く
 ヒカウキ 飛行機打ち仰ぐ子等の氣昂るなり
 大江山 大刀を抜いてしばし賊の顔に見入る



全國聯合教育會の總會
 ◇三月十六、七日 於帝國教育會◇

全國聯合教育會は第十六回臨時總會を、三月十六、七の兩日帝國教育會に於て開き、教員受難の對策に就て協議せられた。本縣からは高城縣教育會主事、齋藤青木小學校長出席全國各府縣より六十餘名の代表者が集つた。開會、先づ大島帝國教育會主事より各府縣の教員減給調査報告があり、續いて各縣からのその報告があつた。此の間、熊本縣其他より代表者激勵の打電數十通にのぼり、異常の緊張を展開した。

- 斯くて議事に入り、
- 一、市町村立小學校教員俸給不拂の件
 - 二、市町村立小學校教員俸給寄附強要の件
 - 三、義務教育費國庫負擔に關する件
 - 四、市町村立小學校長俸給國庫支辨促進の件

の四議案を討議し、如何に此の難局を打開するかに就ての眞切な意見交換が行はれ、委員附託となつて午後五時過に散會。
 第二日の十七日は午前十時より再會、委員附託となつた議案の討議に移り、茲にまた痛烈に意見が交換されて、額の緊張振りを示し

た。次で別掲の宣言、決議を討議した。午前中の豫定であつた會議は午後四時までも延長された。斯くて委員を擧げて、十八日には決議の實行を期すべく實行運動に移つた。

吾人は天下同愛の士と共に、萬難を排して、これが對策を講じ、一日も早く教育者の不安と生活の動搖とを救はざる可らず。惟ふに此事たるや、決して教育者一身の休戚に止まるべきものにあらず、これ實に我國民教育の擁護に關する重大問題なるが故に速やかにこれが善後の措置をとるべきものと信ずる宣言す

今や地方の財政は、依然として多難窮乏の状態にあり、その結果として、市町村立小學校教員の俸給未拂ひ、延拂ひ、或は減額支給、更に甚しきに至つては任意と稱して寄附を強要するが如き、惡風猶滔々として底止する所を知らず、これが爲に、全國二十餘萬の教員に向つて、一大脅威を興ふるは寔に座視するに忍びざるものあり。

- 第十六回全國聯合教育會臨時總會
- 一、市町村尋常小學校教員の俸給はその全額を國庫支辨とする事
 - 二、前項の實現を期する順序として、とり敢へず市町村尋常小學校長俸給の全額を國庫支辨とすること
 - 三、市町村立小學校教員俸給不拂の件
 (イ)教員俸給不拂につき一層嚴重に之を監督せしめられたし(ロ)財政逼迫の爲め教員俸給支辨不能に陥入りたる町村に對して之れが支辨に充つる爲め政府は特に資金融通の途を講ぜられたし
 - 四、市町村立小學校教員俸給寄附の件
 (イ)教員俸給は如何なる形式によるも之を寄附せしむるが如きは絶対に不可なるが故に一層嚴重に監督せられたし(ロ)現に寄附を受くる事實ある町村に對しては之が實情を精査せしめ速に適當の處置を講ぜられたし

今日の如き經濟困難に際しては何人も異常の覺悟あることを要すべきも、唯斯の如く獨り我義務教育の擔任者たる小學校教員のみ、此の苦難を體驗せざるを得ざる如きは、吾人の斷じて看過し能はざる所也。
 若し夫れ之を現狀のまま放任せんか延いて國民教育の發達を阻害するや言をまたず、之を即今の思想的危機に際し教育者の重責に鑑み猶我國の將來を想ふ時は、誠に寒心に堪へず。

二宮先生の研究と景慕

郷土の偉人として誇る二宮尊徳を教育に資するため、足柄上郡教育會に於ては二宮先生研究部が設けられ、足柄下郡に於ては小學校長間に二宮先生景慕會が組織されたことは、教育の見地からも亦郷土偉人をいやが上に顕彰する上からも、誠に慶賀に堪へないこととあります。

近府縣は謂ふまでもなく、奥羽・中部・近畿・中國・四國・九州等殆ど全國的に、或は小學校、或は中等學校から教育の好資料として二宮先生に關する種々の照會や依頼が、小田原町の二宮神社に參つて居ります。本縣内に於ては言ふまでもなく、各校にそれ／＼教授や訓育や施設に織り込まれて活用されて居ります。將來は斯様な傾向が益々強からんとするに際して、先生の出生郡並に先生の神靈郡に於て、前記の施設が確樹されることは眞に意を強うする所であります。

足柄上郡 二宮先生研究部會規程

- 第一條 本研究部ハ足柄上郡教育會ノ施設トシ足柄上郡教育會ニ宮先生研究部ト稱ス
- 第二條 本研究部ハ郷土ノ模範人物ト二宮尊徳先生ヲ研究シ教育ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本研究部事務所ハ部長所屬ノ小學校内ニ置ク
- 第四條 本研究部ハ其目的ヲ達センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、二宮先生ノ傳記、事跡、思想、學說等ニ關スル研究
- 二、二宮先生ニ關スル教育的施設ノ研究
- 三、視察、講演、講習、研究發表等
- 四、其他必要ト認ムル事項

第五條 本研究部ノ事業ヲ達成スル爲ニ大日本報徳社其他ノ指導助成ヲ受クルコトヲ得

第六條 本研究部ニ左ノ役員ヲ置ク

- 部長 一名
- 理事 三名
- 委員 若干名

第七條 部長理事及委員ハ會長之ヲ囑託シ其任期ヲ各二箇年トス但シ委員ハ各町村教育會ニ一名以上ヲ囑託スルモノトス

第八條 部長ハ本研究部ノ事務ヲ總理ス

理事ハ部長ヲ補佐シ部長事故アル時ハ其職務ヲ代理ス委員ハ部長ノ指揮ヲ受ケ研究ノ任ニ當ル

第九條 理事會委員會ハ部長之ヲ召集シ研究並ニ協議ヲナスモノトス

足柄上郡教育會副會長、幹事ハ本研究部ノ研究並ニ協議ニ參與スルモノトス

第十條 經費ハ本郡教育會ノ支出金特志寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ

『事務所ハ二宮先生誕生地ナル櫻井小學校ニ置カレ、コトニナリマシタ。』

二宮先生景慕會規約

- 第一條 本會ハ小田原報徳社幹部及足柄下郡内各小學校長ヲ以テ組織シ二宮先生景慕會ト稱ス
- 第二條 本會ハ二宮先生ヲ景慕シ先生ニ關スル一切ノ研究ヲナスヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ノ事務所ハ小田原第二尋常高等小學校ニ置ク
- 第四條 本會ニ左記役員ヲ置ク

世話人六名
内四名ハ小學校長側ヨリ二名ハ報徳社側ヨリ各互選スルモノトス

役員ノ任期ハ二ヶ年トス但再選ヲ妨ゲズ

役員ニ缺員ヲ生ジタル時ハ補缺選舉ヲ行フモノトス

補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

役員ハ庶務會計等ノ任ニ當ル

第五條 本會ハ左記方法ニヨリ研究ヲナス

- 1 例月研究會毎月一回
- 2 大會年一回
- 3 臨地研究
- 4 其他

第六條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第七條 本會ノ經費ハ左記ニ依ル

- 1 會員會費年額金壹圓貳拾錢
- 2 小田原報徳社ヨリノ補助金
- 3 有志者ノ寄附金

第八條 本會ニ入會若クハ退會セントスル者ハ世話人ノ承諾ヲ經ルモノトス



大日本聯合婦人會要旨抄

一、宣 言

家庭は心身育成の苗圃、人格涵養の道場でありまして其處には人の一生を支配すべき健康、徳性、知識、才能が植ゑつけられ、培はれます。幼少の時は尙更のこと、長じて學校教育を受くるに至りましても、其の眞理に變りはありません。家庭の風尚如何が子女の將來に重大な關係を有することは孟母の例を引くまでもなく、幾多の事實が之を教へて居ります。若し愛が諸徳の本であるならば、愛によつて成立つ家庭は、凡ゆる道徳の根帯、一切教育の源泉と言ふべきであります。然るに此の本を養はずしていつこに人生の窮まりなき生長發達がありませう。此の意味に於て私共は家庭の風尚を重んじ、之を重んずるが故に、更に、家庭教育の重大性を認め、之が振興を圖らんとするものであります。

現時我邦は思想國難、經濟國難に直面して居ると稱せられて居ります。知らず何が故の國難でありませう。靜かに其の原因を探る時に、私共には家庭教育の萎微不振といふことが直に胸を衝いて參ります。教育を學校にのみ一任して顧みざる家庭、因襲に囚はれて何等合理的生活を營まざる家庭、其處から思想國難、經濟國難が胚胎するのではありますまいか。此の間に對して何人も否と答ふことは出来まいと思ひます。故に此の缺陷を救ふことが現在に於ける日を達成せむことを期するものであります。

一、事業計畫概要

大日本婦人聯合會は全國婦人團體の聯絡提携並之が進歩發達を圖り特に家庭教育の振興を期する爲左の事業を行ふ

- 一、家庭教育指導者の養成
- 二、家庭教育に關係ある機關の勸奨並聯絡
 - (イ) 母の會・主婦會並婦人會等社會教育的機關の聯絡勸奨
 - (ロ) 保護者會・母姊會並同窓會等學校を中心とする機關の聯絡勸奨
 - (ハ) 教化團體との聯絡
- 三、家庭教育の振興に關する事業
 - (イ) 家庭教育振興資料の調査研究
 - (ロ) 家庭教育資料の刊行頒布
 - (ハ) 母の講座開設
 - (ニ) 家庭教育講演會並講習會等の開催
 - (ホ) 繪本・玩具・學用品並家庭讀物の改善
 - (ヘ) 教育映畫の改善
- 四、家庭教育に關する社會的施設の助成經營
 - (イ) 家庭教育相談所の設置經營
 - (ロ) 乳幼児健康相談所の設置經營
 - (ハ) 學生相談所の設置經營
 - (ニ) 託兒所幼稚園・日曜學校・子ども會並兒童遊園等の助成聯絡
- 五、家庭に於ける優良なる環境の建設に關する事業
 - (イ) 家庭に於ける精神生活の向上に關する事項
 - (ロ) 家

本國民特に日本婦人の重大なる任務であると信じます。まして往時我邦に於ては世界に比類なき家庭教育が行はれて居た事實に顧みて、家庭を修養の道場となし、創造の殿堂となし、斯くて健全有爲なる國民を養成し、豊富無限の經濟力を發揮するは日本婦人の肩に繋る一大責務と謂はねばなりません。

此の責任を果す爲には、所在各地の婦人團體の奮勵と努力とを望まねばなりません。併せて必要なものは、全國的の連絡機關であります。今日婦人團體の活動目覺しきものあるに拘らず、唯一つの聯絡の上に缺陷のあるのは、團體發達の爲寔に遺憾至極の事でありまして、若し今日のまゝで推移するならば將來如何程の活動を續けても、舉國的運動を起し、充分なる成果を收めることは困難と存じます。私共は之を遺憾とするの餘り、茲に奮然起つて、大日本聯合婦人會を組織することに致しました。是れ時勢の促す所、國家の要求する所であります。其の目的とする所は、家庭をして眞に心身育成人格涵養の壇場たらしめんが爲、家庭教育の振興を圖り、各種教育機關と相俟ちて、國民教育を大成し、以て國運の進展に資せんとするに外ならないのであります。今や文運日に隆にして教化却て衰へ人智月に進みて世道往々にして廢らんとするの秋あるの秋に方り、我邦固有の美風に基き、更に科學の力による家庭生活を確立するは一に家庭教育の振興に須たねばなりません。乃ち大日本聯合婦人會は弘く同志の翼賛を求め、其の眞摯熱誠なる協力に頼り、之が目的

- 庭生活の改善に關する調査研究
- (ハ) 國産品愛用に關する事項
- (ニ) 家庭に於ける優良必需品の紹介斡旋
- 六、社會教化に關する施設並表彰
 - (イ) 良風美俗の維持作振
 - (ロ) 家庭生活を基本とする公立生活訓練の強調
 - (ハ) 家庭教育功勞者並優良團體の表彰

教育時事

昭和五年四月乃至十二月

- 四月 全國聯合教育會臨時總會、師範卒業生の初任給引下起る。
- 五月 全國町村長大會で初任給引下決議、東京高師附屬全國國語科訓導協議會、女學生とフイリッピン選手問題。
- 六月 全國實業專門學校校長會議、高師、臨教校長會議、全國中等學校校長會議、學生の航空聯盟、全國小學校女教員大會、學務部長會議、全國聯合教育會總會。
- 七月 帝國教育會專務主事野口氏辭任、大島正徳氏後任、教員減給運動始まる。
- 八月 文部、内務兩省より通牒。
- 九月 教員減俸更に深刻となる。
- 十月 第十三回全國小學校教員會議、教育勅語漢發四十周年記念事業、教育強調週間。
- 十一月 視學講習會、關東州小學校長優遇會、國定教科書値下
- 十二月 實補習聯合教育大會。

神奈川縣教育會 代議員會

三月九日午前十時より縣廳内縣會議場に於て、各郡市教育會並に中等學校教育團體よりの各代議員と本會役員を併せて出席者五十名代議員會を開催した。

昭和五年度事務報告に次で、昭和四年度歳入歳出決算の承認、昭和六年度歳入歳出豫算の熱心なる討議決定があつた。

會長、副會長の任期満了につき改選の結果現在の通り

會長 (學務部長) 九 鬼 三 郎

副會長 (教務課長) 村 上 寛

同 (師範校長) 豊 田 潔 臣

満場一致決定致しました。

午後是一時より、本會をして一層の發展を期すための懇談が行はれ初等教育に、中等教育に、或は全般的方面に事業内容の各方面に亘つての意見希望續出して、午後四時近く散會した。

五年度事務報告、決算及び豫算は次の通りであります。

代議員會要項

- 一、會 場 神奈川縣廳内縣會議場
- 二、日 時 三月九日午前十時
- 三、日 程
- 一、昭和五年度事務報告

- 二、昭和四年度歳入歳出決算承認ノ件
- 三、昭和六年度歳入歳出豫算決議ノ件
- 四、役員改選
- 會 長 一名 副會長 二名
- 五、會務ニ關スル懇談

神奈川縣教育會

昭和五年度會務報告

昭和五年度内ニ於テ實施セル本會事業ノ概要左ノ如シ

一、代表者派遣

(一) 四月二十三日ヨリ東京市ニ於テ開會ノ第十四回臨時全國聯合教育大會ニ本會ヨリ高城主事出席ス

(二) 六月二十八日ヨリ東京市ニ於テ開會ノ第十五回全國聯合教育大會ニ本會ヨリ高城横溝ノ兩主事出席ス

(三) 六月十四日ヨリ三日間東京市ニ於テ開會ノ全國女教員大會ニ本會ヨリ左ノ五名出席ス

横濱市戸部小學校訓導

神奈川縣女子師範學校訓導

中郡會屋小學校訓導

足柄上郡福澤小學校訓導

橘樹郡住吉小學校訓導

十月二日ヨリ三日間東京市ニ於テ開會ノ全國小學校教員會議ニ左ノ二名出席ス

横濱小學校長

厚木小學校長

關 村 西 原 西 山 田 中 橋 藤 山 本 會 根 太 藤 三

み さ マ サ ト シ 枝

さ 藤 三

三

(五) 十月十八日ヨリ三日間長野市ニ於テ開會ノ關東聯合教育會ニ本會ヨリ左ノ三名出席ス

神奈川縣師範學校長

大磯小學校長

主 事 高 城 研 作

豊 田 潔 臣

小 泉 健 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

研 作

(六) 十二月一日ヨリ三日間東京市ニ於テ開會ノ實業補習學校、青年訓練所聯合大會ニ神奈川縣實業教育主事草野徳義氏出席ス

(一) 雜誌神奈川縣教育ハ四、五、六、七、九、十、十一、一、二、三ノ十回刊行シ六月號ハ教科指導號、七月號ハ女教員協議會號トシテ發行シ其ノ特別研究ヲ紹介シタリ

(二) 夏季學習帖ハ編纂委員ニ於テ其内容ニ改善ヲ加フルト共ニ定價ヲ値下シテ兒童ノ負擔ヲ輕カラシムルニ努メタルニ需要數前年ニ比シ増加シタリ

(三) 神奈川縣教育關係職員録ハ例年ヨリ値下ゲシテ發行シタリ

(四) 小學校農業教科書ハ従前發行ノ改訂農業教科書ガ時勢ノ進運ニ副ハザル點アリシ爲前年ヨリ新ニ編纂ニ着手シ本年度初ニ脱稿シタルヲ以テ小學校農業教科書トシテ發行シタリ、本書ハ十二月十九日小學校教科用圖書トシテ文部省ノ檢定ヲ經タリ尙本年一月神奈川縣教科用圖書トシテ神奈川縣知事ノ採定ヲ得タリ

(五) 神奈川縣編纂ノ縣民讀本ハ縣ノ命ニヨリ本會ニ於テ發行シタリ

(六) 小學兒童ノ學用品ノ改善ト統一トヲ期スル爲メ委員ヲ設ケテ算術、國語、唱歌ノ各學習帖ヲ編纂中ナリシガ其稿成リタル

(一) ヲ以テ目下發行所ニ於テ夫々印刷中ナリ

三、女教員協議會

五月二十七日ヨリ二日間女子師範學校ニ、神奈川縣小學校女教員協議會ヲ開會、出席者三百八十五名、會員ノ意見發表、其他協議、見學等ヲ實施セリ

四、講習會

(一) 小學校本科正教員養成學科講習會ヲ夏季ニ於テ三十日間、冬季ニ於テ十四日間、神奈川縣女子師範學校ニ於テ開會セリ

(二) 尋常小學校本科正教員養成學科講習會ヲ夏季ニ於テ三十日間、冬季ニ於テ十二日間、神奈川縣師範學校ニ於テ開會セリ

五、外客接待

(一) 四月上旬ヴアンクーパー市ストラスコトナー學校長ブラウン氏日本教育視察ノ爲來朝四月二十日ヨリ三日間神奈川縣内視察ニツキ、本會ニ於テ案内通譯宿所等ノ斡旋ノ事ニ努メ以テ歓迎ノ意ヲ表シタリ

(二) 六月二十七日、米國ワシントン小學校長ホルト女史及ピシアートル・プライマリースクール歴史教師グレグソン女史教育視察ノ爲メ來朝ニ付、横濱市内視察ニ關シ本會ニ於テ案内通譯等斡旋シタリ

神奈川縣教育會昭和四年度歲入歲出決算

一金壹萬八百拾七圓〇四錢

金壹萬參千五百四拾七圓七拾錢

一金壹萬參千五百四拾七圓七拾錢

金壹萬參千五百四拾七圓七拾錢

內譯

歲入之部

科 目	決 算 額	豫 算 額	比 較 増	比 較 減
一、郡市教育會負擔金	一、八七、六八七	一、八七、七〇七	四六、一七〇	—
二、會 費	五、三三、一〇〇	五、三三、一〇〇	—	—
三、補 助 金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	—	—
四、交 附 金	—	—	—	—
五、講 習 料	一、八、五〇〇	一、八、五〇〇	—	—
六、雜 誌 代 料	六、〇〇〇	六、〇〇〇	—	—
七、出 版 物 檢 印 料	三、三、〇〇〇	三、三、〇〇〇	—	—
八、雜 收 入	三、三、〇〇〇	三、三、〇〇〇	—	—
九、前 年 度 繰 越 金	一〇、七、七〇、〇〇〇	一〇、七、七〇、〇〇〇	—	—
計	一〇、七、七〇、〇〇〇	一〇、七、七〇、〇〇〇	—	—

附 記

決算ノ際迄ニ納入ナカリシモノアルニ依ル
主トシテ補習學校用教科書ノ檢印料少ナキニ
依ル

歲 入 決 算 額

歲 入 豫 算 額

歲 出 決 算 額

歲 出 豫 算 額

歲出之部

科 目	決 算 額	豫 算 額	比 較 増	比 較 減
一、會 議 費	一、三、〇、〇〇〇	一、三、〇、〇〇〇	—	—
二、代 議 員 會 費	六、六、三三三	六、六、三三三	—	—
三、役 員 會 費	九、〇、〇〇〇	九、〇、〇〇〇	—	—
二、事 業 費	二、七、七、八三三	二、七、七、八三三	—	—
一、講 習 會 費	一、二、〇、〇〇〇	一、二、〇、〇〇〇	—	—
二、研 究 協 議 會 費	一、三、一、一七〇	一、三、一、一七〇	—	—
三、講 演 會 費	—	—	—	—
四、調 査 會 費	三、六、五、七〇〇	三、六、五、七〇〇	—	—
五、研 究 獎 勵 費	六、〇、〇〇〇	六、〇、〇〇〇	—	—
六、視 察 費	二、四、〇、〇〇〇	二、四、〇、〇〇〇	—	—
三、編 纂 費	二、一、八、四、八六六	二、一、八、四、八六六	—	—
一、編 纂 費	二、一、八、四、八六六	二、一、八、四、八六六	—	—
四、諸 給 與 費	二、一、八、四、八六六	二、一、八、四、八六六	—	—
一、俸 給 費	一、七、七、七〇〇	一、七、七、七〇〇	—	—
二、旅 費	二、七、七、一〇〇	二、七、七、一〇〇	—	—
三、雜 給 費	一、七、七、一〇〇	一、七、七、一〇〇	—	—
五、需 要 費	二、一、七、一〇〇	二、一、七、一〇〇	—	—
一、備 品 費	二、一、七、一〇〇	二、一、七、一〇〇	—	—
二、消 耗 品 費	六、〇、〇〇〇	六、〇、〇〇〇	—	—
三、通 信 運 搬 費	九、九、九、九〇〇	九、九、九、九〇〇	—	—
六、雜 費	二、四、七、〇〇〇	二、四、七、〇〇〇	—	—

附 記

夏季學術講習會ヲ開會セザリシニ依ル

主トシテ補習學校用教科書編纂未了ノダメ

一、雜費	13,919.00	13,919.00	13,919.00
七、關東聯合教育會費	2,161.33	2,161.33	2,161.33
一、關東聯合教育會費	2,161.33	2,161.33	2,161.33
八、豫備費	1,149.00	1,149.00	1,149.00
一、豫備費	1,149.00	1,149.00	1,149.00
計	10,370.33	13,579.33	3,209.00

歲入差引剩餘金四百五拾六圓拾貳錢ヲ處分スルコト左ノ通り

金貳百圓也

金貳百五拾六圓拾貳錢

資產調

一金參千八百貳拾壹圓〇參錢

內譯

金貳千圓也

金壹千圓也

金八百貳拾壹圓參錢

次年度へ繰越金
資產へ編入

第七八回神奈川縣農工債券(六分利)
第九八回神奈川縣農工債券(六分二厘利)
銀行預金及郵便貯金

昭和六年度神奈川縣教育會歲入歲出豫算

歲入之部

一、負擔金	1,500.00	1,500.00	500.00
二、分擔金	500.00	500.00	500.00
三、會費	—	—	—
四、補助金	1,100.00	1,100.00	—
五、講習料	1,210.00	1,210.00	—
六、雜誌代	700.00	700.00	—
七、檢印料	1,200.00	1,200.00	—
八、雜收	110.00	110.00	—
九、前年度繰越金	10,000.00	11,010.00	1,010.00
計	10,000.00	11,010.00	1,010.00

附記

各郡市教育會負擔金別表ノ通

加盟各學校團體分擔金

科目名稱變更ノ爲メ

〔教員養成講習會〕 一、一、二〇〇圓
〔學術講習會其他〕 五〇〇圓
〔一〕部年額二圓五十錢三百部分
〔夏季學習帖二、五〇〇圓 農業書五〇〇圓
〔諸學習帳等其他八〇〇圓
預金利子及廣告料等

一、會議費	150.00	150.00	—
二、總會議費	10.00	10.00	—
三、代議員會費	50.00	50.00	—
計	210.00	210.00	—

歲出之部

附記
會場諸雜費
代議員會一回分辦當其他

郡名	教員數	負擔金
横須賀市	一、四七四	四四二、二〇
横濱市	二三〇	六九、〇〇
川崎市	二五〇	七五、〇〇
橋本郡	一六七	五〇、一〇
都筑郡	一八一	五四、三〇
久良岐郡	四八	一四、四〇
三浦郡	三七九	一一三、七〇
鎌倉郡	二七九	八三、七〇
高座郡	四九八	一四九、四〇
中郡	五四一	一六二、三〇
足柄上郡	二五二	七五、六〇
足柄下郡	三七六	一一二、八〇
愛甲郡	一八七	五六、一〇
久井郡	一三八	四一、四〇
計	五、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇

昭和六年度負擔金各郡市教育會割當表

項目	金額	備註
三、役員會費	30.00	役員會辦當其他七回分
二、事業費	6,400.00	〔教員養成學科講習會〕一、八六〇圓
一、講習會費	1,400.00	〔學術講習會〕七四〇圓
二、講演會費	2,600.00	三ヶ所ニ開會一ヶ所八十圓外二十圓
三、研究費	6,000.00	〔懸賞論文募集〕
四、研究獎勵費	100.00	〔各學科研究會〕ニ對スル講師謝禮等
五、研究協議會費	100.00	〔科目ヲ合併シテ研究費トス〕
六、調査費	500.00	委員旅費調査物印刷其他
七、視察費	500.00	學事視察補助
八、編纂費	1,100.00	〔雜誌十回〕一、五〇〇圓 〔學習帳〕三〇〇圓
三、諸給與費	1,100.00	〔職員録〕一〇〇圓 其他三〇〇圓
一、俸給費	11,000.00	主事一名月一、二〇〇圓 書記一名五〇圓
二、旅費	3,500.00	役員出張代表者派遣旅費
三、雜給費	3,500.00	給任手當及賞與等
四、需費	1,800.00	本箱椅子等
一、備品費	500.00	筆紙墨等
二、消耗品費	700.00	郵稅及電話料
三、通信運搬費	600.00	聯合教育會加盟費 外客接待費等
五、雜費	3,500.00	
一、雜費	3,500.00	
六、豫備費	11,000.00	
一、豫備費	11,000.00	
計	107,000.00	

本豫算ノ各科目ハ會長ニ於テ適宜流用スルコトヲ得ルモノトス

教員互助會評議員會

三月三十日午前十時より、縣廳四階會議室に於て開會、左記要項の通り附議し、懇議の結果原案通り何れも議定せられた。

評議員會要項

- 一、日 時 昭和六年三月三十日午前十時
- 一、會 場 神奈川縣廳四階會議室
- 一、附議事項
 - 一、昭和四年度歳入歳出決算
 - 一、昭和六年度歳入歳出豫算
 - 一、慰籍料贈與細則設定ノ件
 - 一、資金貸附細則設定ノ件
 - 一、學資金貸附細則設定ノ件
 - 一、住宅地購入家屋建築資金貸附細則設定ノ件
 - 一、昭和六年度ニ於ケル學資金貸附人員ヲ定ムルノ件
 - 一、會務施行上ニ關スル協議

慰籍料贈與細則

- 第一條 本會定款第四條第二號ニ依ル慰籍料ノ贈與ハ本細則ニ依ル
- 第二條 通常會員、特別會員ニシテ重病ニ罹リ又災害ニ遭遇シタルトキ委員ニ於テ慰籍料贈與ノ必要アリト認メタルトキハ左記調書ヲ添ヘ本會ニ報告スベシ
 - 一、重病ノ場合 病名、治療經過ノ概況、報告當時迄ノ醫藥費

資金貸附細則

- 第一條 本會定款第四條第四號ノ疾病、災害其ノ他急迫セル事情ニ依ル資金ノ貸附ハ此細則ニ依ル
- 第二條 資金ノ貸附ハ一人五百圓ヲ限度トス
- 第三條 五拾圓以上參百圓未満ノ資金ノ貸附ヲ受ケントスル時ハ左ノ保證人ヲ要ス
 - 一、百圓未満 壹人
 - 二、貳百圓未満 貳人
 - 三、參百圓未満 參人
- 前項ノ保證人ハ本會甲種通常會員タルコトヲ要ス
- 借入金額參百圓未満ノモノニテモ本會ニ於テ相當ト認メタル擔保品ヲ提供スルトキハ前項ノ保證人ヲ要セス
- 第四條 參百圓以上ノ貸附ヲ受ケントスルトキハ本會ニ於テ相當ト認メタル擔保ヲ懸シ其ノ擔保品不動産ナルトキハ抵當權ノ設定ヲ爲スモノトス 此ノ場合ハ保證人ヲ要セス
- 第五條 貸附金ノ利率ハ年利六分トス
- 第六條 貸附金ノ償還ハ貸附ヲ受ケタル翌月ヨリ五ヶ年以内ノ月賦均等償還トス但シ借受人ノ都合ニ依リ一時ニ償還スルコトヲ得
- 第七條 前條ノ月賦償還金ハ毎月二十八日限り本會ニ拂込ムモノト

- 一、概算、家族及生計ノ概況
- 二、災害ノ場合ニハ被害ノ状況、直接ノ損害額ノ概況、家族及生計ノ状況
- 第三條 會長ニ於テ前條ノ報告ヲ受ケタル時ハ調査ノ上百圓以下ノ範圍内ニ於テ相當ノ慰籍料ヲ贈與ス

學資金貸附細則

- 第一條 本會定款第四條第三號ニ依ル學資金ノ貸附ハ本細則ニ依ル
- 第二條 學資金貸附ノ員數ハ毎年度評議員會ニ於テ之ヲ定ム
- 第三條 學資金ノ貸附額ハ一人ニ對シ一ヶ月貳拾圓以内參ヶ年ヲ限度トス 但シ三ヶ年ノ貸附ヲ受ケタル後尙引續キ貸附ヲ受ケントスル時ハ本會ニ於テ相當ノ事由アリト認メタル時ニ限り繼續貸附スルコトアルヘシ
- 第四條 貸附金ノ償還ハ最後ノ貸附ヲ受ケタル月ヨリ六ヶ月後迄無利子据置トシ其ノ翌月ヨリ一ヶ年五分ノ利子ヲ附シテ五ヶ年以内ノ月賦均等償還ヲ爲スモノトス
- 第五條 貸附ヲ受ケタル子弟ガ死亡又ハ不具廢疾トナリタル等ノ場合ニハ前條ノ償還金ハ評議員會ノ議ヲ經テ減額スルコトアルヘシ
- 第六條 前條ノ月賦償還ハ毎月二十八日迄ニ其ノ月分ヲ拂込ムモノトス、拂込期日ニ後レタル場合ハ日歩貳錢五厘ノ割合ノ延滞日歩ヲ徴ス

住宅地購入家屋建築資金貸附細則

- 第一條 本會定款第四條第三號ニ依ル貸附金ハ本細則ニ依ル
- 第二條 貸附金ハ一人貳千圓ヲ限度トス
- 第三條 貸附金ノ利子ハ一ヶ年六分トス
- 第四條 貸附金ノ償還ハ左ノ方法ニ依ル
 - 一、貸附金ノ元利ハ貸附金ヲ受ケタル翌月ヨリ十ヶ年均等月賦償還トス
 - 二、前項ノ月賦償還金ハ其ノ月分ヲ毎月二十八日限り本會ニ拂込ムモノトス
 - 三、月賦償還金ノ拂込ミヲ期日ニ後レタル時ハ延滞利子ヲ徴ス其ノ利率ハ日歩二錢五厘トス
- 第五條 借受人ノ都合ニヨリ貸附金ハ一時ニ償還スルコトヲ得

- 第七條 學資金ノ貸附ハ中等學校以上ノ學校在學者ニ限ル
- 第八條 學資金ノ貸附ヲ受ケントスル者ハ其ノ學資ヲ給與スベキ子弟ノ氏名ヲ記載シタル申込書ニ保證人連署ノ上左ノ書類ヲ添附シテ通常會員ニアリテハ委員ヲ經テ特別會員ニアリテハ直接本會ニ申込ムベシ
 - 一、學資ヲ貸附スベキ子弟在學ノ學校長ノ成績證明書及學校醫ノ作製シタル身體検査書
 - 二、保證人ノ財産調
- 第九條 會長ニ於テ前條ノ申込ヲ受ケタル時ハ子弟ノ人物、健康ノ狀況、學業成績及本人ノ在會年數等ヲ調査シテ詮衡委員會議ヲ經テ之ヲ決定ス
- 前項ノ詮衡委員會ハ理事ヲ以テ組織ス

第六條 貸附金ニ對シテハ相當ノ擔保ヲ徵スルモノトス
前項ノ擔保ハ不動産ニアリテハ抵當權ノ設定ノ登記ヲ爲スモノトス

第七條 貸附金ノ貸附ヲ受ケントスル者ハ神奈川縣ニ於テ直接國稅ヲ納ムル者二名以上ノ保證ヲ要ス

第八條 貸附金ノ貸附ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類ヲ添附シテ通常會員ニアリテハ委員ヲ經テ特別會員ニアリテハ直接ニ本會ニ申込ムベシ

一、申込書

記載事項 金額、使用ノ目的、住所、氏名

二、住宅地購入資金ノ場合ハ住宅地調

記載事項 買ヒ入ル可キ住宅地ノ地目、段別、地價、買入價格豫定

住宅建築資金ニアリテハ住宅調

記載事項 建築スベキ住宅ノ平面圖及大體ノ設計及ビ建築費ノ豫算

三、擔保及保證人ニ關スル調

記載事項 擔保品ノ名稱、數量、價格

保證人ノ住所、氏名、年齢及ビ其ノ直接國稅ノ納額

第九條 貸附金ノ授受、抵當權設定登記料、擔保物件ノ實地検査等ニ要スル費用ハ借受人ノ負擔トス

第十條 會長ニ於テ第八條ノ申込ミヲ受ケタル時ハ在會年數其他ヲ調査ノ上決定ス

昭和六年度ニ於ケル學資金
貸附人員ヲ定ムル件

一、本會定款第四條ニ依ル學資金ノ貸附ハ昭和六年度ニ於テハ二人トス

教員互助會總會

三月三十日午後一時より縣廳内に開會。委任狀提出者を併せて出席總數千餘名、決算と豫算とを熱心に附議の結果、左記の通り原案可決した。

更に、評議員會に於て設定せられた諸種の細則(前掲)の報告が行はれ、これまた熱心に聴取の上、研究懇談が遂げられた。

現在、通常會員特別會員を併せて凡そ三千五百名、うち甲種通常會員は約千八百名である。甲種通常會員數の増加運動に就ては、本會に於ても極力勧誘し、出席者會員に於ても直接勧誘方法を講ずる話合に移り、終始緊張裡に午後四時近く散會した。

社團法人神奈川縣教員互助會昭和四年度決算

一金六千四百六拾參圓五拾八錢
金四萬貳千參百圓
一金四千貳百貳拾七圓六拾七錢
金四萬貳千參百圓
歲入歲出差引金貳千貳百參拾五圓九拾壹錢

歲入 決算額
歲出 決算額
剩餘 算額

内譯

歲入之部

科 目	決 算 額	豫 算 額	増 減
一、會 費	1,690.00	3,000.00	△ 1,310.00
二、補 助 金	200.00	200.00	△ 0.00
三、寄 附 金	1,100.00	1,000.00	△ 100.00
四、利 子	—	—	△ 0.00
五、雜 收 入	1,000.00	1,100.00	△ 100.00
六、繰 越 金	4,500.00	4,500.00	△ 0.00
計	11,490.00	11,000.00	△ 490.00

附 記
改正定款實施セザリシニ依ル

會費ノ納入少ナカリシニ依ル(定款改正實施セザリシ爲)

歲出之部

科 目	決 算 額	豫 算 額	増 減	附 記
一、事業費	11,810,000	11,100,000	△ 710,000	
一、甲 慰 金	1,000,000	1,000,000	△ 0	
二、慰 籍 料	1,000,000	1,000,000	△ 0	
三、退 會 金	1,800,000	1,800,000	△ 0	
二、事務費	1,780,000	1,100,000	△ 680,000	臨時總會ノ開會二回アリシニ依ル
一、總 會 費	400,000	100,000	△ 300,000	
二、役 員 會 費	100,000	100,000	△ 0	
三、俸 給	700,000	200,000	△ 500,000	
四、手 當	300,000	100,000	△ 200,000	
五、旅 費	110,000	100,000	△ 10,000	
六、備 品 費	300,000	200,000	△ 100,000	
七、消 耗 品 費	200,000	200,000	△ 0	
八、印 刷 費	100,000	100,000	△ 0	
九、通 信 運 搬 費	100,000	100,000	△ 0	
〇、支 部 交 付 金	100,000	100,000	△ 0	
二、雜 費	1,700,000	1,000,000	△ 700,000	
三、積 立 金	1,100,000	1,100,000	△ 0	
四、豫 備 費	4,270,000	4,270,000	△ 0	

社團法人神奈川縣教育互助會昭和四年度剩餘金處分案

一金貳千貳百參拾五圓九拾壹錢

昭和四年度剩餘金

昭和五年度ニ於テ改正定款實施ノ結果退會者多ク退會金ノ支拂ニ多額ヲ要スル見込ニ付昭和四年度剩餘金ハ積立金トセズ昭和五年度ニ繰越スモノトス

積立金調

昭和三年度決算ノ際現在額

一金五萬六千圓也	昭和三年度決算ノ際現在額
計五萬六千圓也	神奈川縣農工債券七分利附額面三萬五千圓
右積立金ノ種別左ノ如シ	六分利附額面壹萬七千五百圓
一金參萬五千圓也	同 六分二厘利附額面三千圓
一金壹萬七千五百圓也	神奈川縣農工銀行定期預金
一金參千圓也	
一金五百圓也	
計金五萬六千圓也	
備考	
前項積立金ノ外昭和五年度經濟ニ於テ左記ノ現金ヲ有ス	定期預金
金五千圓	當座預金及ヒ振替預金
金壹千百拾九圓六拾貳錢	三月二十日現在
計金六千百拾九圓六拾貳錢	

社團法人神奈川縣教員互助會昭和六年度 歲入歲出豫算

歲入之部

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増 △減	附 記
一、會費	三、三〇〇.〇〇	一、七〇〇.〇〇	△ 一、六〇〇.〇〇	(甲種 二十人 一人十二圓宛 乙種 二百五十人 一人二圓四十錢宛
二、補助金	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇	
三、寄附金	一〇.〇〇	一〇.〇〇	△ 〇.〇〇	
四、利息	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇	(有價證券利子 三、九八〇圓 預金利子 四五〇圓
五、雜收	一〇.〇〇	一〇.〇〇	△ 〇.〇〇	
六、繰越金	三、三〇〇.〇〇	三、三〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇	
計	七、〇一〇.〇〇	五、八二〇.〇〇	△ 一、一九〇.〇〇	

歲出之部

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増 △減	附 記
一、專業費	一、三〇〇.〇〇	一、三〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇	七十圓平均十六人分
二、慰籍料	一、一〇〇.〇〇	一、一〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇	十圓平均十人分
三、退會費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇	(甲種會員 三十圓平均五十人 乙種會員 十圓平均二十人
二、事務費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇	
計	三、五〇〇.〇〇	三、五〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇	

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増 △減
一、總會費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇
二、役員會費	三〇.〇〇	三〇.〇〇	△ 〇.〇〇
三、俸給當	一〇〇.〇〇	九〇.〇〇	△ 一〇.〇〇
四、手當	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇
五、旅費	一〇〇.〇〇	一〇.〇〇	△ 九〇.〇〇
六、備品費	一〇.〇〇	一〇.〇〇	△ 〇.〇〇
七、消耗品費	一〇.〇〇	一〇.〇〇	△ 〇.〇〇
八、印刷費	一〇.〇〇	一〇.〇〇	△ 〇.〇〇
九、通信費	一〇.〇〇	一〇.〇〇	△ 〇.〇〇
二、集金費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇
二、支部交附金	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇
三、雜費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇
三、積立金	二、〇〇〇.〇〇	一、〇〇〇.〇〇	△ 一、〇〇〇.〇〇
四、改正定款實施費	一〇.〇〇	一〇.〇〇	△ 〇.〇〇
五、豫備費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	△ 〇.〇〇
計	三、九〇〇.〇〇	三、〇〇〇.〇〇	△ 九〇〇.〇〇

本豫算ノ各科目ハ會長ニ於テ適宜流用スルコトヲ得ルモノトス

二回分
四回分 一回十二圓五十錢
八十圓一名一ヶ年分
賞與及給仕手當
役員出張旅費
金庫一個 五〇〇圓
其ノ他 五〇圓

{ 委員通信費 一五〇圓
其ノ他 八〇圓
振替拂込料金 一回十錢平均三百回分
通常會員一人當リ四錢其ノ他十圓

農業教授研究會編纂(三月中旬刊行)

新刊

農業實習日誌

四六版 百四十頁
定價 十二錢

高等小學校兒童の農業實習に、實業補習學校生徒の家
庭實習に、又、農村青年諸君の農場日誌として、絶好
の良書であります。

目要の内容

神奈川縣ノ統計
郷土ノ統計記入欄
我家ノ統計記入欄
各季節農業作業記入欄
一ケ年間農業作業記入欄
各作物栽培計劃實施表

家畜飼養計劃實施表
養產飼育計劃實施表
雜草病中害ノ研究表
各作物耕種耕概表
家畜飼養標準表
養蠶飼育標準表
藥劑要覽等

發行所 神奈川縣國定教科書特約販賣所

振替口座東京三六二番
電話長町四二〇番
○三ノ二町菜蓬區中市濱横

帝國教育會購買部價格表

曩きに林會長閣下の購買部設置の趣旨に基
き設置以來三星霜を經まして皆様の御信用を
博し日増しに隆盛を極めました事は感謝に堪
へません益々物品購入及供給方法を合理化し
て「製造者より直接消費者へ」をモットーとし
學校教職員兒童學生父兄に其の必需品を廉價
に仲介して出来るだけ教育費事務費の節減に
貢獻すると同時に父兄の負擔を軽減せしめた
いと存じて居ります。

ては是等の點に充分御留意下され、假令外交
員に依て購入致されましても御支拂は必ず直
接本部宛振替又は爲替にて御送金額ひます、
領收證は主任の領收證の外無効であります。

費、内地は當方にて負擔、その他は運賃實費。
▲洋半紙(市價の五割安)
白玉印一萬二千枚 一九〇一五、四〇
瑠璃印 同 一九一五、二〇
八印 同 一九二二、四〇
▲器械半紙(市價の五割安)
【左の數字は一二、〇〇〇枚(壹丸)の特價】
將棋 九、七〇 角行 二、七〇 銀將 三、七〇
龍王 四、五〇 桂馬 六、三〇 香車 二、六〇
金將 三、三〇 龍馬 三、三〇 駒 九、二〇
▲ザラ半紙(市價の五割安)
蓬萊印一萬二千枚 九、七〇 玉印 九、七〇
富貴印 同 九、七〇 末廣印 八、三〇
福壽印 同 八、三〇
右半紙類の運賃荷造は内地は着驛迄無料、
琉球及各殖民地は運賃實費を頂きます。

品名(十册特價) 二帖 三帖 四帖
上製ノート 七、六一、一〇一、四〇
並製ノート 六、〇〇、九〇一、二〇
罫線は各種あるも同値、御注文の際は罫
縦罫其他國漢、理科、幾何用等御指定を乞ふ
▲ケント畫學紙(市價の五割安)
四〇听ハツ切千枚 一、三〇 四十七听(同) 一、共
五十七听(同) 二、一六 六十七听(同) 二、四
七十七听(同) 三、三〇 八十七听(同) 三、四

品種 個數 一箱特價

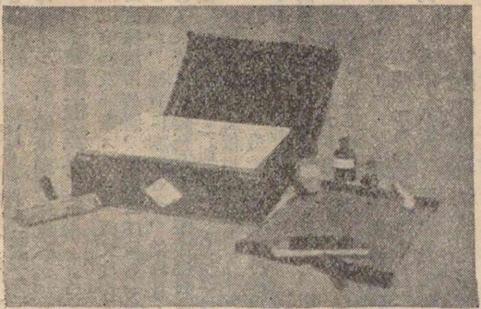
帝教選定撥粉應用菊地聖筆	百本入	、二六
ニジ印色墨筆六色赤	百四十四本入	、一〇五
同 單色赤	百本入	、一〇五
同 綠	同	、九〇
同 青黃紫黛緒	同	、六〇
同 襪狀印	二百二十本入	、二五
同 リス印白色	百本入	、一五
同 ニシ印五色	同	、三五

品種 硬度 特價 特價

A 帝教選定兩切鉛筆	H、B、	一〇一、一〇
B 大尻白ゴム付鉛筆	H、B、	一、一五
C 青筋入赤ゴム付鉛筆	H、B、	一、八五
E 高級黃色六角金筋入	H、B、	二、八五

化學印刷器 は各宮殿下の御嘉納の光榮に浴せし歴史を有するもので殊に氣持がよい、真白い硬質版の印刷器であります。

本器の特色



- 一、原紙は普通の用紙で足り、如何なる筆、ペンでも自由に書けます。
- 二、運筆は筆意、筆勢とも普通の墨筆と同じく自由に表現出来ます。
- 三、出来栄は石版又は亜鉛版印刷のやうに洵に優美鮮明で色刷も隨意であります。
- 四、構造は頗る簡單で印刷版は幾度の使用にも耐へます。
- 五、使用が簡易で机の上でも墨の上でも手軽に使へます。
- 六、経費は謄寫版の三分の一以下で済みます。

◎本器の利用の途

本務書類、教材、圖書、肉筆手本、免狀賞狀、辭令、書狀、名刺、詩集、會報、樂譜、ホスター、タイプライター印寫。
 ◎本器の耐久力は半永久的でありますから卒業生の紀念品として屢々御採用を願つて居ります。特價は前頁を御參照下さい
 —(印刷見本及定價表は御申込次第送呈)—

神田區一ツ橋
 町通十三番地

帝國教育會購部

振替口座
 東京一五番

特選學生靴



材料分解

甲皮 紀州産皮革
 耐久底 播磨産水牛皮
 ゴム踵 南洋ゴム會社製
 ハトメ、ホツク、ミシン糸、中底、裏布等すべて當部の嚴選によるものにして高級工手の合理的工程による。

好評ハ日に増し毎日の生産は逐次遞増中何とぞ絶大の御信頼を賜はり御選定を願ひ上げます。

ボックス編上

(耐久底、先アル形)

大人用 三圓七拾錢
 中人用 二圓九拾錢

(女學生用モアリ)

送料實費申受けます。
 其他、紳士靴、運動靴、青年訓練靴、ゴム底靴、ゴム長靴等、前頁ヲ委シク御參照下サイ。
 尙値段安キタメ御不安ノ様察セラレマスガ、コレガ實際ノ大量生産ニ基ク工場原價アスカラ御安心ラ願ヒマス

月刊雜誌 主任訓導界 四月特輯號 新案懸賞募集!!

讀方教授法研究の仕方

- 一 讀方教育問題研究の内容
 - 1 讀方教授の目的に關する研究
 - 2 讀方教授の材料に關する研究
 - 3 讀方教授の方法に關する研究
 - 4 讀方教授の場題に關する研究
 - 5 讀方教授の場題の選擇
- 二 自由選用問題の場題の分類
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 三 讀方教授の場題の分類
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 四 讀方教授の場題の選擇
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 五 調査發表の仕方
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 六 讀方教授の場題の分類
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 七 讀方教授の場題の選擇
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 八 讀方教授の場題の分類
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 九 讀方教授の場題の選擇
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 十 讀方教授の場題の分類
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 十一 讀方教授の場題の選擇
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 十二 讀方教授の場題の分類
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 十三 讀方教授の場題の選擇
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 十四 讀方教授の場題の分類
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 十五 讀方教授の場題の選擇
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 十六 讀方教授の場題の分類
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 十七 讀方教授の場題の選擇
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 十八 讀方教授の場題の分類
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 十九 讀方教授の場題の選擇
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇
- 二十 讀方教授の場題の分類
 - 1 讀方教授の場題の分類
 - 2 讀方教授の場題の選擇
 - 3 讀方教授の場題の分類
 - 4 讀方教授の場題の選擇

本號金五十錢
 前半年ケ二圓八錢
 納ケ一年ケ五圓十五錢

主任訓導界 六三月號 中心綴方教授の實際 (五十錢册)
 五年一號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年二號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年三號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年四號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年五號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年六號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年七號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年八號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年九號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年十號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年十一號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年十二號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年十三號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年十四號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年十五號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年十六號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年十七號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年十八號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年十九號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年二十號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年二十一號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年二十二號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年二十三號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年二十四號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年二十五號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年二十六號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年二十七號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年二十八號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年二十九號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年三十號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年三十一號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年三十二號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年三十三號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年三十四號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年三十五號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年三十六號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年三十七號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年三十八號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年三十九號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年四十號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年四十一號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年四十二號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年四十三號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年四十四號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年四十五號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年四十六號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年四十七號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年四十八號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年四十九號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年五十號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年五十一號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年五十二號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年五十三號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年五十四號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年五十五號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年五十六號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年五十七號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年五十八號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年五十九號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年六十號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年六十一號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年六十二號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年六十三號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年六十四號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年六十五號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年六十六號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年六十七號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年六十八號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年六十九號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年七十號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年七十一號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年七十二號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年七十三號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年七十四號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年七十五號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年七十六號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年七十七號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年七十八號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年七十九號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年八十號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年八十一號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年八十二號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年八十三號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年八十四號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年八十五號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年八十六號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年八十七號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年八十八號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年八十九號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年九十號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年九十一號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年九十二號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年九十三號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年九十四號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年九十五號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年九十六號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年九十七號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年九十八號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年九十九號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)
 五年百號 讀方と算術の實地授業の準備と指導 (五十錢)

東京 柏木 一丁目 高橋 踏社 電話 四谷一七〇番 振替 東京七四七番

東京高師訓導 小林佐源治・佐藤末吉・文學士稻村玉雄・前教官水木梢分擔執筆

各科教授の郷土化の實際

菊版二百數十頁 正價壹圓五十錢

主任訓導界三月臨時增刊號 三月二十五日發賣

近時勃興せる教育教授の郷土化は、教育の目的としても、教育の方法としても重要な問題である。本書は此の問題に關する實際的徹底的解決書にしてその述ぶるところは、何れも斯道大家の實地經驗の尊き結晶であつて、一の空理空論を交へない、眞摯なる實際的指導書である。各科それ(一)教授要旨の郷土化(二)教材選擇の郷土化(三)教授方法の郷土化(四)郷土室と其の施設(五)各科教授郷土化實際案例の五項に分ちて詳述してある。

修身教育の郷土化の實際
讀方教育の郷土化の實際
綴方教育の郷土化の實際

算術教育の郷土化の實際
理科教育の郷土化の實際
地理教育の郷土化の實際
國史教育の郷土化の實際

技能科教授郷土化の實際

總布上製美本
定價金一圓六十錢
送料十錢也

本書は圖書科、手工科、唱歌科、體操科、裁縫科の五科教授の郷土化に關する實際的指導書である。各科は夫々(一)教授要旨の郷土化(二)教材選擇の郷土化(三)教授方法の郷土化(四)郷土室と施設(五)郷土化教授實際案例の五項に分ちて、實際案中心に詳述したものである。

昭和六年四月八日印刷 編輯者 橫濱市中區西中町三ノ五五 橫溝今次郎 印刷所 橫濱市中區住吉町五ノ五八 橫濱活版會
昭和六年四月十日發行 印刷人 橫濱市中區住吉町五ノ五八 鈴木清五 發行所 橫濱市中區日本大通一 神奈川縣教育會

東柏 京木 淀一 町四 高踏社 電話四七〇七番 東京七五四七番